

# 第2次富山市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

富 山 市



# 目 次

## 第1章 はじめに

1. 1 第2次計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	4
1. 7 計画の構成	5

## 第2章 地域概況

2. 1 自然的概況	7
2. 2 気候	8
2. 3 人口	9
2. 4 産業の動向	12
2. 5 市街地・集落の状況	13
2. 6 土地利用の状況	14
2. 7 将来計画	16

## 第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現状と課題	19
(1) ごみ排出量の推移	19
(2) ごみ処理体制の状況	22
(3) ごみの減量化・資源化の状況	24
(4) 収集・運搬の状況	27
(5) 処理・処分の状況	31
(6) ごみ処理費用の状況	34
(7) ごみの組成（家庭ごみ細組成調査の概要）	35
(8) 市民意識調査（富山市民意識調査結果報告書の抜粋）	50
(9) 循環型社会形成に向けての進捗状況	53
(10) 課題の整理	64
3. 2 ごみ処理基本計画	66
(1) 基本理念	66
(2) 基本方針	67

(3) 数値目標・モニター指標の設定	68
(4) 基本方針に基づく施策の展開	70
(5) 市民・事業者の3R行動指針	91

## 第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題	97
(1) 水環境に関する状況	97
(2) 生活排水処理施設の種類	101
(3) 生活排水処理の必要性	103
(4) 生活排水処理の現況	104
(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況	116
(6) 水環境保全のための事業実施状況	123
(7) 課題の整理	126
4.2 生活排水処理基本計画	127
(1) 基本理念	127
(2) 基本方針	128
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	129
(4) 生活排水の処理体系	129
(5) 生活排水の処理計画	129
(6) し尿・汚泥の処理計画	135

## 第1章 はじめに

### 1.1 第2次計画策定の趣旨

富山市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に現富山市一般廃棄物処理基本計画（H19～H28）（以下、「第1次計画」という。）を策定し、平成24年4月の一部改訂（後期計画）後も毎年フォローアップを行い、今年度で計画最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するべく、生活系ごみや事業系ごみの3R施策の展開や「富山市エコタウン産業団地」をはじめとする民間施設の積極的な活用による資源化を推進してきたところですが、第1次計画の目標の達成状況としては、ごみの発生抑制が伸び悩んでいること等の課題が残されています。

一方、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、近年の社会・経済状況を踏まえた循環型社会形成のための取り組みを進めることとしています。また、平成28年5月15日・16日に本市で行われた「G7 富山環境大臣会合」では、「資源効率性・3R」の実現に向け、G7が強力なリーダーシップを示す必要があることから、『富山物質循環フレームワーク』を採択し、野心的な行動に取り組むことを約束しました。ごみ関連分野の目標や具体的な事例として、

- ・規制的手法に加えて、事業者による自主的な取り組みの推進
- ・災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設等の整備等
- ・地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策
- ・具体的な例として、食品ロス・食品廃棄物対策

が挙げられていることから、今後国内においては、これらの取り組みが加速していくことが考えられます。

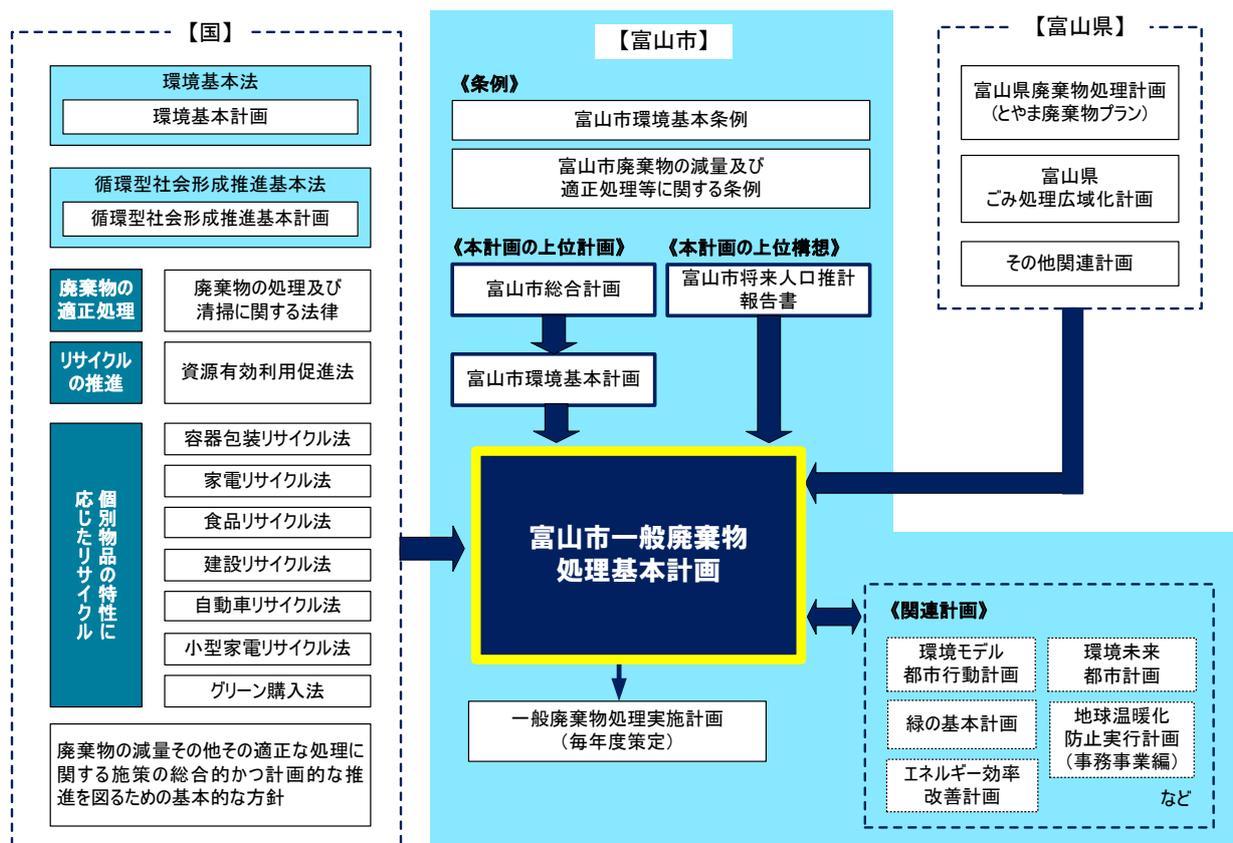
なお、国では、「一般廃棄物処理基本計画」について5年毎の見直しを求めており、本市でも第1次計画の見直し時期に差しかかっています。

そこで、本市においても、国内の背景や市内の一般廃棄物処理の現況を踏まえ、これまでの取り組みを検証した上で、今後10年間（H29～H38）の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる循環型社会の推進を実現していくため、「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



## 1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

## 1.4 対象廃棄物

本計画は、ごみ及び生活排水を対象とします。

## 1.5 計画の期間

本計画の計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成29年度から平成33年度までを前期、平成34年度から平成38年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成33年度、後期末の平成38年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針<sup>※1</sup>に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

- ※<sup>1</sup>①「ごみ処理基本計画策定指針<sup>※2</sup>」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について<sup>※3</sup>」平成2年10月8日 衛環第200号

表1-5-1. 第2次富山市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

項目	平成29年度 (2017年度)	…	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	…	平成38年度 (2026年度)
第2次富山市 一般廃棄物 処理基本計画	← 前 期			→ 後 期		

- ※<sup>2</sup>「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

### 第1章 一般廃棄物処理計画

#### 1. 一般廃棄物処理計画の概要

##### (6) 一般廃棄物処理計画策定の時期

###### ①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。(以下、省略)

- ※<sup>3</sup>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

#### 2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

## 1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位計画である「富山市総合計画」の将来人口（国勢調査）と整合を図ります。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

実 績	将来見込み	
	前期目標年度	後期目標年度
平成27年度	平成33年度	平成38年度
418, 686	406, 102	394, 694

注記1) 平成27年度実績は、国勢調査<sup>※1</sup>の確定値。

注記2) 将来見込みは、「富山市将来人口推計報告書」<sup>※2</sup>に示された人口から推定したもの。「富山市将来人口推計報告書」の人口推計は平成22年度を最終実績値とした5年毎の推計値〔表2-8-2(P. 17)参照〕のため、年度間の人口は内挿により求めた。

※1 出典：「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

※2 出典：「富山市将来人口推計報告書（平成27年度策定）富山市企画管理部企画調整課」

## 1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

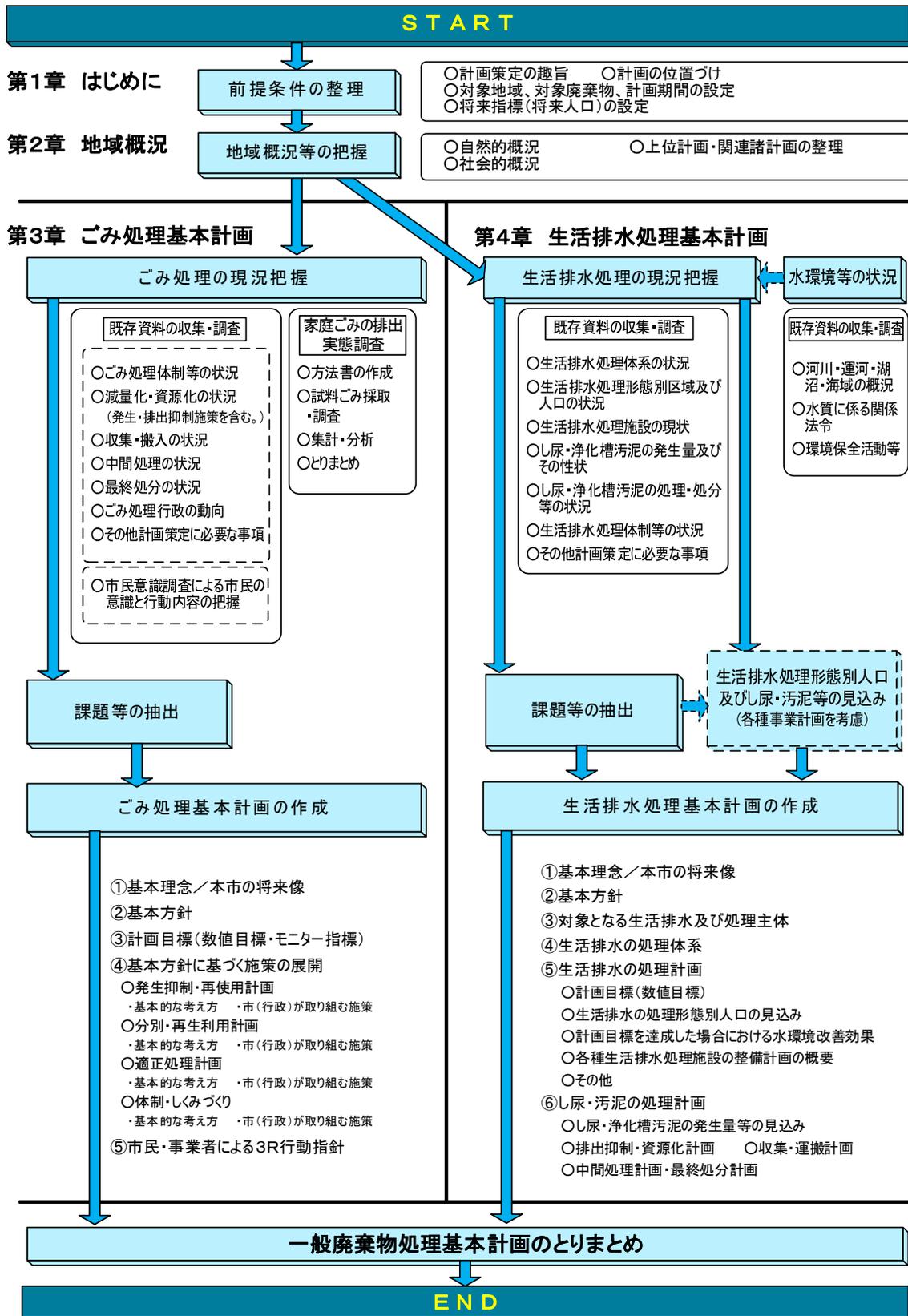


図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順



## 第2章 地域概況

### 2.1 自然的概況

本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県の中央部に位置しています。

本市の南東は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。また、市域の南部には急峻な山岳があり、これらの山々を源に大小の河川が中山間地域を経て肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいます。

交通面では、東西の幹線として、J R北陸本線や北陸自動車道、国道8号が整備されています。また、南北の幹線として、J R高山本線や国道41号が整備されています。さらに、国内外との交流拠点として、富山港や富山空港が整備されていることから、本市は陸・海・空の広域交通の結節点としての重要な役割を果たしています。



図2-1-1. 本市の位置図

## 2. 2 気候

本市は典型的な北陸地方の気候であり、冬季には北西の季節風によって大雪が降ります。気温は、夏季が高温、冬季が低温となっています。特に3月下旬から5月上旬に南風が卓越する際には、フェーン現象によって高温になり空気が乾燥します。

なお、降水量は、年間をとおして多くなっており、特に冬季が多い状況です。

市内にある富山地方気象台（富山市石坂地内）における平成27年の気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 富山地方気象台の気象概況 [平成27年]

月	降水量(mm)			気温(℃)		
	合計	最大		平均	最高	最低
		日	1時間	日平均		
平成27年 1月	264.5	27.5	8.5	2.8	13.5	-2.4
2月	145.0	32.0	5.5	3.8	18.5	-3.3
3月	184.5	34.5	6.5	7.0	25.4	-1.6
4月	185.5	39.0	8.5	13.2	29.7	3.8
5月	85.5	34.0	17.5	19.6	31.2	8.9
6月	114.0	26.0	9.0	21.4	31.5	12.6
7月	184.5	59.0	25.0	25.8	36.7	17.5
8月	165.5	60.5	32.5	26.7	35.7	20.6
9月	200.0	33.0	19.0	21.3	31.5	13.1
10月	88.5	32.5	15.0	16.3	26.8	6.3
11月	222.5	26.0	8.0	12.7	23.9	3.2
12月	300.5	72.0	12.5	7.3	17.8	0.6

月	風向・風速(m/s)		日照	雪(cm)	大気現象
	平均	最大風速	時間	降雪	雪日数
	風速	風速	(h)	合計	
平成27年 1月	2.7	10.8	59.3	102	21
2月	2.8	11.3	78.1	75	13
3月	2.8	10.7	141.8	29	9
4月	3.4	13.7	163.4	--	0
5月	3.1	15.4	266.8	--	0
6月	2.6	10.7	165.3	--	0
7月	2.8	10.6	189.7	--	0
8月	2.4	9.0	177.3	--	0
9月	2.5	13.0	128.3	--	0
10月	3.1	13.6	186.3	--	0
11月	2.8	11.1	79.9	--	1
12月	2.6	10.7	79.3	--	6

出典：気象庁ホームページ／富山地方気象台の2015年（月ごとの値）主要要素

## 2.3 人口

### (1) 人口の経年推移

国勢調査による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

平成27年における人口は418,686人、世帯数は163,862世帯、1世帯あたりの人数は2.56人となっています。

また、昭和60年から平成27年までの過去30年間の経年推移をみると、人口は4%の増加、世帯数は42%の増加、1世帯あたりの人口は26%の減少となっています。

表2-3-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

項目	単位	年 度							
		昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	
人口	富山市	人	401,070	408,942	417,595	420,804	421,239	421,953	418,686
	S60を「100」としたときの割合	—	<b>100</b>	<b>102</b>	<b>104</b>	<b>105</b>	<b>105</b>	<b>105</b>	<b>104</b>
世帯数	富山市	世帯	115,619	124,210	135,936	145,821	151,727	159,151	163,862
	S60を「100」としたときの割合	—	<b>100</b>	<b>107</b>	<b>118</b>	<b>126</b>	<b>131</b>	<b>138</b>	<b>142</b>
1世帯あたりの人数	富山市	人	3.47	3.29	3.07	2.89	2.78	2.65	2.56
	S60を「100」としたときの割合	—	<b>100</b>	<b>95</b>	<b>88</b>	<b>83</b>	<b>80</b>	<b>76</b>	<b>74</b>

注1 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値

出典：「第11回富山市統計書（平成27年度版）富山市企画管理部情報統計課」（平成28年3月公表）

なお、富山市は、平成17年4月1日に旧富山市、上新川郡大沢野町、大山町、婦負郡八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併した。昭和60年～平成12年の人口・世帯数は、合併前の7市町村を合計したものである。

平成27年の値は「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

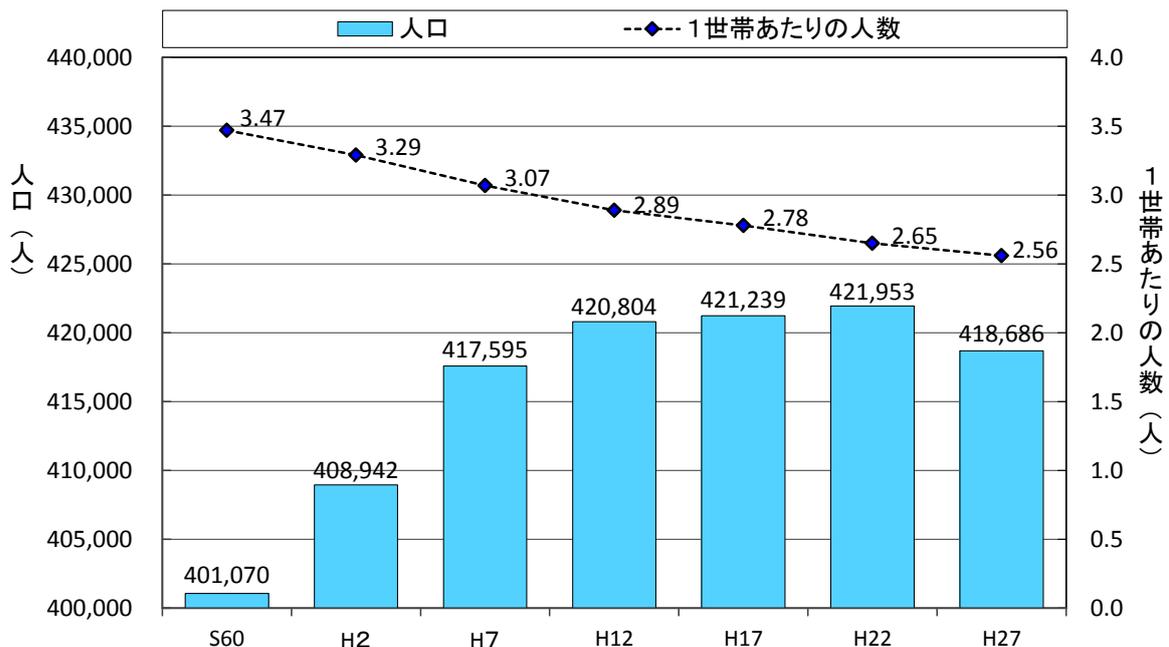


図2-3-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

(2) 人口動態及び分布

国勢調査による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、平成27年における若年人口の割合は12.6%、労働人口の割合は58.7%、高齢人口の割合は28.2%となっています。

また、平成17年から平成27年までの推移をみると、若年人口や労働人口に占める割合は減少傾向、高齢人口に占める割合は増加傾向を示しています。

表2-3-2. 年齢3区分の内訳（国勢調査）

項目	人口（人）			全人口に占める割合（%）		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
若年人口 0～14歳	57,572	55,872	52,626	13.7%	13.2%	12.6%
労働人口 15～64歳	272,601	260,790	245,586	64.7%	61.8%	58.7%
高齢人口 65歳以上	90,503	102,601	117,978	21.5%	24.3%	28.2%
不詳	563	2,690	2,496	0.1%	0.6%	0.6%
全人口	421,239	421,953	418,686	100.0%	100.0%	100.0%

注記) 全人口に占める割合は、四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

出典：「第11回富山市統計書（平成27年度版）富山市企画管理部情報統計課」（平成28年3月公表）

平成27年の値は「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

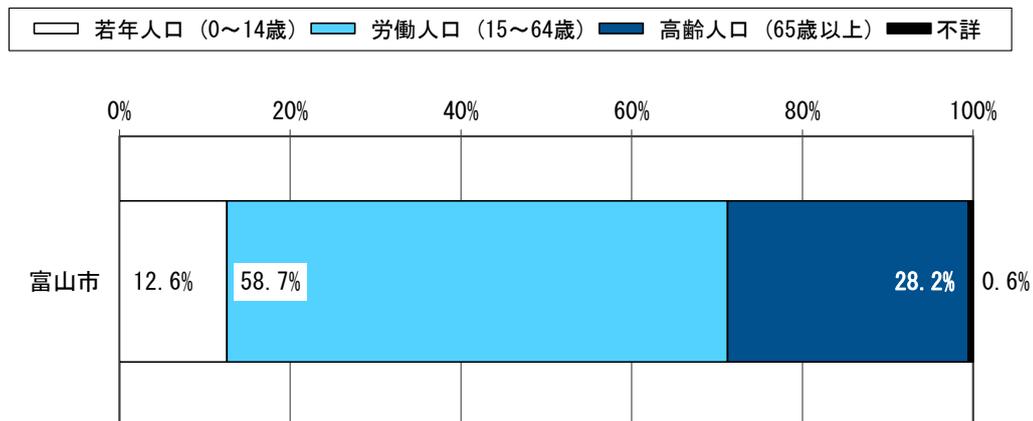


図2-3-2. 年齢3区分の内訳（平成27年、国勢調査）

国勢調査による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

本市の人口を年齢階級別にみると、65歳～69歳の年齢階級が8.2%と最も多く、次いで40歳～44歳の8.0%、45～49歳の6.7%、60～64歳の6.6%、35～39歳の6.5%が多くなっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳（平成27年、国勢調査）

項 目		人口 (人)	全人口に占め る割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に占め る割合(%)
若年人口	0～4歳	16,029	3.8%	高齢人口	65～69歳	34,157	8.2%
	5～9歳	17,485	4.2%		70～74歳	26,820	6.4%
	10～14歳	19,112	4.6%		75～79歳	21,117	5.0%
労働人口	15～19歳	19,542	4.7%		80～84歳	17,519	4.2%
	20～24歳	18,512	4.4%		85～89歳	11,479	2.7%
	25～29歳	19,934	4.8%		90歳以上	6,886	1.6%
	30～34歳	22,592	5.4%				
	35～39歳	27,199	6.5%				
	40～44歳	33,565	8.0%				
	45～49歳	27,869	6.7%				
	50～54歳	25,034	6.0%				
	55～59歳	23,713	5.7%				
	60～64歳	27,626	6.6%				
				不詳	2,496	0.6%	
				計	418,686	100.0%	

注記 全人口に占める割合は、四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

出典：「平成27年国勢調査 総務省統計局」（平成28年10月26日公表）

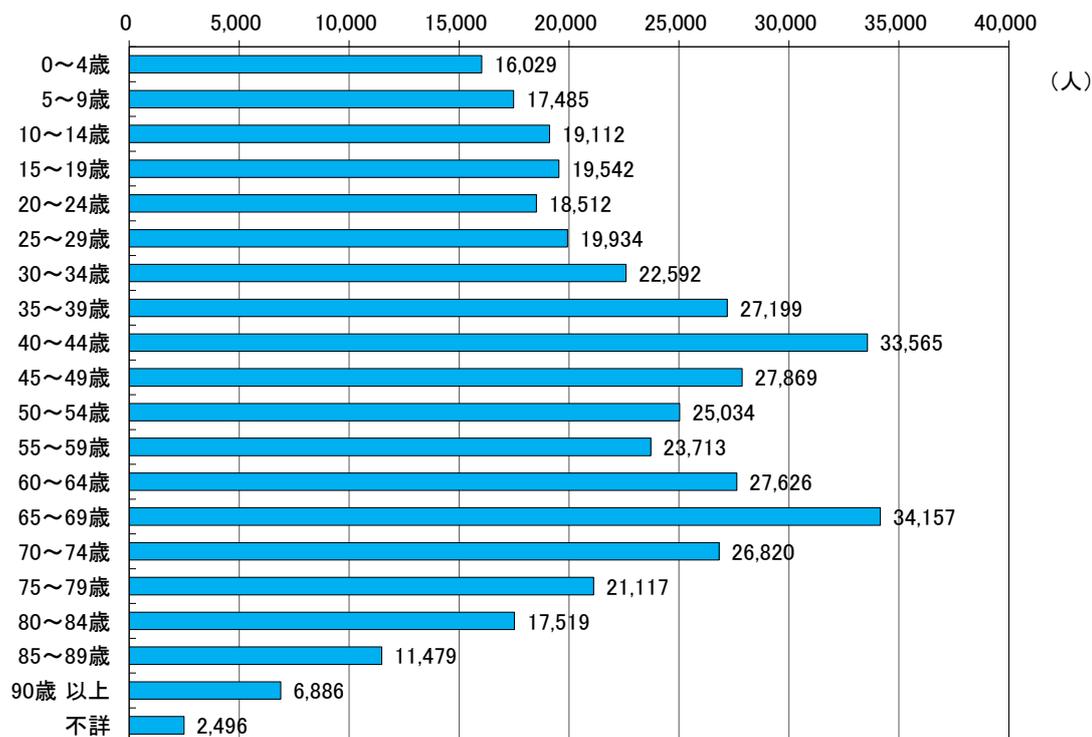


図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳（平成27年、国勢調査）

## 2.4 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-4-1に示します。

平成26年における事業所数は22,366事業所となっています。その内訳は、第1次産業が106事業所（0.5%）、第2次産業が3,815事業所（17.1%）、第3次産業が17,829事業所（79.7%）となっています。

また、従業者数は240,204人となっています。その内訳は、第1次産業が1,566人（0.7%）、第2次産業が60,289人（25.1%）、第3次産業が178,349人（74.2%）となっています。

なお、産業大分類の割合を全国と比較すると、ほぼ同様な傾向がみられますが、富山県と比較すると、富山市の第3次産業の割合の方が若干高い傾向がみられます。

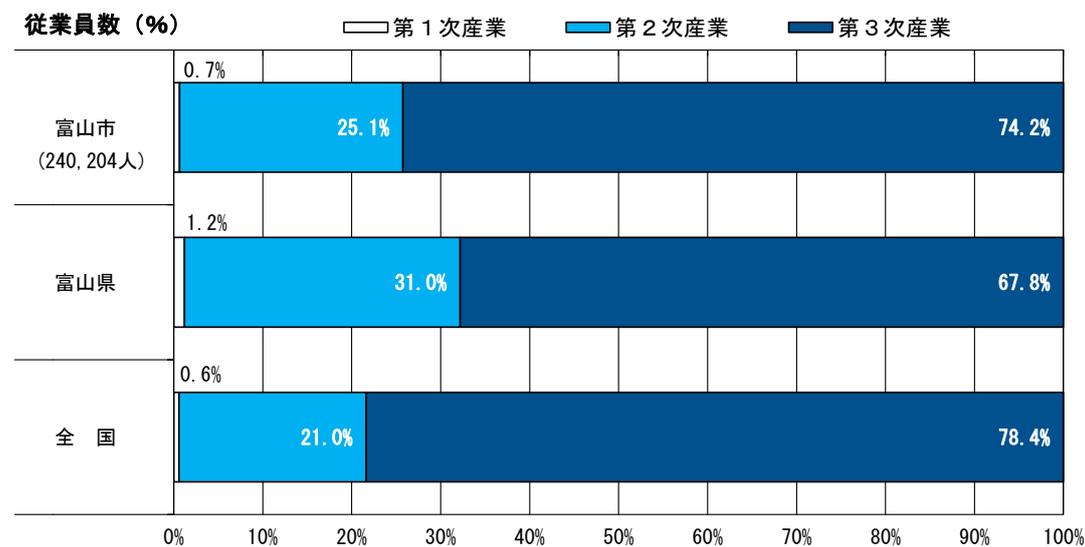
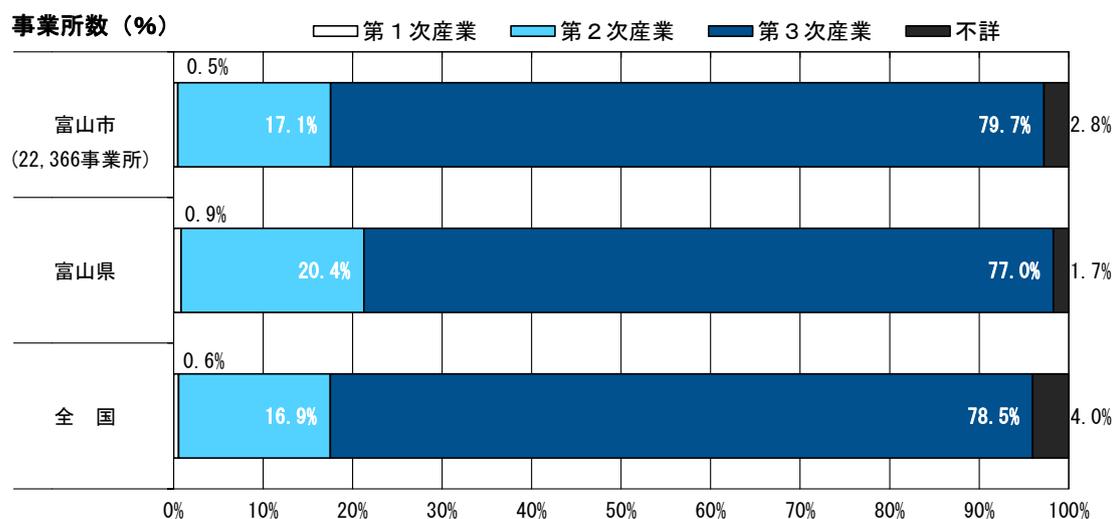


図2-4-1. 本市の産業大分類別事業所数・従業者数（平成26年）

出典：「平成26年経済センサス基礎調査結果（平成26年7月1日現在）」総務省統計局の値（平成27年11月30日公表）

## 2.5 市街地・集落の状況

住民基本台帳による本市の行政区別の人口・世帯数を表2-5-1に示します。

人口を行政区別にみると、富山地域豊田地区の人口が15,401人（4.0%）と最も多く、次いで富山地域藤ノ木地区の15,204人（3.9%）、富山地域堀川南地区の14,688人（3.8%）が多くなっています。

表2-5-1. 本市の行政区別の人口・世帯数 [平成27年9月30日現在]

行政区名		人口 (人)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	行政区名		人口 (人)	構成比	世帯数 (世帯)	構成比	
富山地域	① 総曲輪地区	2,055	0.5%	1,052	0.6%	富山地域	④⑥ 水橋東部地区	2,010	0.5%	770	0.4%	
	② 愛宕地区	4,189	1.0%	2,014	1.2%		④⑦ 三郷地区	4,159	1.0%	1,639	1.0%	
	③ 安野屋地区	3,010	0.7%	1,382	0.8%		④⑧ 上条地区	1,827	0.4%	617	0.4%	
	④ 八人町地区	1,898	0.5%	964	0.6%		④⑨ 光陽地区	8,913	2.1%	4,021	2.3%	
	⑤ 五番町地区	3,400	0.8%	1,691	1.0%		④⑩ 新庄北地区	12,337	2.9%	5,213	3.0%	
	⑥ 柳町地区	6,165	1.5%	3,073	1.8%		小計	321,604	76.8%	136,936	79.6%	
	⑦ 清水町地区	4,300	1.0%	2,027	1.2%		大沢野地域	① 下夕地区	385	0.1%	147	0.1%
	⑧ 星井町地区	2,539	0.6%	1,256	0.7%			② 小羽地区	282	0.1%	115	0.1%
	⑨ 西田地方地区	6,462	1.5%	2,974	1.7%			③ 船峠地区	2,273	0.5%	1,020	0.6%
	⑩ 堀川地区	11,633	2.8%	5,412	3.1%			④ 大沢野地区	12,259	2.9%	4,642	2.7%
	⑪ 堀川南地区	14,688	3.5%	6,141	3.6%	⑤ 大久保地区		7,142	1.7%	2,578	1.5%	
	⑫ 東部地区	8,420	2.0%	4,007	2.3%	小計	22,341	5.3%	8,502	4.9%		
	⑬ 奥田地区	10,795	2.6%	4,980	2.9%	大山地域	① 上滝地区	3,097	0.7%	1,217	0.7%	
	⑭ 奥田北地区	8,264	2.0%	3,574	2.1%		② 大山地区	1,003	0.2%	402	0.2%	
	⑮ 桜谷地区	5,581	1.3%	2,320	1.3%		③ 大庄地区	5,277	1.3%	1,788	1.0%	
	⑯ 五福地区	9,949	2.4%	5,048	2.9%		④ 福沢地区	1,001	0.2%	407	0.2%	
	⑰ 神明地区	4,444	1.1%	1,778	1.0%	小計	10,378	2.5%	3,814	2.2%		
	⑱ 岩瀬地区	3,541	0.8%	1,552	0.9%	八尾地域	① 八尾地区	2,308	0.6%	913	0.5%	
	⑲ 萩浦地区	6,071	1.4%	2,481	1.4%		② 保内地区	7,388	1.8%	2,747	1.6%	
	⑳ 大広田地区	8,031	1.9%	3,120	1.8%		③ 杉原地区	7,173	1.7%	2,287	1.3%	
	㉑ 浜黒崎地区	2,717	0.6%	1,072	0.6%		④ 卯花地区	873	0.2%	320	0.2%	
	㉒ 針原地区	4,391	1.0%	1,777	1.0%		⑤ 室牧地区	500	0.1%	175	0.1%	
	㉓ 豊田地区	15,401	3.7%	6,130	3.6%		⑥ 黒瀬谷地区	1,259	0.3%	397	0.2%	
	㉔ 広田地区	9,548	2.3%	4,104	2.4%		⑦ 野積地区	804	0.2%	351	0.2%	
	㉕ 新庄地区	11,967	2.9%	5,130	3.0%		⑧ 仁歩地区	203	0.0%	72	0.0%	
	㉖ 藤ノ木地区	15,204	3.6%	6,045	3.5%		⑨ 大長谷地区	60	0.0%	39	0.0%	
	㉗ 山室地区	11,448	2.7%	5,115	3.0%	小計	20,568	4.9%	7,301	4.2%		
	㉘ 山室中部地区	11,650	2.8%	4,574	2.7%	婦中地域	① 速星地区	12,022	2.9%	4,292	2.5%	
	㉙ 太田地区	6,097	1.5%	2,394	1.4%		② 鶴坂地区	11,537	2.8%	4,212	2.4%	
	㉚ 蛸川地区	13,704	3.3%	5,821	3.4%		③ 朝日地区	1,445	0.3%	469	0.3%	
	㉛ 新保地区	4,914	1.2%	2,002	1.2%		④ 宮川地区	2,198	0.5%	717	0.4%	
	㉜ 熊野地区	7,540	1.8%	2,849	1.7%		⑤ 婦中熊野地区	3,299	0.8%	1,143	0.7%	
	㉝ 月岡地区	6,849	1.6%	2,643	1.5%		⑥ 古里地区	4,045	1.0%	1,517	0.9%	
	㉞ 四方地区	3,628	0.9%	1,360	0.8%		⑦ 音川地区	1,511	0.4%	472	0.3%	
	㉟ 八幡地区	2,523	0.6%	943	0.5%		⑧ 神保地区	5,017	1.2%	1,616	0.9%	
	㊱ 草島地区	3,024	0.7%	1,179	0.7%	小計	41,074	9.8%	14,438	8.4%		
	㊲ 倉垣地区	3,140	0.7%	1,213	0.7%	山田地域	① 山田南部地区	16	0.0%	6	0.0%	
	㊳ 呉羽地区	12,788	3.1%	5,182	3.0%		② 山田中部地区	1,049	0.3%	329	0.2%	
	㊴ 長岡地区	4,220	1.0%	1,649	1.0%		③ 山田西部地区	195	0.0%	61	0.0%	
	㊵ 寒江地区	1,735	0.4%	626	0.4%		④ 山田東部地区	308	0.1%	128	0.1%	
	㊶ 古沢地区	1,726	0.4%	912	0.5%	小計	1,568	0.4%	524	0.3%		
	㊷ 老田地区	3,466	0.8%	1,301	0.8%	細入地域	① 細入北部地区	1,088	0.3%	408	0.2%	
	㊸ 池多地区	1,095	0.3%	397	0.2%		② 細入南部地区	336	0.1%	129	0.1%	
	㊹ 水橋中部地区	3,859	0.9%	1,635	1.0%		小計	1,424	0.3%	537	0.3%	
	(右欄へ続く)	㊺ 水橋西部地区	4,289	1.0%	1,777	1.0%	計	418,957	100.0%	172,052	100.0%	

出典：「第11回富山市統計書（平成27年度版）富山市企画管理部情報統計課」（平成28年3月公表）

## 2. 6 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-6-1及び図2-6-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公有地等の67.8%、次いで田の10.7%、山林の10.7%、宅地の6.2%が大きくなっています。

表2-6-1. 地目別土地利用面積 [平成27年1月現在]

項 目	面積 [km <sup>2</sup> ]	総面積に占める 割合 [%]	
総面積	1,241.77	100.0%	
うち、公有地等	842.42	67.8%	
うち、民有地	田	133.20	10.7%
	畑	16.07	1.3%
	宅地	77.00	6.2%
	山林	133.15	10.7%
	原野	18.11	1.5%
	雑種地	15.70	1.3%
	その他	6.13	0.5%
	計	399.35	32.2%

注記 民有地面積は、固定資産税課税の土地課税台帳に登録された課税対象の土地であり、法定免税点未満の民有地を含むものであるが、公有地など固定資産税が非課税とされている土地は除かれている。

出典：「富山県勢要覧 平成27年版 富山県」（平成28年3月発行）

「第11回富山市統計書（平成27年度版）富山市財務部資産税課」（平成28年3月公表）

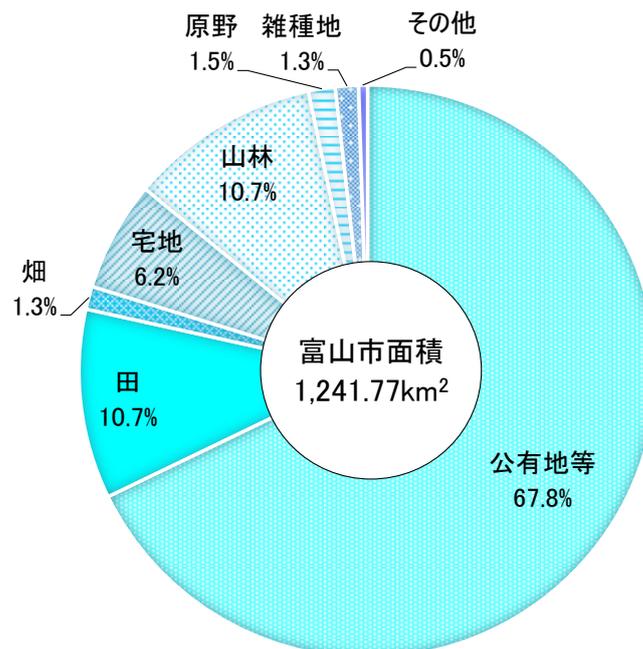


図2-6-1. 地目別土地利用面積

## (2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-6-2に示します。

都市計画区域面積は342.92km<sup>2</sup>となり、総面積1,241.77km<sup>2</sup>の約28%を占めています。

このうち、用途地域の総面積は84.06km<sup>2</sup>であり、最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の18.34km<sup>2</sup> (21.8%)、次いで「第1種中高層住居専用地域」の15.24km<sup>2</sup> (18.1%)、「第1種低層住居専用地域」の13.10km<sup>2</sup> (15.6%)が大きくなっています。

表2-6-2. 都市計画区域及び用途地域の状況〔平成28年3月31日現在〕

区 分		富山市 面 積
		[ k m <sup>2</sup> ]
総 面 積		1,241.77
都市計画区域	都 市 計 画 区 域 面 積	342.92
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	13.10 (15.6%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	15.24 (18.1%)
	第2種中高層住居専用地域	5.72 (6.8%)
	第1種住居地域	18.34 (21.8%)
	第2種住居地域	0.14 (0.2%)
	準住居地域	0.28 (0.3%)
	近隣商業地域	3.73 (4.4%)
	商業地域	3.65 (4.3%)
	準工業地域	11.99 (14.3%)
	工業地域	6.27 (7.5%)
	工業専用地域	5.61 (6.7%)
		計

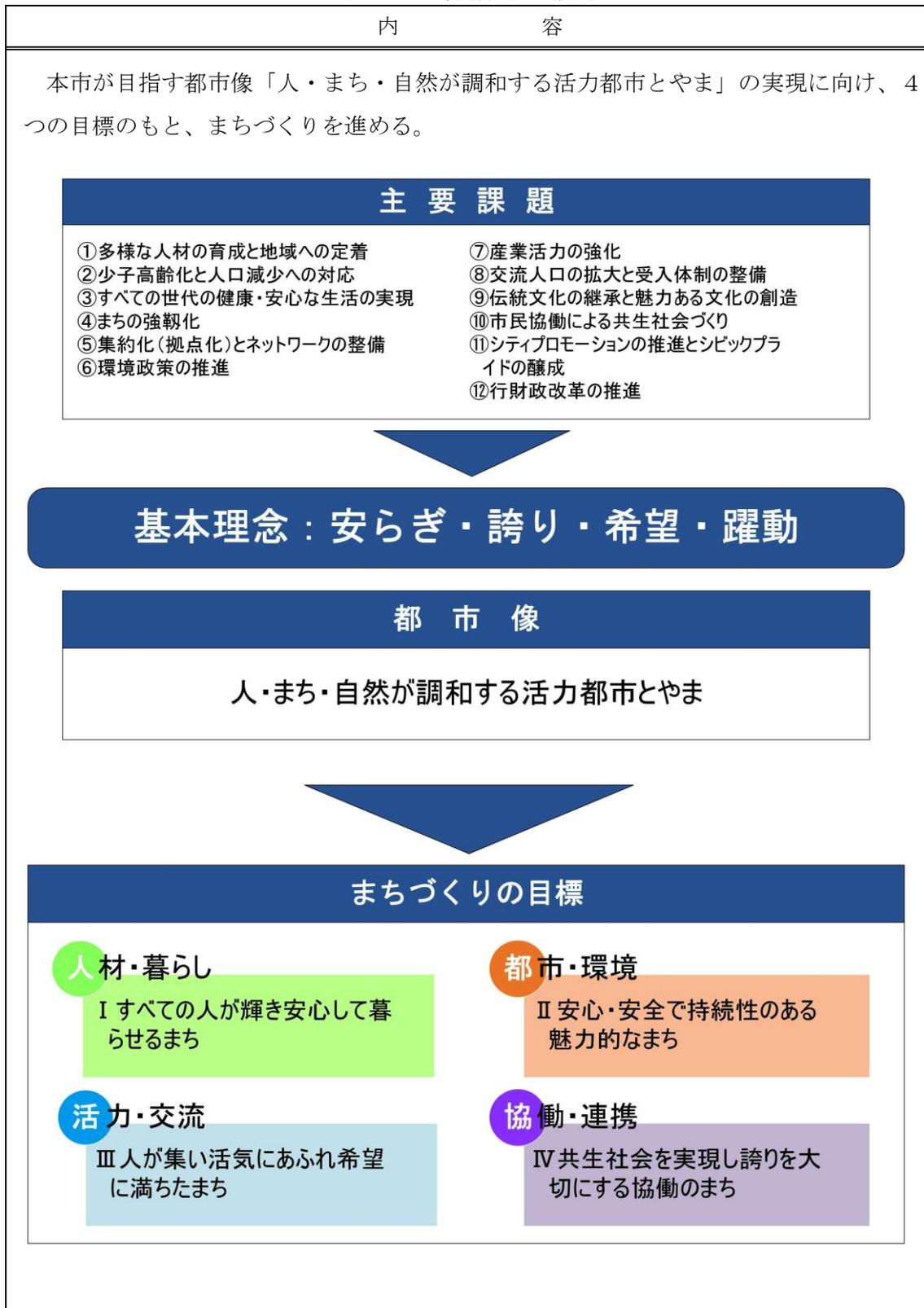
出典：「富山市の都市計画 平成28年度 富山市都市整備部」(平成28年6月編集・発行)

## 2. 7 将来計画

### (1) 総合計画

本市の総合計画の概要を表2-8-1に示します。

表2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第2次富山市総合計画前期基本計画 富山市企画管理部企画調整課」

## (2) 富山市将来人口推計報告書

本市の将来人口推計報告書の概要を表2-8-2に示します。

表2-8-2. 将来人口推計報告書の概要

項目	内 容		
推計の方法	将来人口の推計は「コーホート要因法 <sup>*</sup> 」によった。 <sup>*</sup> コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。		
基準人口	平成22年(2010年)国勢調査		
推計年次	平成27年(2015年)～平成72年(2060年)		
推計単位	5年ごと		
人口推計値	推計値は、上記推計年次のうち、本計画の計画期間を含む平成27年～平成42年の人口及び世帯数を抜粋した。		
	区分	人口(人)	世帯数(世帯)
実績値	平成17年 2005年	421,239	151,727
	平成22年 2010年	421,953	159,151
推計値	平成27年 2015年	417,182	163,579
	平成32年 2020年	408,302	165,408
	平成37年 2025年	397,302	165,496
	平成42年 2030年	384,261	163,744

出典：「富山市将来人口推計報告書（平成27年度策定）富山市企画管理部企画調整課」

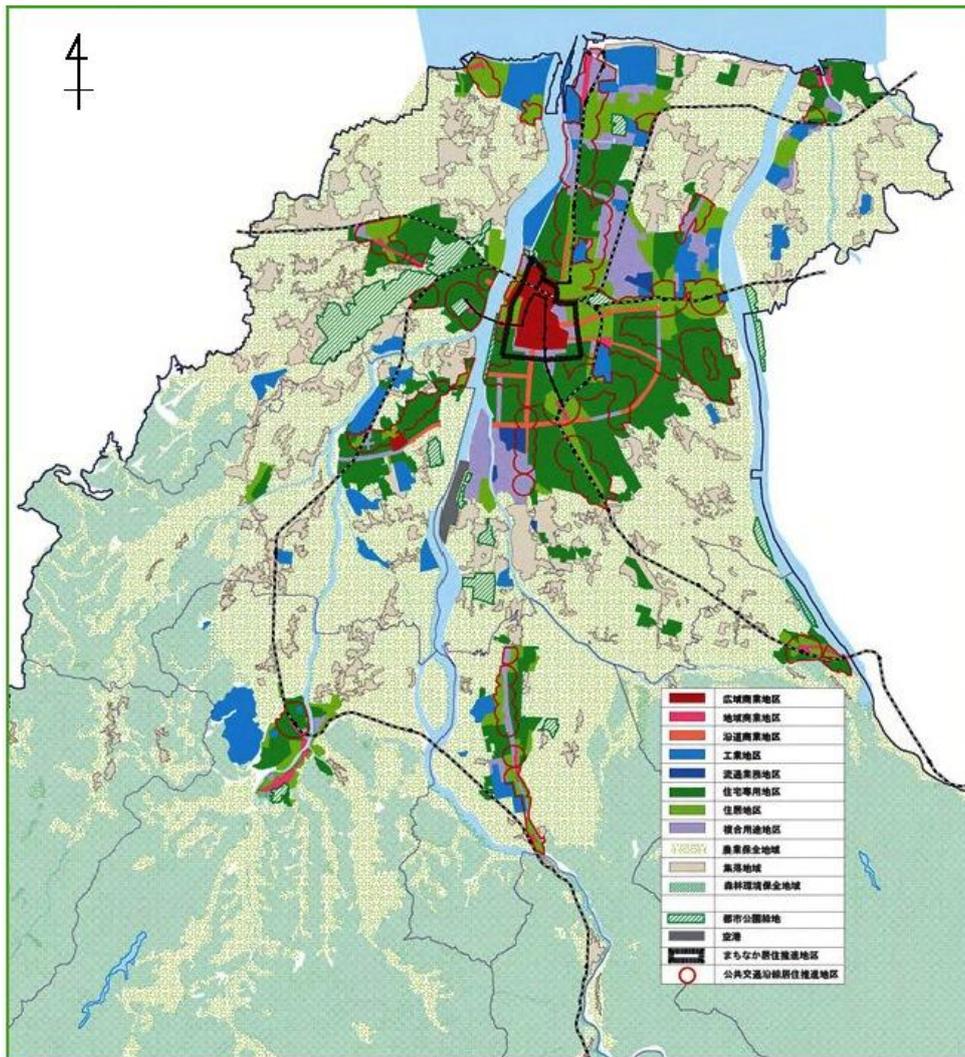
### (3) 都市マスタープラン

本市の都市マスタープランの概要を表2-8-3に示します。

表2-8-3. 都市マスタープランの概要

項目	内容
目標年度	長期的なまちづくりの基本方針を示すもので、概ね20年後を目標とする。 (富山市都市マスタープラン)
都市計画区域	都市計画区域を重点的に扱うが、富山市全域を対象とする。
都市計画の目標	<p>富山市のまちづくりにおいては、今後の人口減少と超高齢化に備え、『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』の実現を目指すため、以下の目標を設定し実現を図る。</p> <p>①車を自由に使えない人も安心・快適に暮らすことができるまちづくり ②郊外での居住やまちなかでの居住など多様な住まい方を選択できるまちづくり ③地域ごとの拠点育成による拠点集中型のまちづくり ④川上から川下までの豊かな自然を守り、育てるまちづくり</p>

【附図】



出典：「富山市都市マスタープラン 平成20年3月 富山市都市計画課」

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 3.1 ごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ排出量の推移

#### ① 一般廃棄物の年間排出量(=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量)の推移

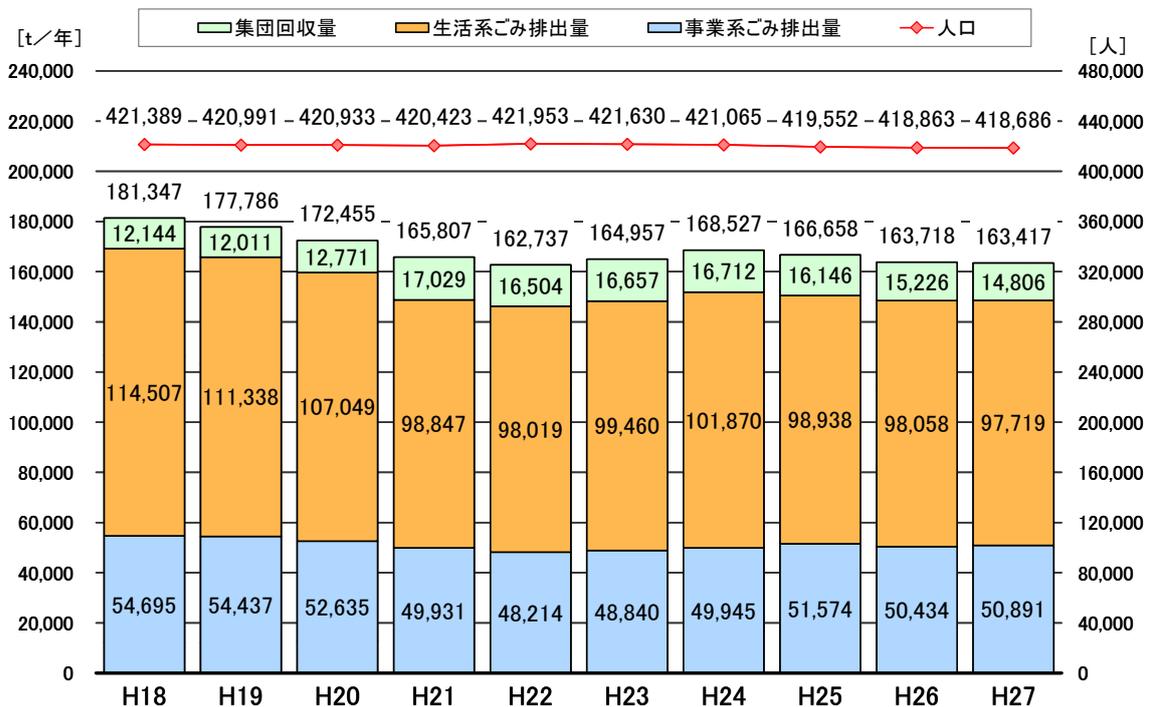
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、ゆるやかな減少傾向にあり、過去10年間で0.6%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量も減少傾向にあります。過去10年間で10%減少していることから、一人あたりのごみ量の減量化が進んできていることがうかがえます。また、ごみの構成割合の経年推移をみると、集団回収量は微増、生活系ごみ排出量は微減、事業系ごみ排出量\*は横ばい傾向にあります。

平成27年度における一般廃棄物の年間排出量は163,417 t であり、その内訳は、集団回収量が14,806 t (構成比9.1%)、生活系ごみ排出量が97,719 t (同比59.8%)、事業系ごみ排出量が50,891 t (同比31.1%) となっています。

\*事業系ごみには、事業系資源物を含む。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
集団回収量	6.7%	6.8%	7.4%	10.3%	10.1%	10.1%	9.9%	9.7%	9.3%	9.1%
生活系ごみ排出量	63.1%	62.6%	62.1%	59.6%	60.2%	60.3%	60.4%	59.4%	59.9%	59.8%
事業系ごみ排出量	30.2%	30.6%	30.5%	30.1%	29.6%	29.6%	29.6%	30.9%	30.8%	31.1%

注記1) 人口は各年度10月1日現在の値。H22・H27は国勢調査の値、その他年度は人口移動調査の値。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

## ② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を図3-1-2に示します。

### ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で10%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後は再び減少してきています。

平成27年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は、1,066 g/人・日となっています。

### イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で14%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後は再び減少してきています。

平成27年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は、638 g/人・日となっています。

### ウ. 事業系ごみ排出量

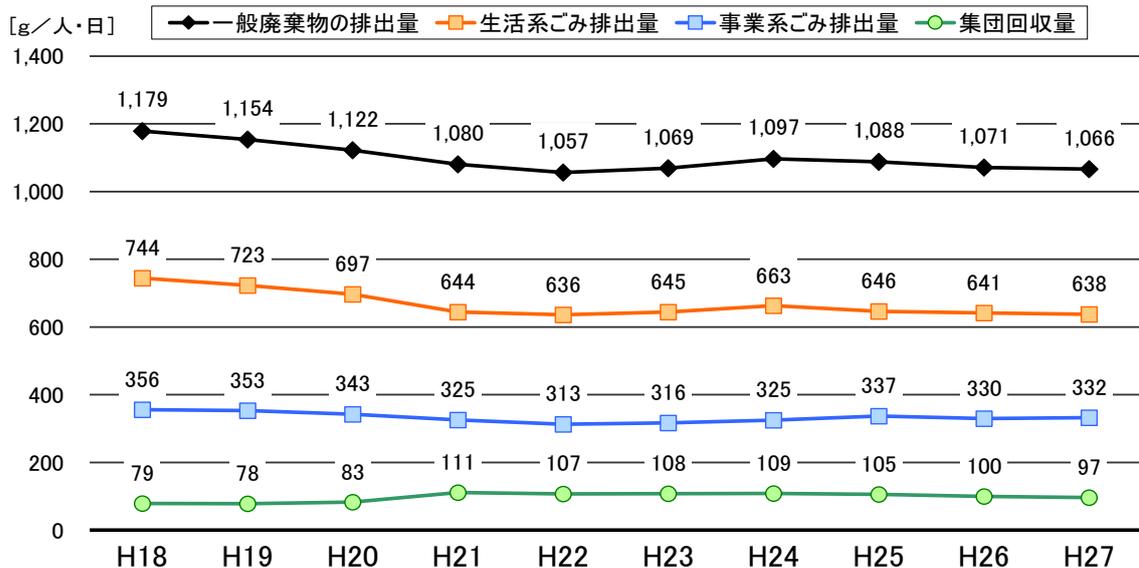
事業系ごみの1人1日平均排出量の経年推移は緩やかな減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で7%減少しました。なお、平成22年度を底値とし、その後は増加に転じたまま、横ばい傾向で推移しています。

平成27年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、332 g/人・日となっています。

### エ. 集団回収量

集団回収の1人1日平均回収量の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で23%増加しました。なお、紙類の地区回収を導入した平成21年度の回収量が最も多くなっており、その後は緩やかに減少してきています。

平成27年度における集団回収の1人1日平均回収量は、97 g/人・日となっています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

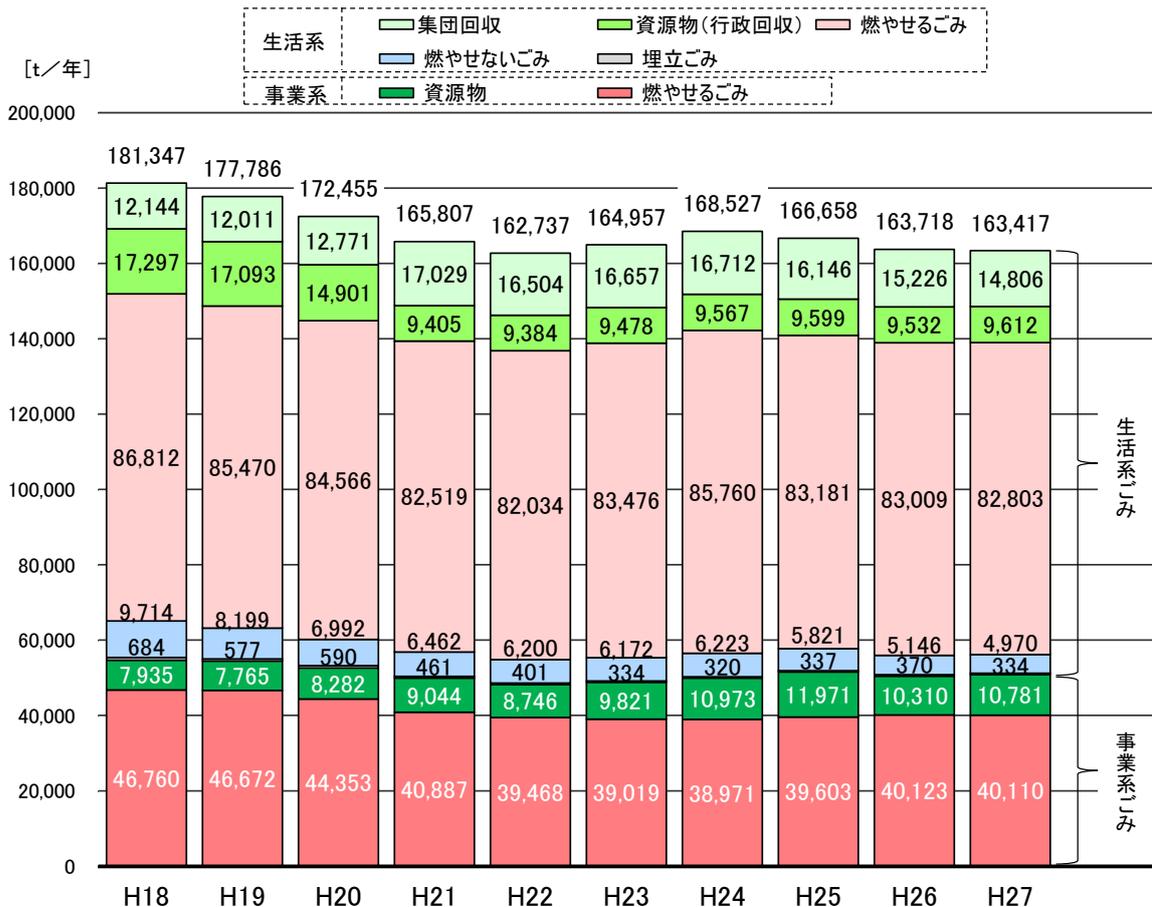
図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移

### ③ ごみ・資源物の内訳

ごみ・資源物の内訳の経年推移を図3-1-3に示します。

過去10年間におけるごみ・資源物の構成割合の経年推移をみると、集団回収・生活系燃やせるごみ・事業系資源物は増加傾向にあります。一方で、生活系資源物（行政回収）・生活系燃やせないごみ・生活系埋立ごみ・事業系燃やせるごみは減少傾向にあります。

平成27年度におけるごみ・資源物の構成割合は、集団回収が9.1%、生活系資源物（行政回収）が5.9%、生活系燃やせるごみが50.7%、生活系燃やせないごみが3.0%、生活系埋立ごみが0.2%、事業系資源物が6.6%、事業系燃やせるごみが24.5%となっています。



ごみ・資源物の内訳【構成割合】

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ	69.8%	69.4%	69.5%	69.9%	70.4%	70.4%	70.4%	69.1%	69.2%	68.9%
資源物	16.2%	16.4%	16.0%	15.9%	15.9%	15.8%	15.6%	15.4%	15.1%	14.9%
集団回収	6.7%	6.8%	7.4%	10.3%	10.1%	10.1%	9.9%	9.7%	9.3%	9.1%
資源物(行政回収)	9.5%	9.6%	8.6%	5.7%	5.8%	5.7%	5.7%	5.8%	5.8%	5.9%
燃やせるごみ	47.9%	48.1%	49.0%	49.8%	50.4%	50.6%	50.9%	49.9%	50.7%	50.7%
燃やせないごみ	5.4%	4.6%	4.1%	3.9%	3.8%	3.7%	3.7%	3.5%	3.1%	3.0%
埋立ごみ	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
事業系ごみ	30.2%	30.6%	30.5%	30.1%	29.6%	29.6%	29.6%	30.9%	30.8%	31.1%
資源物	4.4%	4.4%	4.8%	5.5%	5.4%	6.0%	6.5%	7.2%	6.3%	6.6%
燃やせるごみ	25.8%	26.3%	25.7%	24.7%	24.3%	23.7%	23.1%	23.8%	24.5%	24.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-3. ごみ・資源物の内訳の経年推移 (年間量)

## (2) ごみ処理体制の状況

平成27年度現在におけるごみの流れを図3-1-4（次頁）に示します。

市では、各家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃やせるごみ(①)、及び[2]燃やせないごみ(②)、[3]資源物（③空き缶、④空きびん、⑤ペットボトル、⑥プラスチック製容器包装、⑦紙製容器包装、⑧古紙、⑨布類、⑩生ごみ、⑪小型廃家電、⑫廃食用油）の3種12分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めてきています。

また、この他に町内単位で排出される側溝汚泥や小動物死体、直接埋立ごみの受け入れも行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

なお、分別排出された資源物や燃やせないごみの処理は、「富山地区広域圏リサイクルセンター」による破碎・選別処理もしくは民間業者への処理委託で対応しています。

燃やせるごみの処理は、「富山地区広域圏クリーンセンター」による焼却・熔融処理で対応しています。

直接埋立ごみや各行政所管施設から排出された処理残渣物は、民間最終処分場もしくは「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。

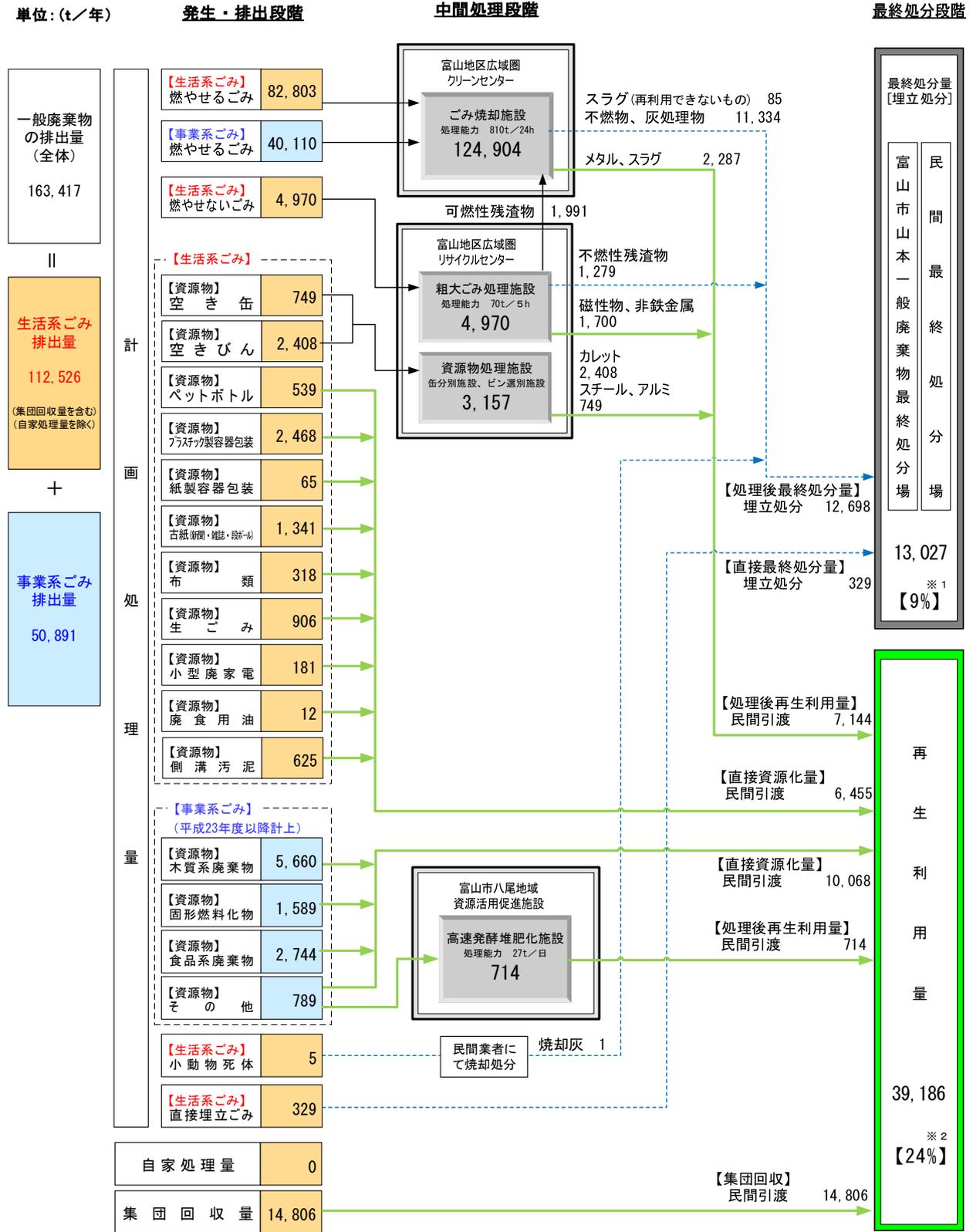


図3-1-4. ごみの流れ (平成27年度)

注記1) 一般廃棄物の排出量=集団回収量+ごみ排出量(生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)  
 注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。  
 注記3) 上記は、全て富山市分の実績値である。  
 注記4) 平成27年度現在、直接埋立ごみと小動物死体の焼却灰は「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で、その他の埋立物は民間最終処分場で埋立処分している。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1. ごみの減量化・資源化の状況〔平成28年度〕

(1/3)

項 目	取 組 み 内 容
ごみ減量化 普及啓発 事業	<p>(1)資源循環型社会を構築するため、分別排出の徹底及びごみ減量化・資源化意識の啓発・PRの推進</p> <p>①出前講座等による住民説明会や地域研修会・イベント等の開催による啓発</p> <p>②市広報等による分別排出や集団回収活動の周知</p> <p>③「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発</p> <p>④「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知</p> <p>⑤「違反ごみステッカー」等による収集現場での適正排出の啓発</p> <p>⑥使用済ハガキのリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁及び、各行政サービスセンター等への専用回収ボックスの設置、リサイクルの推進</li> <li>・平成27年度回収実績：186.0 kg</li> </ul> <p>(2)幼少期でのごみ減量化・資源化意識の啓発</p> <p>①小学4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布</p> <p>②幼児、小学校低・中学年を対象とした「3R推進スクール」の開催</p>
集 団 回 収 活 動 推 進 事 業	<p>(1)資源集団回収</p> <p>①回収品目：新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、牛乳パック、布類、アルミ缶、スチール缶、紙製容器包装〔特定地域のみ〕(8品目)</p> <p>②報償金額：実施団体⇒4円/kg 回収業者⇒15.0円/kg(布類のみ) ⇒7.5円/kg(紙製容器包装のみ)</p> <p>③平成27年度回収実績：8,507t(報償金額33,726,084円〔実施団体分〕)</p> <p>(2)資源集団回収活動支援モデル事業【H27～開始】</p> <p>①対象団体：当該年度内において、資源集団回収活動報奨金の交付対象となった団体</p> <p>新規団体⇒前年度に資源集団回収活動がなく、新たに実施した団体 既存団体⇒前年度に資源集団回収活動があり、前年度に比して実施回数を増やした団体</p> <p>②交付要件： 新規団体⇒当該年度内の活動が2回以上で、2回目以降に対して交付。 既存団体⇒当該年度内の活動が前年度に比して増えた回数に対して交付。</p> <p>③支援金額：10,000円/回 (当該年度内における限度額：新規団体⇒60,000円、既存団体⇒30,000円)</p> <p>④平成27年度支援金実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規団体(2回目以降)：2団体(30,000円)</li> <li>・既存団体(前年度を上回る回数)：3団体(30,000円)</li> </ul> <p>(平成29年度までのモデル事業。原則1回当たり平均1トン以上の回収。)</p> <p>(3)紙類地区回収【H21～開始】</p> <p>行政回収に代わって、地域が主体となり紙類の分別回収を実施</p> <p>①回収品目：新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙製容器包装(4品目)</p> <p>②報償金額：実施団体⇒3円/kg(新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙製容器包装) 回収業者⇒7.5円/kg(紙製容器包装)</p> <p>③平成27年度回収実績：6,300t(報償金額18,902,250円〔実施団体分〕)</p>

(2/3)

項 目	取 組 み 内 容
事業系 一般廃棄物 減量化 推進事業	<p>(1) 事業系一般廃棄物の減量化を図るための、対象事業所における「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成、及び市への提出</p> <p>①対象事業所：特定建築物（3,000 m<sup>2</sup>以上の事業所）、大規模小売店舗、前出以外の事業所でOA用紙等が多量に排出されと思われる金融、証券、保険会社等及び廃棄物の焼却処分量が年間50 t以上と見込まれる事業所</p> <p>②対象事業所数：486事業所</p> <p>(2) 事業所に対するごみの減量啓発冊子「事業所をスリムに」の配布や研修会等の開催</p> <p>(3) 事業系一般廃棄物の減量化を図るための啓発、指導及び支援 事業系一般廃棄物の排出実態把握、事業所の巡回訪問、適正処理と再利用の啓発</p>
廃棄物 分別 回収 推進 事業	<p>空き缶 【H7～開始】</p> <p>(1) 収集回数：ステーション回収は月2回 (2) 回収方法：ごみ集積場に専用回収容器を配布し、分別回収の徹底を図る。 (3) 平成27年度回収実績：705 t</p>
	<p>空きびん 【H7～開始】</p> <p>(1) 収集回数：ステーション回収は月2回 (2) 回収方法：ごみ集積場に色別容器（3色[無色、茶、その他]）を配布し、分別回収の徹底を図る。 (3) 平成27年度回収実績：2,286 t</p>
	<p>ペットボトル 【H9～開始】</p> <p>(1) 収集回数：拠点回収は随時、ステーション回収は月1～4回 (2) 回収方法： ①回収協力店（富山、大山、婦中地域）での回収： 市内のスーパーやコンビニエンスストア等と連携し、回収専用ボックスを設置して分別回収を行う。 ②ステーション回収：地域のごみ集積場で分別回収を行う。 (3) 平成27年度回収実績：516 t（拠点回収箇所数 152 箇所）</p>
	<p>プラスチック製 容器包装 【H11～開始】</p> <p>(1) 収集回数：ステーション回収は月4回 (2) 回収方法：集積場で透明又は半透明の袋に入れて排出された「プラスチック製容器包装」を分別回収する。 (3) 平成27年度回収実績：2,412 t</p>
	<p>紙製容器包装 ・古紙 【H11～開始】</p> <p>(1) 対象地区等：八尾地域の一部（3地区） (2) 収集回数：ステーション回収は月1回 (3) 回収方法：集積場等で、紙製容器包装、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール等を分別回収する。 (4) 平成27年度回収実績：紙製容器包装 1 t、古紙 6 t</p>
	<p>廃食用油 【H21～開始】</p> <p>(1) 回収方法：地区センター及び各行政サービスセンター等に専用回収容器を設置して分別回収を行う。 (2) 平成27年度回収実績：12 t（拠点回収箇所数 79箇所）</p>
	<p>ディスポーザー 排水処理システム 設置補助金 【H19～開始】</p> <p>(1) 補助事業：生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムの設置について必要な補助を行い、市民による生ごみの自家処理を推進する。 (2) 補助内容：住居1戸につき20,000円</p>

項 目	取 組 み 内 容
<p>生 ご み リ サ イ ク ル 事 業 【H18～開始】</p>	<p>(1) 事業概要：脱焼却・脱埋立てによる循環型まちづくりを目指し、「燃やせるごみ」の中から「生ごみ」だけを分別して排出してもらい、富山市エコタウン産業団地内の民間施設でバイオガスや電気エネルギーへリサイクルする。</p> <p>(2) 対象地区等：次の地区で実施。 H18. 5⇒①五番町地区 H19. 6⇒②清水町地区、③水橋中部地区 H20. 8⇒④星井町地区、⑤水橋東部地区 H21. 7⇒⑥総曲輪地区、⑦八人町地区 H22. 7⇒⑧愛宕地区、⑨安野屋地区 H23. 9⇒⑩西田地方地区 H24. 10⇒⑪柳町地区 H25. 10⇒⑫東部地区 H26. 10⇒⑬堀川地区</p> <p>(3) 平成27年度処理実績：906 t</p>
<p>可燃ごみ固形 燃料化事業 【H20～開始】</p>	<p>(1) 事業概要：資源集団回収により回収された布類及び資源物ステーション回収の布団類等を、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で固形燃料にリサイクルする。</p> <p>(2) 平成27年度回収実績：416 t (平成26年度以降は、資源物ステーションの布類も対象に追加し実施している。)</p>
<p>資 源 物 ス テ ー シ ョ ン 運 営 事 業</p>	<p>(1) 概要：資源となる廃棄物（資源物）を排出しやすい環境づくりとして、土曜・日曜及び祝日・休日に資源物ステーションを開設し、資源物の受け入れを実施する。また、平成27年6月以降、小型廃家電に限り、①環境センターと②岩瀬環境事務所の2箇所で、平日も受け入れる。</p> <p>(2) 開設場所：市内8箇所【H20までに開設した箇所数】 ①環境センター（富山市栗山637） ②岩瀬環境事務所（富山市岩瀬池田町71-1） ③婦中環境事務所（富山市婦中町富川1） ④富山市ファミリーパーク第2駐車場（富山市古沢241-1） ⑤山室地区センター駐車場（富山市中市二丁目22-2） ⑥八尾行政サービスセンター駐車場（富山市八尾町福島151） ⑦水橋中部地区センター駐車場（富山市水橋館町312-1） ⑧大庄地区コミュニティセンター駐車場（富山市田島97-1）</p> <p>(3) 開設日時：土曜・日曜・祝日・休日の午前9時から午後3時まで</p> <p>(4) 対象品目：空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、布類、小型廃家電(パソコン含む。) (10品目)</p> <p>(5) 平成27年度持ち込み実績：2,142 t (135,077件)</p>
<p>側 溝 汚 泥 再 生 処 理 事 業 【H18～開始】</p>	<p>(1) 事業概要：町内会で溝掃除により排出される側溝汚泥を回収して、道路の路盤材等にリサイクルする。</p> <p>(2) 平成27年度回収実績：625 t (処理量)</p>

#### (4) 収集・運搬の状況

##### ① 分別収集の概要

市では、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物の分別収集を実施しています。

資源物のうち、空きびんの色別回収はモデル地区として平成7年8月に開始し、空き缶の分別回収はモデル地区として平成7年10月に開始しました。

また、容器包装リサイクル法に対応して、ペットボトルはスーパー等の協力店による拠点回収として平成9年10月から開始し、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙の分別回収はモデル地区として平成11年10月から開始しました。

その後、町内単位による説明会を順次開催しながら、市民の理解と協力のもとで、市全域による分別収集を平成13年10月に開始しました。

また、市では資源化事業にも積極的に取り組んできています。

側溝汚泥の資源化事業（平成18年4月）を契機とし、一部実施地区における生ごみの資源化事業（平成18年5月）、固形燃料化事業（平成20年度）、資源物ステーションでの小型廃家電回収モデル事業（平成22年度）、地区センター等での廃食用油の回収（平成21年度）、資源物ステーションでの回収対象品目へのパソコンの追加（平成25年度）を順次実施し、現在に至っています。

## ② 収集・運搬システムの概要

生活系ごみにおける収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁）に示します。

本市では、前述のとおり、資源化事業を順次実施してきており、平成27年度現在では3種12分別を基本とした分別収集を実施しています。

また、社会経済状況や雇用環境等の変化に伴って、市民のライフスタイルが多様化してきていることから、ごみの分別排出の祝日・休日対応も検討し、ステーション方式以外の収集方式（拠点回収や資源物ステーション）を新たに設ける等して、ごみの分別排出を促進しやすい環境づくりに努めています。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要【生活系ごみ】 [平成28年4月時点]

項 目	収集方法				資源物*1 ステーション	その他	処理方法	
	ステーション方式			収集箇所				
	収集主体	収集回数	収集箇所					
燃やせるごみ	直営・委託	週2回	6,404箇所	—	[有料]戸別収集(直営) [有料]直接持込(個人)	富山CCで焼却処理		
燃やせないごみ	直営・委託	月2回	4,928箇所	—	[有料]戸別収集(直営) [有料]直接持込(個人)	富山RCで破碎・選別・資源化处理		
資 源 物	容器包装	空き缶	直営・委託	月2回	3,853箇所	○	資源集団回収*2 資源集団回収分は民間引渡(資源化)	
		空きびん	委託	月2回	3,865箇所	○	—	富山RCで選別・資源化处理
		ペットボトル	委託	月1～4回	750箇所	○	【富山・婦中・大山地域の一部】 スーパー等[152箇所]での拠点回収方式(委託)	富山RCで保管
		プラスチック製容器包装	委託	月4回	4,054箇所	○	—	富山RCで保管
		紙製容器包装	【八尾地域の一部(3地区)】 委託	月1回	3,714箇所	○	資源集団回収*2 紙類地区回収*2	富山RCで保管
	古紙 (新聞・雑誌・段ボール)	【八尾地域の一部(3地区)】 委託	月1回	3,714箇所	○	資源集団回収*2 紙類地区回収*2	民間引渡(資源化)	
	布類	—	—	—	○	資源集団回収*2	富山市の産業団地内の民間施設にて資源化	
	生ごみ (対象地区のみ)	直営・委託	週2回	1,185箇所	—	—	富山市の産業団地内の民間施設にて資源化	
	小型廃家電 (パソコン含む。)	—	—	—	○*3	—	民間引渡(資源化)	
	側溝汚泥	—	—	—	—	【町内単位】 [無料]業者による収集(委託)  【個人】 [有料]戸別収集(直営)	民間引渡(資源化)	
廃食用油	—	—	—	—	拠点回収方式(直営)	富山市の産業団地内の民間施設にて資源化		
小動物死体	—	—	—	—	業者による収集(直営) [ペットは収集不可]	民間業者で焼却		
特定家庭用機器廃棄物 (家電リサイクル法対象品)	—	—	—	—	[有料]指定引取所への持込(個人) [有料]戸別収集(直営)	民間引渡(資源化)		
処理困難物	—	—	—	—	購入先や専門業者へ相談	民間引渡 (焼却・資源化・埋立)		
がれき類	—	—	—	—	環境センターへ相談 [有料]戸別収集(直営)	民間引渡 (資源化・埋立)		
石、セメント、瓦、土砂	—	—	—	—	環境センターへ相談 [有料]戸別収集(直営)	民間引渡 (資源化・埋立)		

注2) 「富山CC」は「富山地区広域圏クリーンセンター」を、「富山RC」は「富山地区広域圏リサイクルセンター」を指す。

\*1 収集主体は直営である。土・日・祝・休日の9～15時に限って、資源物の市民持込が可能。現在は市内8箇所に設置。

\*2 収集主体は資源回収業者である。回収は地域資源回収場所で随時実施し、品目により民間及び富山RCで保管後民間引渡(資源化)としている。

\*3 平成27年6月1日から、環境センターと岩瀬環境事務所の2箇所において、平日回収(9～15時)も実施している。

表3-1-3. 収集・運搬に係る直営人員・車両体制【生活系ごみ】 [平成28年4月時点]

項 目	人 員		台 数	
	月～金曜日の計	日平均	月～金曜日の計	日平均
燃やせるごみ	530 人	106 人	180 台	36 台
燃やせないごみ				
資源物（空き缶）				
資源物（生ごみ）				
地域美化	2 人	0.4 人	1 台	0 台
戸別有料収集	20 人	4 人	10 台	2 台
資源物ステーション回収	30 人	6 人	14 台	3 台
連絡巡回・施設管理	14 人	2.8 人	0 台	0 台
業務の調整・集約、申請受付、啓発・指導	77 人	15.4 人	0 台	0 台
車輛整備、機械管理	17 人	3.4 人	0 台	0 台
計	690 人	138 人	205 台	41 台

表3-1-4. 収集・運搬システムの概要【事業系ごみ】 [平成28年4月時点]

項 目	収集・運搬主体	収集回数	処理方法
燃やせるごみ	許可 自己搬入	随時	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理
資源物	許可 自己搬入	随時	許可処理施設（民間施設） 又は 地域資源活用促進施設 にて資源化
木くず			
繊維くず等			
生ごみ			
きのこ廃菌床			
もみがら			

表3-1-5. 許可業者収集の概要【事業系ごみ】 [平成27年度末時点]

項 目	業 者 数	車 両 台 数	収 集 処 理 実 績
平成27年度	115 件	689 台	48,607 t

(5) 処理・処分状況

① 行政施設

表3-1-6. 中間処理施設

(1/2)

施設名称	富山地区広域圏クリーンセンター	
	ごみ焼却施設	
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
対象市町村名等	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	中新川郡立山町末三賀103番地3	
着工・竣工年月日	着工：平成11年6月 竣工：平成15年3月	
一般廃棄物の種類	燃やせるごみ	
公称能力	810 t / 24 h (270 t / 24h × 3基)	
施設の内容	型式：タクマ連続式ストーカ炉 ・ 通風、煙突、除じん設備、トラックスケール、ごみピット、不燃物ピット、メタルピット、集塵灰処理物ピット、スラグピット、助燃装置、排水処理設備 ・ 余熱利用設備：工場内給湯、冷暖房、融雪蒸気タービン発電、多目的温水利用施設（常願寺ハイツ給湯 [温水プール]、冷暖房） ・ 付帯設備： 発電設備 [20,000kW] 灰溶融設備：プラズマ式溶融炉 140 t / 24H (70 t / 24h × 2基) ・ ストックヤード（スラグ）：500m <sup>3</sup> × 3区画 ・ トラックスケール	
施設名称	富山地区広域圏リサイクルセンター	
	粗大ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
対象市町村名等	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	富山市辰尾170-1	
着工・竣工年月日	着工：平成15年3月 竣工：平成17年3月	着工：平成6年12月 竣工：平成7年12月
一般廃棄物の種類	燃やせないごみ	金属資源、空き缶、空きびん
公称能力	70.0 t / 5 h 破碎設備	40.6 t / 5 h ①大型金属類資源化施設：10 t / 5 h ②缶分別施設：7.6 t / 5 h ③びん選別施設：23 t / 5 h
施設の内容	型式：住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機 ・ 圧縮機、破碎機、振動選別機、電磁選別機、騒音防止設備、粉じん防止設備、トラックスケール、ごみピット、排水処理設備	①大型金属類資源化施設：油圧式二軸回転せん断型破碎機 ②缶分別施設：アルミ選別機付搬送コンベヤ、選別機、缶プレス機 ③びん分別施設：選別コンベヤ、ストックヤード ④リサイクルプラザ：展示販売場、リフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室 ⑤その他：トラックスケール(粗大ごみ処理施設と併用)

出典：「広域圏事業概要 平成27年度 富山地区広域圏事務組合」、「富山県の廃棄物 平成27年11月 富山県生活環境文化部環境政策課」

(2/2)

項目	事業系廃棄物中間処理施設
施設名称	富山市八尾地域資源活用促進施設
施設所管	富山市
対象市町村名等	富山市
所在地	富山市八尾町三田梅尾5番18号
着工・竣工年月日	着工：平成16年10月 竣工：平成17年3月
一般廃棄物の種類	きのご廃菌床、もみがら
公称能力	27 t / 日
型式	高速発酵堆肥化方式

出典：「広域圏事業概要 平成27年度 富山地区広域圏事務組合」、「富山県の廃棄物 平成27年11月 富山県生活環境文化部環境政策課」

表3-1-7. 最終処分場

施設名称	富山市 山本一般廃棄物最終処分場
施設所管	富山市
対象市町村名等	富山市、富山地区広域圏事務組合
所在地	富山市山本字水木谷19
着工・竣工年月日	着工：昭和58年9月 竣工：昭和60年3月
一般廃棄物の種類	直接埋立ごみ、富山地区広域圏クリーンセンター及びリサイクルセンターからの処理残渣物
公称能力	埋立面積：43,000 m <sup>2</sup> 埋立容量：555,000 m <sup>3</sup>
埋立工法	サンドイッチ方式準好気性埋立
埋立開始年月	昭和61年5月
埋立完了見込年月	平成40年3月
汚水処理施設処理方式	接触酸化法生物処理＋凝集沈殿処理方式＋砂ろ過方式

出典：「富山県の廃棄物 平成27年11月 富山県生活環境文化部環境政策課」、富山市環境部環境センター管理課資料

② その他施設（民間施設）

表3-1-8. その他施設（民間施設）

ごみの中間処理委託施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
株島田商店	富山市上赤江町2丁目2番50号	紙くず
株シマダ	富山市婦中町田屋381-1	紙くず
株プリテック	富山市松浦町8番10号 (富山市エコタウン産業団地内)	プラスチック類
株富山環境整備	富山市婦中町吉谷3-3	プラスチック類
資源開発株	富山市婦中町吉谷3-3	汚泥
一般廃棄物処理業許可施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
アイオーティカーボン株	富山市松浦町9番30号 (富山市エコタウン産業団地内)	燃やせるごみ（紙くず、木くず、繊維くず）
株アイザック	富山市米田町3丁目3番33号	燃やせるごみ（紙くず）
街今井運送	富山市栃谷405番地	木くず
株エコ・マインド	富山市松浦町6番20号 (富山市エコタウン産業団地内)	燃やせるごみ(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)、自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
木村産業株	富山市水橋市田袋286番地の1	木くず
株シマダ	富山市水橋開発277番8	燃やせるごみ（紙くず）
竹田運輸倉庫株	富山市上野330番3	木くず
橘開発株	富山市興人町1-43	木くず
	富山市上今町383	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
富山グリーンフードリサイクル株	富山市松浦町8番20号 (富山市エコタウン産業団地内)	燃やせるごみ（生ごみ、木くず）
株富山資源開発	富山市水橋市田袋333番地1	木くず
中川工業株	富山市東福沢726番地	木くず
株ニュース	富山市万願寺38番地の1	木くず
花崎工業株	富山市東老田1179番地	木くず
日本オートリサイクル株	富山市松浦町7番30号 (富山市エコタウン産業団地内)	自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
富山BDF株	富山市松浦町9番20号 (富山市エコタウン産業団地内)	廃油（廃食用油に限る）
長崎土石株	富山市宮成347番地	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
株ヒューマン	富山市長川原字表平4番10	木くず

### (6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理単価の経年推移を図3-1-5に示します。

ごみ1 t当たりの処理費用の経年推移は増加傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で9%増加しました。平成21年度までは増加する一方でしたが、その後はやや減少したまま横ばい傾向で推移しています。なお、平成18年度から平成21年度にかけてごみ1 t当たりの処理費用が増加傾向にあったのは、ごみの減量化が大きく進んだことでt単価が上昇したことによるものと考えられます。

一方で、年間市民1人あたりの処理費用の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で7%減少しました。また、年間1世帯あたりの処理費用の経年推移は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で17%減少しました。このことから、ごみの減量化や資源化の進捗によって、t単価は上昇するものの、市民1人あたりや1世帯あたりの負担額は着実に減少していくことがうかがえます。

なお、平成27年度におけるごみ1 t当たりの処理費用は約44,600円/t、年間市民1人当たりの処理費用は約10,500円/人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約25,300円/世帯・年となっています。

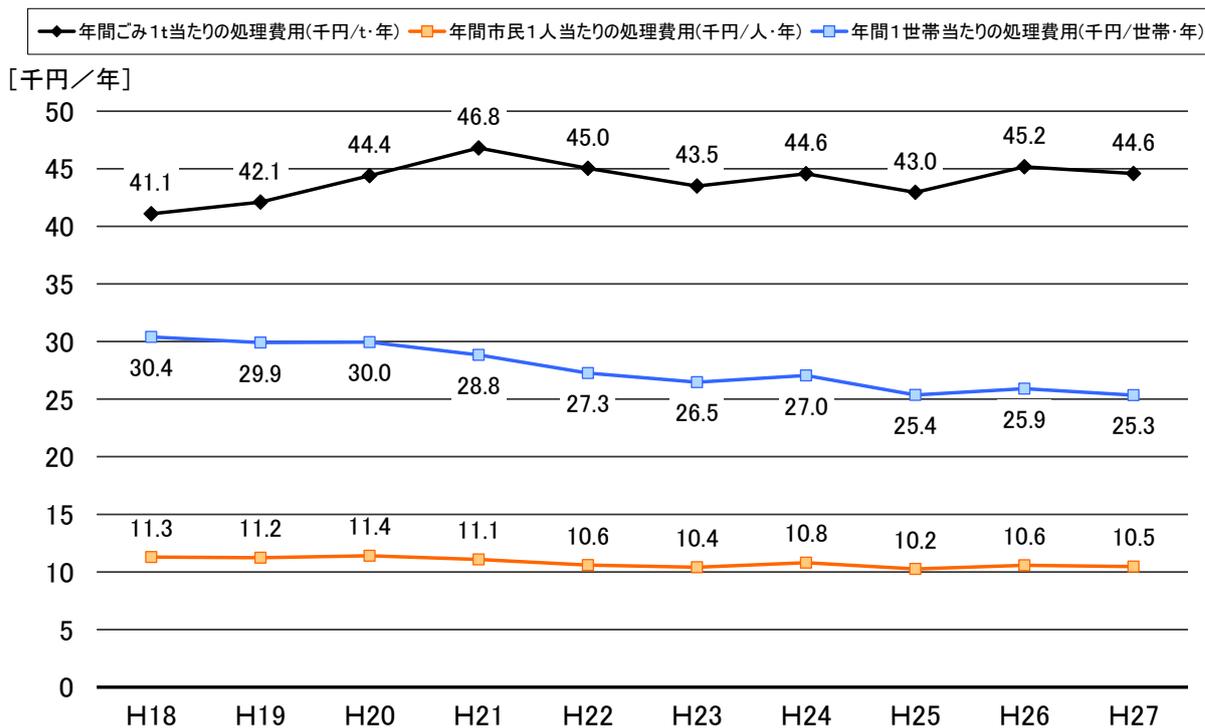


図3-1-5. ごみ処理単価の経年推移

## (7) ごみの組成(家庭ごみ細組成調査の概要)

本計画の策定に際し、ごみ処理の現状と課題をごみの組成面から明らかにし、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、各家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみの組成調査を行いました。

### ① 調査概要

家庭ごみの細組成調査の分類品目を表3-1-9に示します。

燃やせるごみは、集荷したサンプルごみを100kg程度(40世帯相当分<sup>※1</sup>)になるまで縮分して、表3-1-9に示した50品目に分類しました。また、燃やせないごみは集荷したサンプルごみ(ごみ集積場5箇所分)の全量を表3-1-9に示した50品目に分類しました。

<sup>※1</sup>ごみ袋1袋あたりの重さを2.5kgとしたときの換算値(採取したごみ袋100袋の1袋あたりの重さの平均値)

表3-1-9. 組成調査分類品目

大分類	細分類	
①生ごみ(厨芥類)	(01)  手つかず食品 (03)  上記以外の生ごみ <sup>※2</sup>	(02)  食べ残し
②紙類	(04)  紙バック (06)  紙製容器包装 (08)  雑誌、書籍、カタログ (10)  シュレッター紙 (12)  上記以外の紙類	(05)  段ボール (07)  新聞紙、折り込みチラシ (09)  雑紙 (11)  事業系紙ごみ
③プラスチック類	(13)  レジ袋(そのまま捨てられたもの) (15)  プラスチック製容器包装 (17)  製品プラスチック(複合素材) (19)  上記以外のプラスチック類	(14)  ペットボトル (16)  製品プラスチック(プラスチック単一素材) (18)  レジ袋(ごみが入っていたもの)
④木竹類	(20)  自然物(剪定枝) (22)  自然物(その他)	(21)  自然物(草) (23)  加工物
⑤ゴム・皮革類	(24)  ゴム・皮革類	
⑥繊維類(布類)	(25)  資源化可能な布類(小物) (27)  上記以外の布類	(26)  資源化可能な布類(大物)
⑦金属類	(28)  アルミ缶 (30)  スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っているもの) (32)  刃物類 (34)  ボタン電池等	(29)  スチール缶 (31)  スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っていないもの) (33)  乾電池 (35)  上記以外の金属類
⑧ガラス・陶磁器類	(36)  リターナブルびん (38)  空きびん(茶色びん) (40)  蛍光灯 (42)  陶磁器類 (44)  自然石、コンクリートブロック等	(37)  空きびん(無色透明びん) (39)  空きびん(その他色びん) (41)  水銀入りの体温計・血圧計 (43)  上記以外のガラス
⑨製品廃棄物	(45)  小型家電製品	(46)  その他
⑩違反ごみ	(47)  産業廃棄物と疑われるもの	
⑪排出禁止物	(48)  家電リサイクル法対象品目	(49)  有害性・危険性、爆発引火物、処理困難物
⑫分類不能	(50)  ①～⑪に分類できないごみ ( 側溝汚泥を含む)	

<sup>注記</sup> : 減量化が期待できる品目、 : 既に分別排出による資源化を進めている品目、  
 : 今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目、 : 適正処理品目

<sup>※2</sup>生ごみの資源化は、現在一部の地区〔13地区、表3-1-1(P.26)参照〕において行っているが、富山市全域で行っていないため、(03)上記以外の生ごみを 扱いとした。

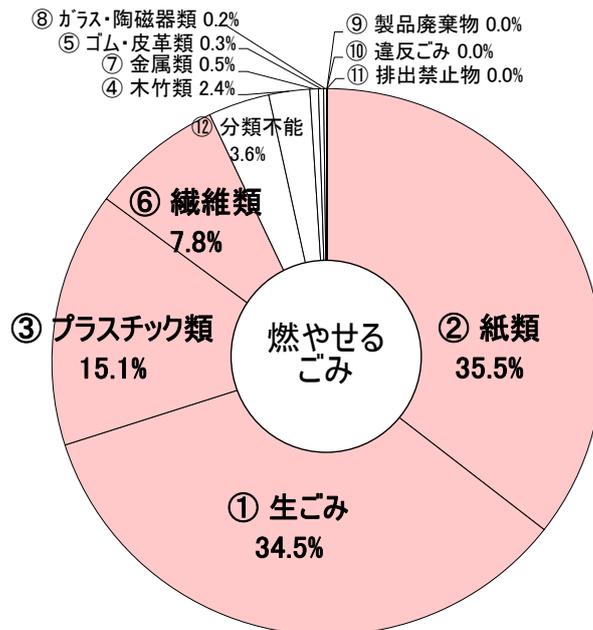
② 調査結果

ア. 燃やせるごみ

燃やせるごみの排出割合(大分類)を図3-1-6に示します。

図3-1-6をみると、最も多かったのが「②紙類」の35.5%であり、次いで「①生ごみ」の34.5%、「③プラスチック類」の15.1%、「⑥繊維類」の7.8%が多くなっています。これら上位4品目で全体の92.9%を占めています。

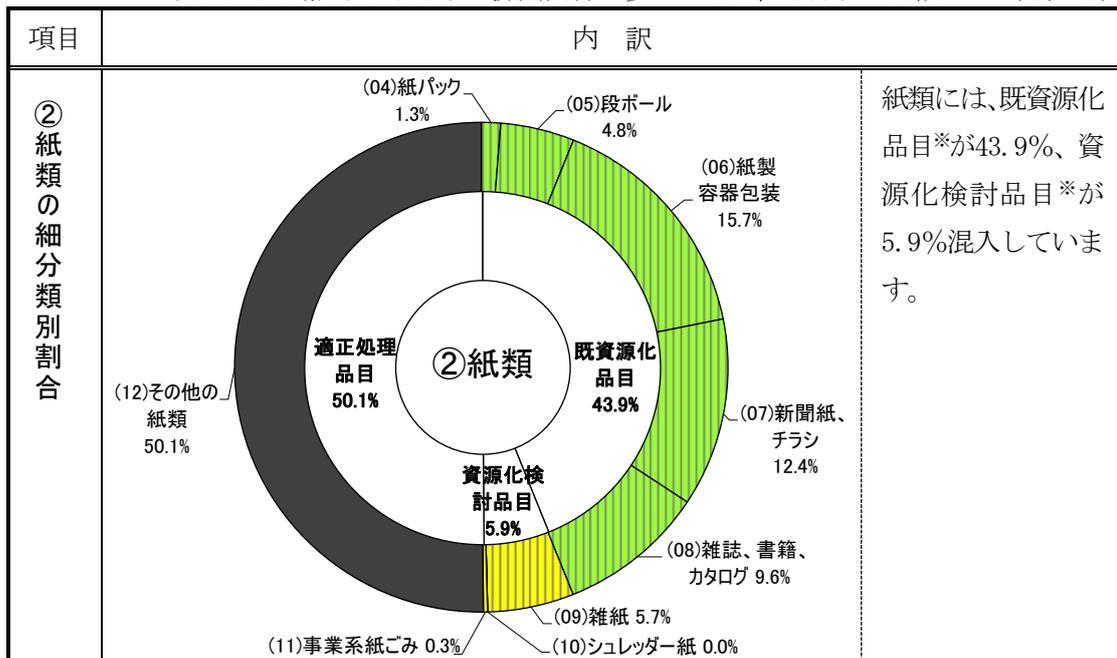
なお、排出割合が多かった上位4品目の内訳を表3-1-10に、その特徴を表3-1-11～表3-1-14(P.38～41)に示します。



注記) 図中の①～⑫は、表3-1-9(前頁)の大分類の項目と一致している。

図3-1-6. 燃やせるごみの排出割合 (大分類)

表3-1-10. 燃やせるごみの排出割合が多かった上位4品目の内訳 (1/2)



※減量化品目 : 減量化が期待できる品目、 既資源化品目 : 既に分別排出による資源化を進めている品目、 資源化検討品目 : 今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目

注記) 表中の(04)～(12)は、表3-1-9(前頁)の細分類の項目と一致している(以下、同様)。

(2/2)

項目	内 訳	
<p>① 生ごみの細分類別割合</p>	<p>(01)手つかず食品 13.1%</p> <p>(02)食べ残し 5.9%</p> <p>減量化品目 (食品ロス※) 19.0%</p> <p>① 生ごみ</p> <p>資源化検討品目 81.0%</p> <p>(03)その他の生ごみ 81.0%</p> <p>※食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)として、「手つかず食品」や「食べ残し」がある。</p>	<p>生ごみには、減量化品目が19.0%、資源化検討品目が81.0%混入しています。</p>
<p>③ プラスチック類の細分類別割合</p>	<p>(13)レジ袋(そのまま捨てられた) 0.8%</p> <p>(14)ペットボトル 8.5%</p> <p>減量化品目 0.8%</p> <p>適正処理品目 15.7%</p> <p>資源化検討品目 12.8%</p> <p>既資源化品目 70.8%</p> <p>③ プラスチック類</p> <p>(15)プラスチック製容器包装 62.2%</p> <p>(16)製品プラ(プラ単一) 7.0%</p> <p>(17)製品プラ(複合) 5.7%</p> <p>(18)レジ袋(ごみが入っていた) 5.2%</p> <p>(19)その他 10.5%</p>	<p>プラスチック類には、減量化品目が0.8%、既資源化品目が70.8%、資源化検討品目が12.8%混入しています。</p>
<p>⑥ 繊維類の細分類別割合</p>	<p>(26)資源化可能な布類(大物) 0.0%</p> <p>(27)その他の布類 0.7%</p> <p>適正処理品目 0.7%</p> <p>既資源化品目 99.3%</p> <p>⑥ 繊維類</p> <p>(25)資源化可能な布類(小物) 99.3%</p>	<p>繊維類には、既資源化品目が99.3%混入しています。</p>

表3-1-11. 「②紙類」の特徴

[燃やせるごみ]

「②紙類」の特徴			
既資源化品目		資源化検討品目	
(06)紙製容器包装	(07)新聞紙、折り込みチラシ	(08)雑誌、書籍、カタログ	(09)雑紙
			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「紙製容器包装」は、紙類の15.7%を占めています。</li> <li>・内容物としては、菓子箱やビール類の6缶パック包装資材、紙袋が多くあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新聞紙、折り込みチラシ」は、紙類の12.4%を占めています。</li> <li>・内容物としては、新聞紙と折り込みチラシが同程度排出されており、チラシの中には、ポストインされたものも多く含まれています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雑誌、書籍、カタログ」は、紙類の9.6%を占めています。</li> <li>・内容物としては、フリーペーパーが多くあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雑紙」は、紙類の5.7%を占めています。</li> <li>・内容物としては、学校関係のもの(ノートの切れ端やプリント用紙)や子どもが書いた落書き等が多くあります。</li> </ul>

注記) 燃やせるごみの写真は、1画像につき40世帯分を示す(以下、同様)。

表3-1-12. 「①生ごみ」の特徴

[燃やせるごみ]

「①生ごみ」の特徴		
減量化品目		資源化検討品目
食品ロス		(03)その他の生ごみ
(01)手つかず食品	(02)食べ残し	
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手つかず食品」は、生ごみの13.1%を占めています。</li> <li>・内容物としては、現代の食生活を反映して菓子類やパン類、カット野菜等が多くあります。また、このうち、賞味期限内の食品が約10%を占めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食べ残し」は、生ごみの5.9%を占めています。</li> <li>・内容物としては、菓子類やパン類、総菜の残り等が多くあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の生ごみ」は、生ごみの81.0%を占めています。</li> <li>・内容物としては、調理くずや果物の皮等が多くあります</li> </ul>

注記) 「手つかず食品」は、未開封のまま廃棄された食料品または購入後ほとんど手をつけずに捨てられた食料品(1/2以上原形を残すもの)としている。また、「食べ残し」は、まだ食べられるのに捨てられた食料品(1/2未満の原形を残すもの)としている。

表3-1-13. 「③プラスチック類」の特徴

[燃やせるごみ]

「③プラスチック類」の特徴		
減量化品目	既資源化品目	
(13)レジ袋(そのまま捨てられたもの)	(14)ペットボトル	(15)プラスチック製容器包装
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「レジ袋(そのまま捨てられたもの)」は、プラスチック類の0.8%を占めています。</li> <li>・内容物としては、小売店名が入ったものと無地の袋が同程度排出されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ペットボトル」は、プラスチック類の8.5%を占めています。</li> <li>・内容物としては、ほとんどが清涼飲料水であり、キャップやラベルがついたままの状態での排出されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「プラスチック製容器包装」は、プラスチック類の62.2%を占めています。</li> <li>・内容物としては、菓子類の外袋、お弁当の容器、カップ麺の容器等が多くあります。</li> </ul>

表3-1-14. 「⑥繊維類」の特徴

[燃やせるごみ]

## 「⑥繊維類」の特徴

### 既資源化品目

#### (25)資源化可能な布類(小物)



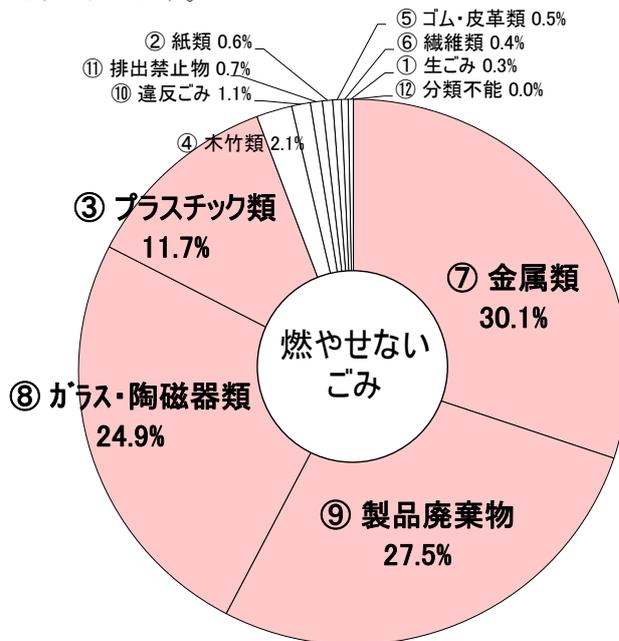
- ・「資源化可能な布類(小物)」は、繊維類の99.3%を占めています。
- ・内容物としては、衣類(ズボンや作業着、体操服)やタオル、布きれが多くあります。

1. 燃やせないごみ

燃やせないごみの排出割合(大分類)を図3-1-7に示します。

図3-1-7をみると、最も多かったのが「⑦金属類」の30.1%であり、次いで「⑨製品廃棄物」の27.5%、「⑧ガラス・陶磁器類」の24.9%、「③プラスチック類」の11.7%が多くなっています。これら上位4品目で全体の94.2%を占めています。

なお、排出割合が多かった上位4品目の内訳を表3-1-15に、その特徴を表3-1-16～表3-1-19(P.44～47)に示します。



注記) 図中の①～⑫は、表3-1-9(P.35)の大分類の項目と一致している。

図3-1-7. 燃やせないごみの排出割合(大分類)

表3-1-15. 燃やせないごみの排出割合が多かった上位4品目の内訳 (1/2)

項目	内 訳
⑦ 金属類の細分類別割合	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 20px;"> <p>金属類には、既資源化品目が15.8%、資源化検討品目が84.2%混入しています。</p> </div> </div> <p>※1 スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っているもの)                  ※2 スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っていないもの)</p>

注記) 表中の(28)～(35)は、表3-1-9(P.35)の細分類の項目と一致している(以下、同様)。

(2/2)

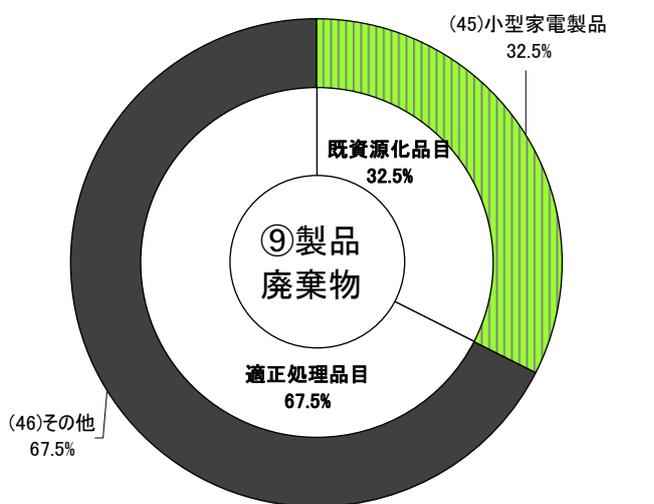
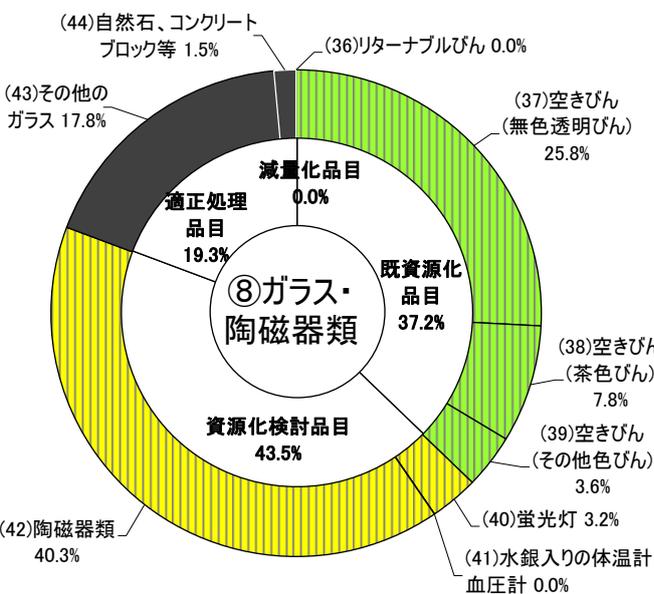
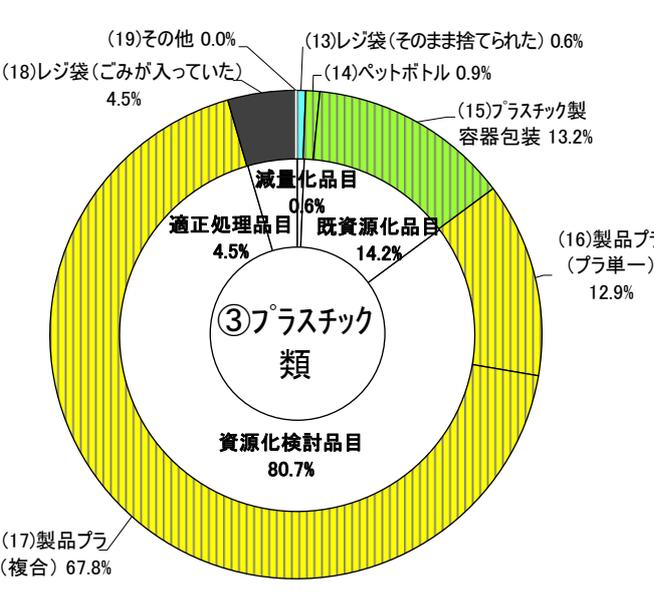
項目	内 訳	
<p>⑨ 製品廃棄物の細分類別割合</p>	 <p>⑨製品廃棄物</p> <p>既資源化品目 32.5%</p> <p>適正処理品目 67.5%</p> <p>(45)小型家電製品 32.5%</p> <p>(46)その他 67.5%</p>	<p>製品廃棄物には、既資源化品目が32.5%混入しています。</p>
<p>⑧ ガラス・陶磁器類の細分類別割合</p>	 <p>⑧ガラス・陶磁器類</p> <p>減量化品目 0.0%</p> <p>適正処理品目 19.3%</p> <p>資源化検討品目 43.5%</p> <p>既資源化品目 37.2%</p> <p>(44)自然石、コンクリートブロック等 1.5%</p> <p>(43)その他のガラス 17.8%</p> <p>(36)リターナブルびん 0.0%</p> <p>(37)空きびん(無色透明びん) 25.8%</p> <p>(38)空きびん(茶色びん) 7.8%</p> <p>(39)空きびん(その他色びん) 3.6%</p> <p>(42)陶磁器類 40.3%</p> <p>(40)蛍光灯 3.2%</p> <p>(41)水銀入りの体温計・血圧計 0.0%</p>	<p>ガラス・陶磁器類には、既資源化品目が37.2%、資源化検討品目が43.5%混入しています。</p>
<p>③ プラスチック類の細分類別割合</p>	 <p>③プラスチック類</p> <p>減量化品目 0.6%</p> <p>適正処理品目 4.5%</p> <p>資源化検討品目 80.7%</p> <p>既資源化品目 14.2%</p> <p>(19)その他 0.0%</p> <p>(18)レジ袋(ごみが入っていた) 4.5%</p> <p>(13)レジ袋(そのまま捨てられた) 0.6%</p> <p>(14)ペットボトル 0.9%</p> <p>(15)プラスチック製容器包装 13.2%</p> <p>(16)製品プラ(プラ単一) 12.9%</p> <p>(17)製品プラ(複合) 67.8%</p>	<p>プラスチック類には、減量化品目が0.6%、既資源化品目が14.2%、資源化検討品目が80.7%混入しています。</p>

表3-1-16. 「⑦金属類」の特徴

[燃やせないごみ]

「⑦金属類」の特徴		
既資源化品目	資源化検討品目	
(28)アルミ缶、(29)スチール缶	(30、31)スプレー缶、カセットボンベ	(35)その他の金属類
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アルミ缶(上写真)」は金属類の7.2%、「スチール缶(下写真)」は金属類の8.7%を占めています。</li> <li>・内容物としては、アルミ缶ではビール類が、スチール缶では食品用缶詰が多くあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スプレー缶・カセットボンベ」は、金属類の12.2%を占めています。</li> <li>・このうち、中身の入っていないものは97%、中身の入っているものは3%となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の金属類」は、金属類の60.5%を占めています。</li> <li>・内容物としては、ハンガーや日用品等雑多なものが多いです。</li> </ul>

注② 燃やせないごみの写真は、1画像につきごみ集積場5箇所分を示す(以下、同様)。

表3-1-17. 「⑨製品廃棄物」の特徴

[燃やせないごみ]

## 「⑨製品廃棄物」の特徴

### 既資源化品目

#### (45)小型家電製品



- ・「小型家電製品」は、製品廃棄物の32.5%を占めています。
- ・内容物としては、プリンターやトースター、電気ポット等が多くあります。
- ・「小型家電製品」は、平成23年度から資源物として拠点回収(資源物ステーション)できますが、「燃やせないごみ」として捨てられています。

表3-1-18. 「⑧ガラス・陶磁器類」の特徴

[燃やせないごみ]

「⑧ガラス・陶磁器類」の特徴		
既資源化品目	資源化検討品目	
空きびん[(37)無色透明びん・(38)茶色びん・(39)その他色びん]	(40)蛍光灯	(42)陶磁器類
 		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空きびん」は、ガラス・陶磁器類の37.2%を占めています。</li> <li>・内容物としては、調味料びんや栄養ドリンクびん、酒びん等が多くあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「蛍光灯」は、ガラス・陶磁器類の3.2%を占めています。</li> <li>・種類としては、直管や丸型管、電球管があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「陶磁器類」は、ガラス・陶磁器類の40.3%を占めています。</li> <li>・内容物としては、食器類や鉢等が多くあります。</li> </ul>

表3-1-19. 「③プラスチック類属類」の特徴

[燃やせないごみ]

「③プラスチック類」の特徴		
既資源化品目	資源化検出品目	
(15)プラスチック製容器包装	(16)製品プラスチック(プラスチック単一素材)	(17)製品プラスチック(複合素材)
		
<p>・「プラスチック製容器包装」は、プラスチック類の13.2%を占めています。</p> <p>・内容物としては、洗剤のボトル等の容器包装廃棄物が多くあります。</p>	<p>・「製品プラスチック」は、プラスチック類の80.7%を占めています。このうち、プラスチック単一素材は16%、複合素材は84%となっています。</p> <p>・硬質プラスチック類は、平成18年度までは「燃やせないごみ」に分類されていましたが、現在は、プラスチック類全般はすべて「燃やせるごみ」に分類することになっています。しかしながら、硬質プラスチック類が依然として「燃やせないごみ」に多く捨てられています。</p>	

### ③ 燃やせるごみ・燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合

燃やせるごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-8に、燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-9に示します。

燃やせるごみでは、減量化品目が6.7%、既資源化品目が34.3%、資源化検討品目が33.6%、適正処理品目が25.5%で占められています。

一方、燃やせないごみでは、減量化品目が0.3%、既資源化品目が25.3%、資源化検討品目が45.8%、適正処理品目が28.6%で占められています。

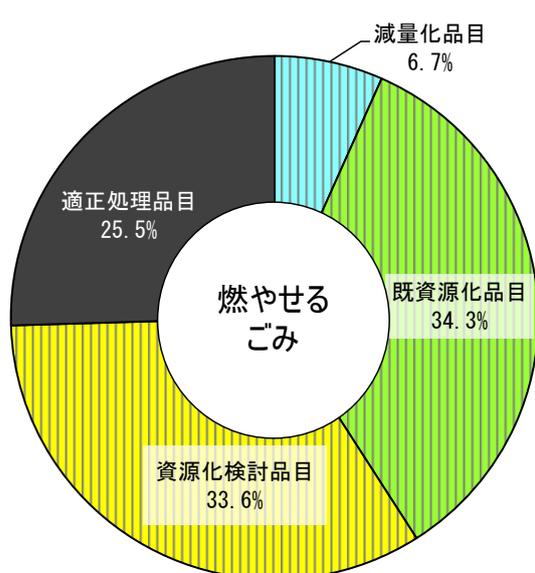


図3-1-8. 減量化・資源化品目の割合  
【燃やせるごみ】

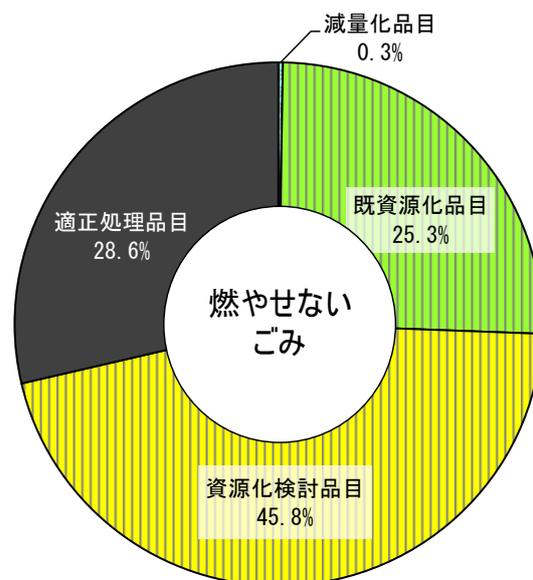


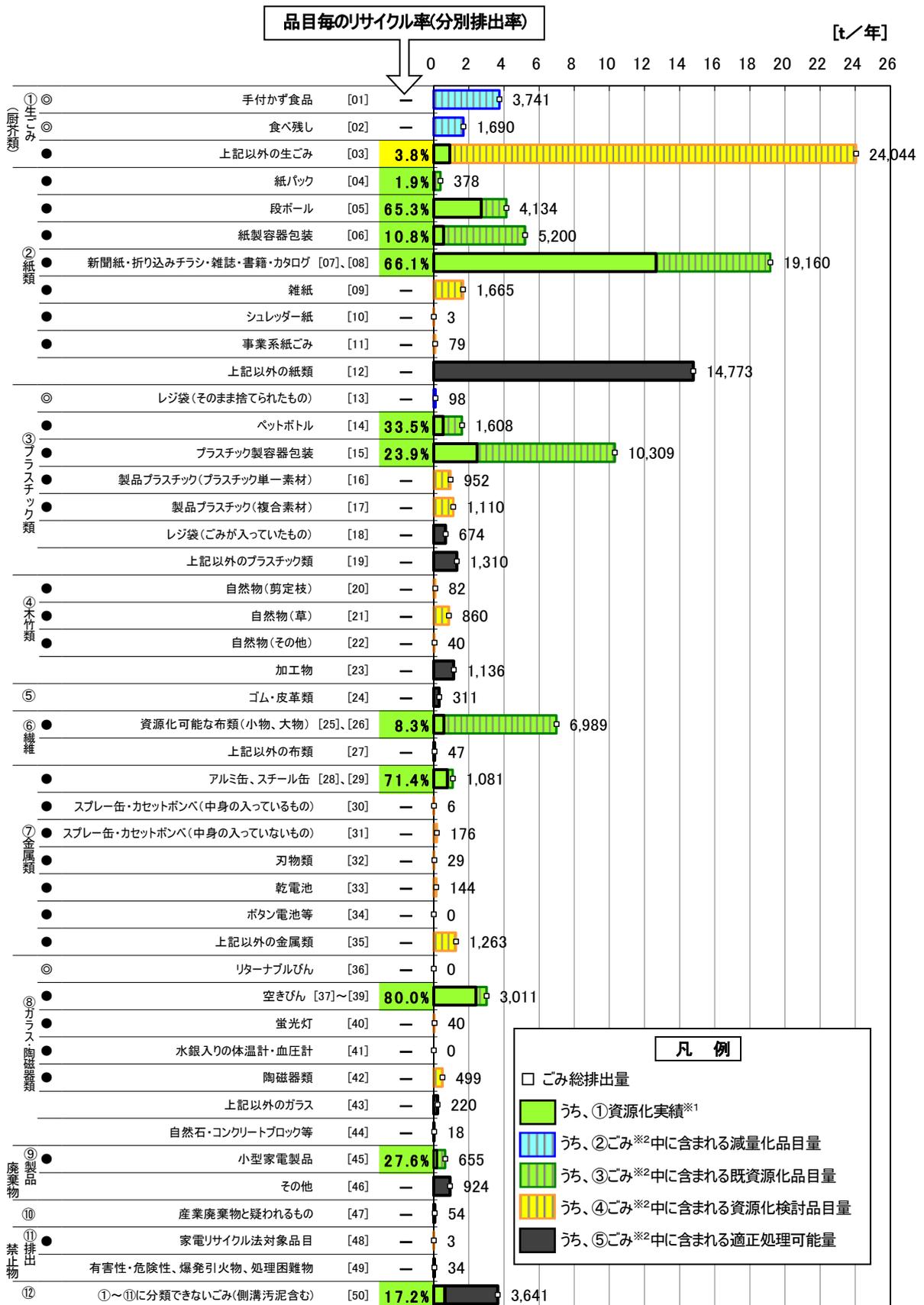
図3-1-9. 減量化・資源化品目の割合  
【燃やせないごみ】

### ④ 品目別の減量化・資源化の進捗状況

品目別の減量化・資源化の進捗状況を図3-1-10(次頁)に示します。

図3-1-10をみると、減量化品目では、生ごみの手つかず食品や食べ残しの年間排出量が比較的多くなっています。

品目毎のリサイクル率(分別排出率)が最も高い品目は「空きびん」の80.0%であり、次いで「アルミ缶、スチール缶」の71.4%、「新聞紙・折り込みチラシ・雑誌・書籍・カタログ」の66.1%となっています。



※1 集団回収量+分別回収量(収集量+拠点回収量)

※2 現在、燃やせるごみや燃やせないごみとして捨てられているもの。

注記1) 生ごみの資源化は、現在一部の地区 [13地区、表3-1-1(P.26)参照] において行っているが、富山市全域で行っていないため、[03] 上記以外の生ごみを ■ 扱いとした。

注記2) 上表の合計値は、平成27年度の生活系ごみの年間排出量112,191 t/年 [=集団回収量14,806t/年+資源物量(行政回収)9,612t/年+燃やせるごみ量82,803t/年+燃やせないごみ量4,970t/年] と一致している。

図3-1-10. 品目別の減量化・資源化の進捗状況 [平成27年度実績]

## (8) 市民意識調査(富山市民意識調査結果報告書の抜粋)

市では、市政の推進に総合計画を反映させるべく、各種施策に対する市民満足度や市政への要望等の把握を目的とした「富山市民意識調査」を5年毎に実施しています。

この調査結果から、ごみ分野に係る内容を抜粋することで、ごみ分野に関する市民意識を把握するものとします。なお、本調査は、第1次計画策定以降、平成22年（以下、「H22調査」という。）、平成25年（以下、「H25調査」という。）、平成27年調査（以下、「今回調査」という。）の計3回実施していることから、経年比較の把握も合わせて行うものとします。

資料：「富山市民意識調査結果報告書」平成27年8月 富山市

### ① 現総合計画の施策について

現総合計画（H19～H28）では、次の5つのまちづくり目標を掲げ、全62の施策を定めています。

- ・Ⅰ. 人が輝き安心して暮らせるまち（14施策）
- ・Ⅱ. すべてにやさしい安全なまち（13施策）
- ・Ⅲ. 都市と自然が調和した潤いを実感できるまち（13施策）
- ・Ⅳ. 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち（14施策）
- ・Ⅴ. 新しい富山を創る協働のまち（8施策）

このうち、ごみ分野の施策は、上記の「Ⅱ」の目標の中にあり、次の3施策を掲げています。

- ①快適な生活環境づくり（上下水道、動物愛護、地域の環境美化、墓地・斎場整備等）
- ②循環型まちづくりの基盤整備（ごみ減量化・資源化への取組み、エコタウンの充実等）
- ③市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取組み（資源回収支援、ふるさと富山美化大作戦の実施等）

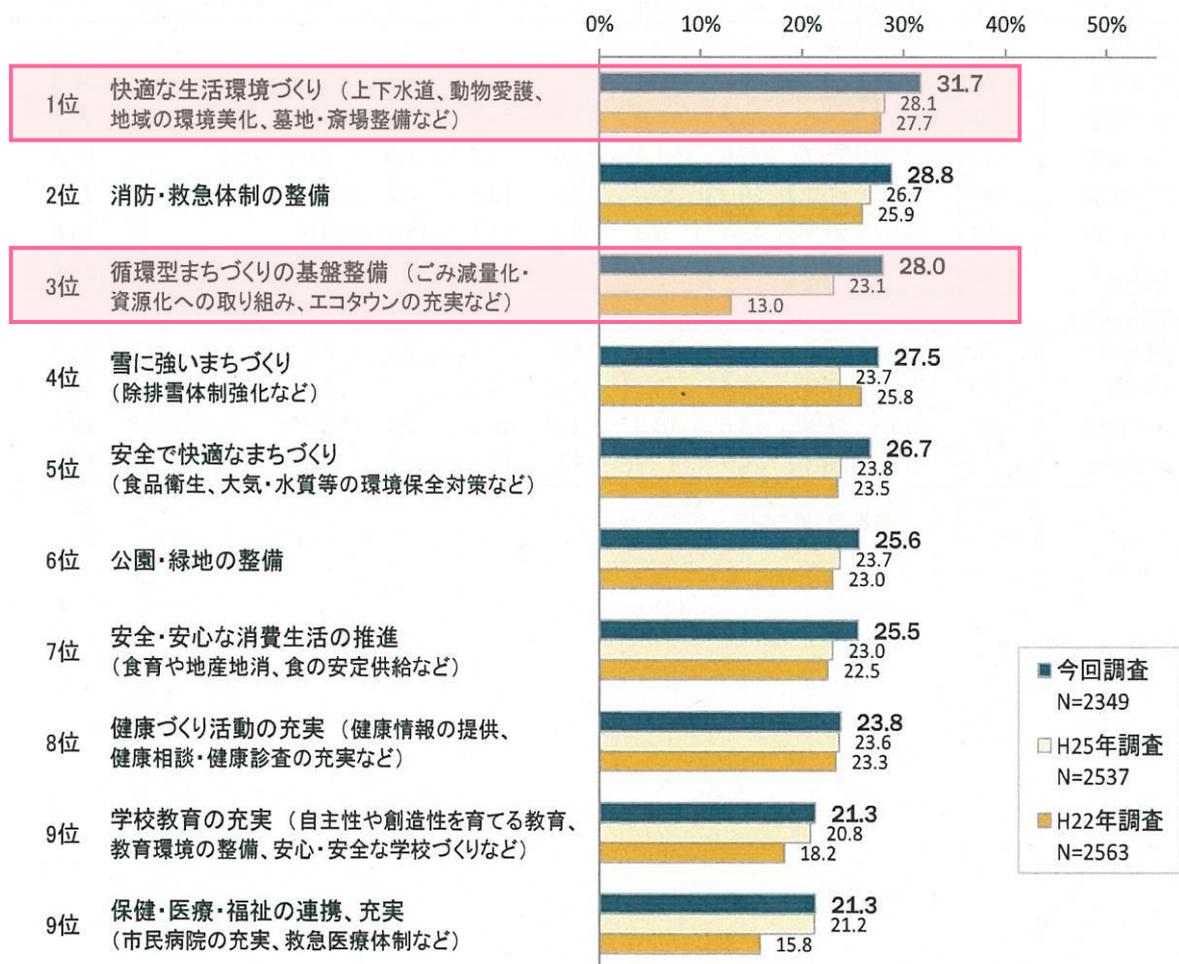
### ア. 施策の市民満足度【単数回答】

前頁で示した全62施策に対する市民満足度から、満足度が高かった上位10位\*までを図3-1-11に示します。

今回調査の結果をみると、ごみ分野で掲げた3施策のうち、「①快適な生活環境づくり（1位、31.7%）」と「②循環型まちづくりの基盤整備（3位、28.0%）」の2施策が上位3位にランクインしています。

また、今回3位となった「②循環型まちづくりの基盤整備」は、H22調査では22位でしたが、H25調査では7位、今回調査では3位と順位を大きく上げていることから、環境未来都市としてのさまざまな取組みが市民に評価されてきたことの表れともみられます。

一方で、「③市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取組み」については、H22調査では9位、H25調査では15位、今回調査では13位と下降傾向がみられることから、今後のごみ分野に係る協働体制の施策の強化が必要と考えられます。



\* 6段階の回答（満足、ほぼ満足、普通、やや不満、不満、わからない）のうち、「満足」と「ほぼ満足」を合わせて『満足』、「やや不満」と「不満」を合わせて『不満』としており、『満足』の1位から10位を示している。

図3-1-11. 施策に対する市民満足度（満足+ほぼ満足）の経年変化（上位10位まで）

#### 1. 市民の普段の取組み【複数回答】

市民の普段の取組みとして設問を22項目設定し、あてはまる取組みを尋ねた結果を図3-1-12に示します。

ごみ分野に係る取組みをみると、「ごみの分別排出を徹底するとともに、排出ごみの減量化に取り組んでいる（1位、55.0%）」と「地域の環境美化活動に協力している（7位、27.1%）」、「過剰包装を断るなどエコライフスタイルの推進に努めている（8位、26.3%）」がランクインしています。

また、今回調査とH25調査を比較すると、上記の3項目とも取組み割合が低下していることから、市民意識や行動への関心が薄まってきていることが懸念されます。このため、あらためて市民に関心を持ってもらえるよう、ごみの減量化や資源化に係る周知・普及啓発の在り方を見直す等して、分かりやすく情報提供できる仕組みを検討していく必要があります。

なお、周知・普及啓発の方策として、市広報「広報とやま」の閲覧割合が高いことやスマートフォン等のモバイル端末の利用割合も高いことから、これらの手段の有効活用を念頭に掲載方法の工夫に努めていく必要があります。

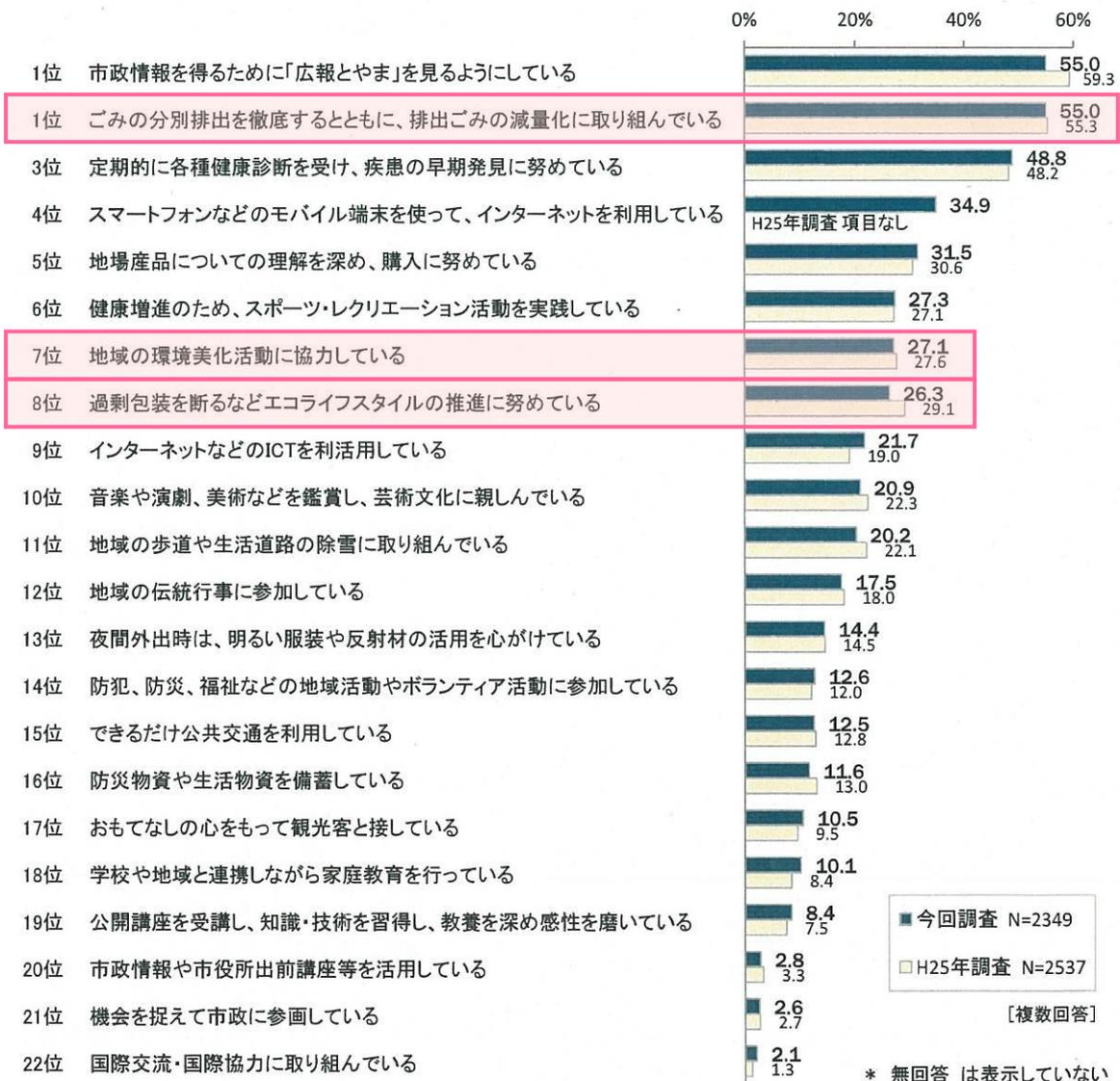


図3-1-12. 市民の普段の取組みについて

## (9) 循環型社会形成に向けての進捗状況

### ① システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する”ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール※（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、本市における循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

※環境省のホームページ内 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/gl-mcs/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html)

注記) 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績には、全国の市町村から都道府県を通じて環境省に報告される「一般廃棄物処理実態調査（平成26年度実績）」が用いられている。このため、次頁以降の図表で表示している本市の各実績値は、①「支援ツール」で表示された値をそのまま用いていること、②本頁以前の頁で整理している実績値とは異なることに留意する。

## 7. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-20に示します。

表3-1-20. 類似自治体の概要

支援ツール	・使用した支援ツールは、平成26年度版である。 (平成28年10月1日時点での最新版で、平成26年度実績が用いられている。)
都市形態	・都市形態は、「中核市」と自動選択される。(都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。) ・都市形態を「考慮する」を選択する。
人口区分	・自動設定された人口の幅 「272,146人～622,541人」
産業構造	・産業構造は、「0」と自動選択される。(産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。) ・本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 97.4% ・本市の第3次産業の人口比率 67.2%
類似自治体数	・上記の設定条件により選定された類似自治体数は「41」自治体である。

#### イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（41自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-13（次頁）に示します。

なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

##### （ア）人口一人一日当たりごみ総排出量

本市は1,074g／人・日であり、類似自治体の平均値999g／人・日を8%以上上回っていることから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

##### （イ）廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

本市は20.3%であり、類似自治体の平均値17.9%を2.4ポイント上回っていることから、資源化が進んでいる状況です。

##### （ウ）廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）

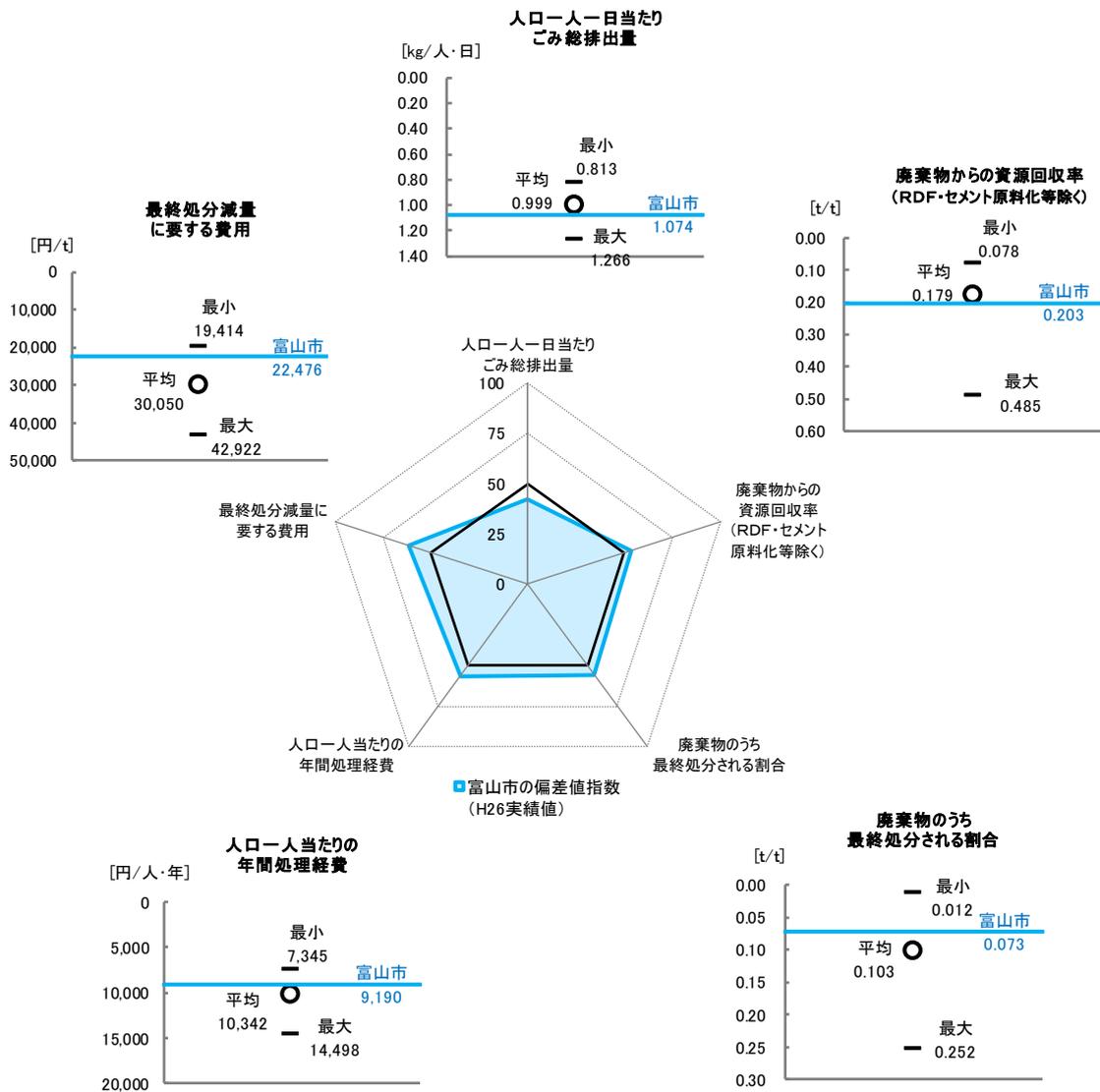
本市は7.3%であり、類似自治体の平均値10.3%を3.0ポイント下回っていることから、最終処分量が少ない状況です。（ごみの資源化の進捗によって、埋立量が少ない状況です。）

##### （エ）人口一人当たり年間処理経費

本市は9,190円／人・年であり、類似自治体の平均値10,342円／人・年を11%以上下回っていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

##### （オ）最終処分の減量に要する費用

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は22,476円／tであり、類似自治体の平均値30,050円／tを25%以上下回っていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。



標準的な指標		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たりの 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
富山市	H26実績値	1.074	0.203	0.073	9,190	22,476
	偏差値指数	42.1	53.5	55.6	56.3	61.6
類似都市	平均	0.999	0.179	0.103	10,342	30,050
	最大	1.266	0.485	0.252	14,498	42,922
	最小	0.813	0.078	0.012	7,345	19,414
	標準偏差	0.095	0.069	0.053	1,825	6,507

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す (「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-13. 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

### ① ごみ排出量

ごみ排出量に係る経年推移を図3-1-14, 15（次頁）に示します。

過去10年間<sup>\*</sup>で、年間ごみ排出量及び1人1日排出量ともに10%のごみを減量することができました。

その内訳をみると、生活系ごみで11%、事業系ごみで7%のごみが減量されており、生活系ごみの方がより減量化が進んでいることがうかがえます。

その一方で、第1次計画の後期計画で定めた目標値（平成28年度）と実績最終把握年度である平成27年度の実績値を比較すると、年間ごみ排出量及び1人1日排出量とも、目標値に対してごみの減量化量が不足している状況です。

また、富山県平均や全国平均と比較しても、本市の1人1日排出量は高値で推移していることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

<sup>\*</sup>平成18年度から平成27年度までの10年間

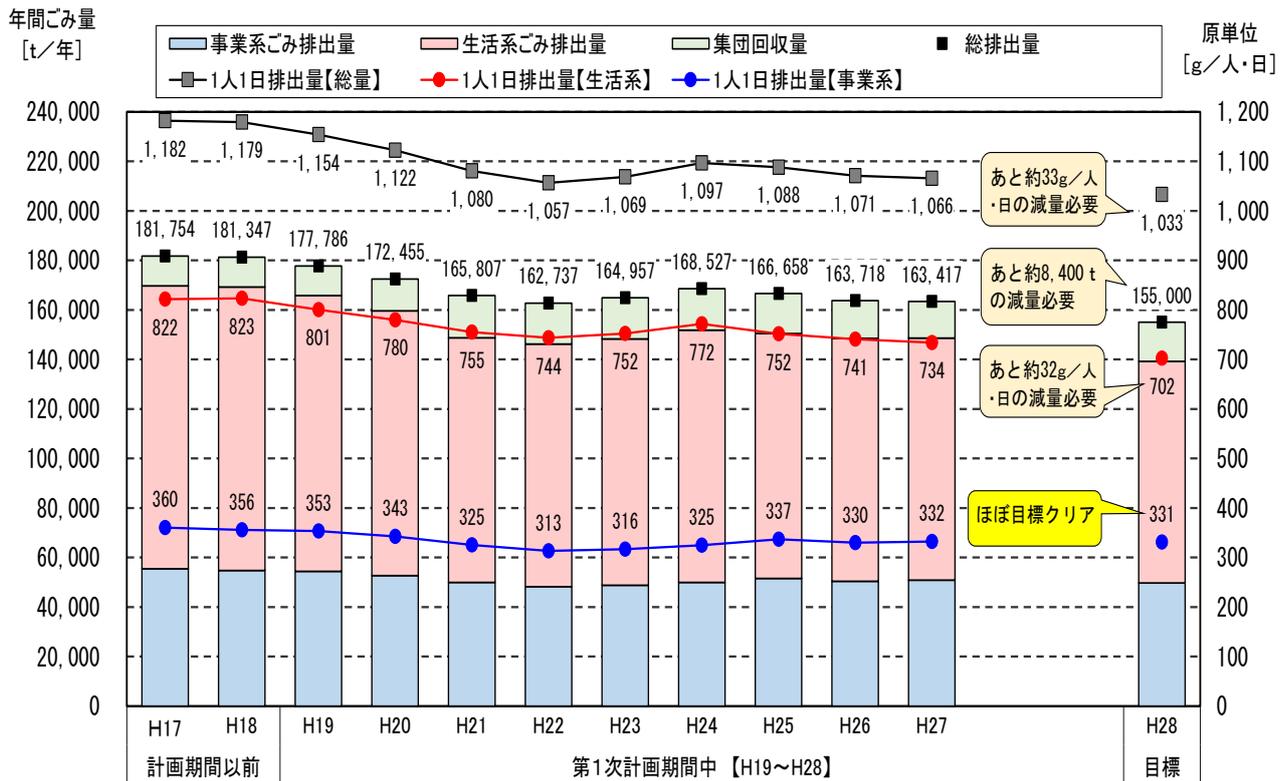


図3-1-14. ごみ排出量の推移

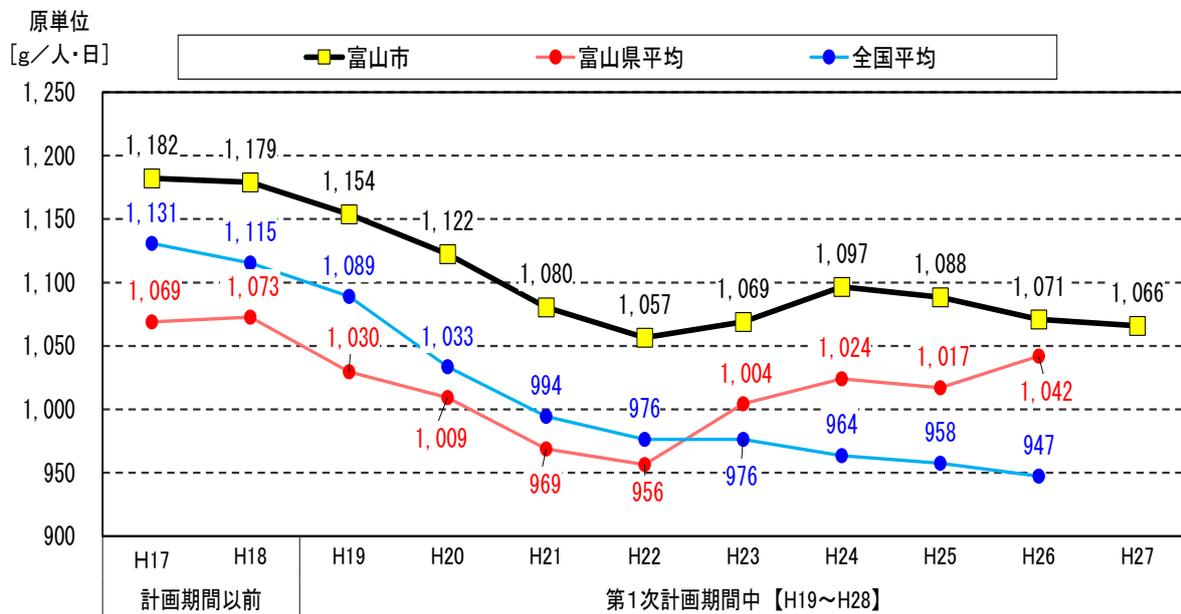


図3-1-15. 1人1日あたりのごみ排出量の推移（全国、富山県、富山市）

注記1) 平成17年度は第1次計画策定前の実績最終把握年度、平成18年度は第1次計画を策定している期間である。  
 注記2) 第1次計画の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間である。  
 注記3) 平成28年度の目標値は、平成19年度に策定した第1次計画の後期計画（平成24年4月一部改訂）で定めた目標値である。  
 注記4) 平成28年度の各目標値は、注記3)に掲げた目標値から算出した値である。  
 注記5) 集団回収には、平成21年度から開始した「紙類地区回収」による回収量を含む。

## ② 再生利用率

再生利用率に係る経年推移を図3-1-16, 17 (次頁) に示します。

過去10年間の再生利用率は、ほぼ横ばいで推移しています。

第1次計画策定以降には、新たに「事業系資源物(一般廃棄物)」の実態調査をもとに量の把握を開始しました。その実績値を再生利用量に反映する等したことで、平成25年度には再生利用率が25.8%まで上昇しましたが、その後は漸減傾向にあります。

なお、第1次計画の後期計画で定めた目標値と平成27年度の実績値を比較すると、目標値に対して再生利用量及び再生利用率ともに不足している状況です。

一方、富山県平均や全国平均と比較すると、本市の再生利用率は相対的に高く、本市は資源化が進んでいることがうかがえます。

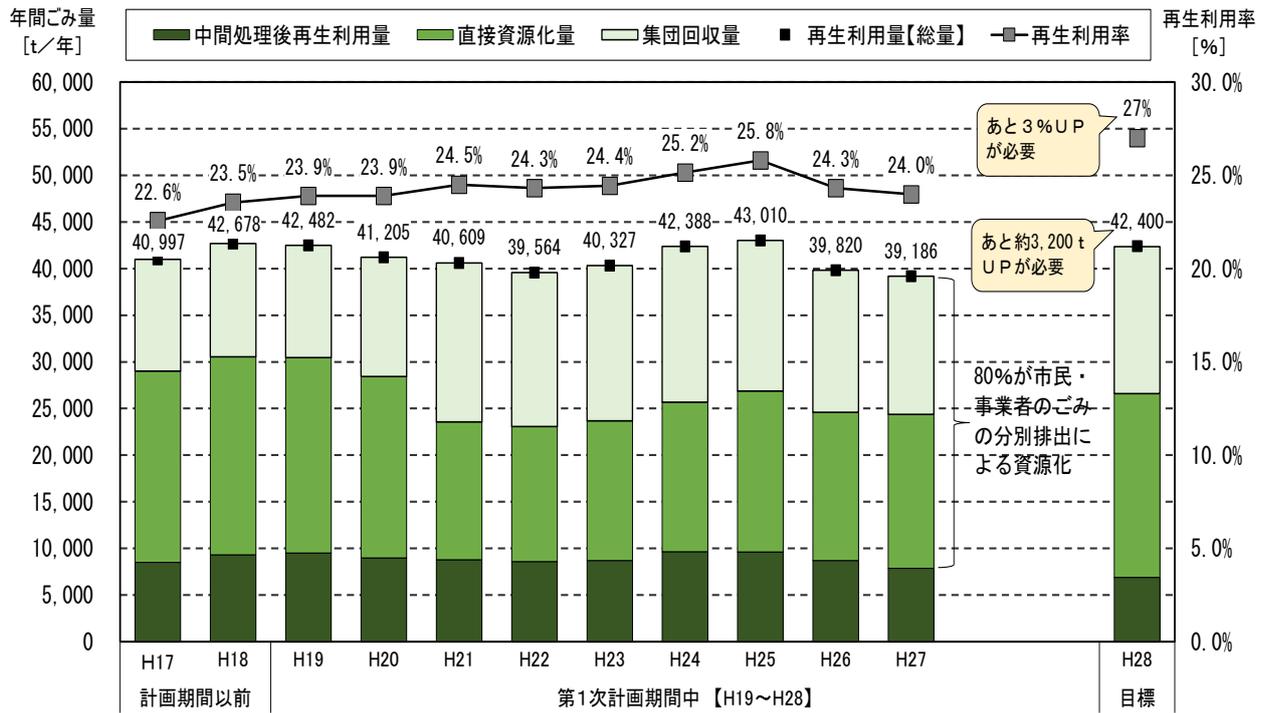


図3-1-16. 再生利用量の推移

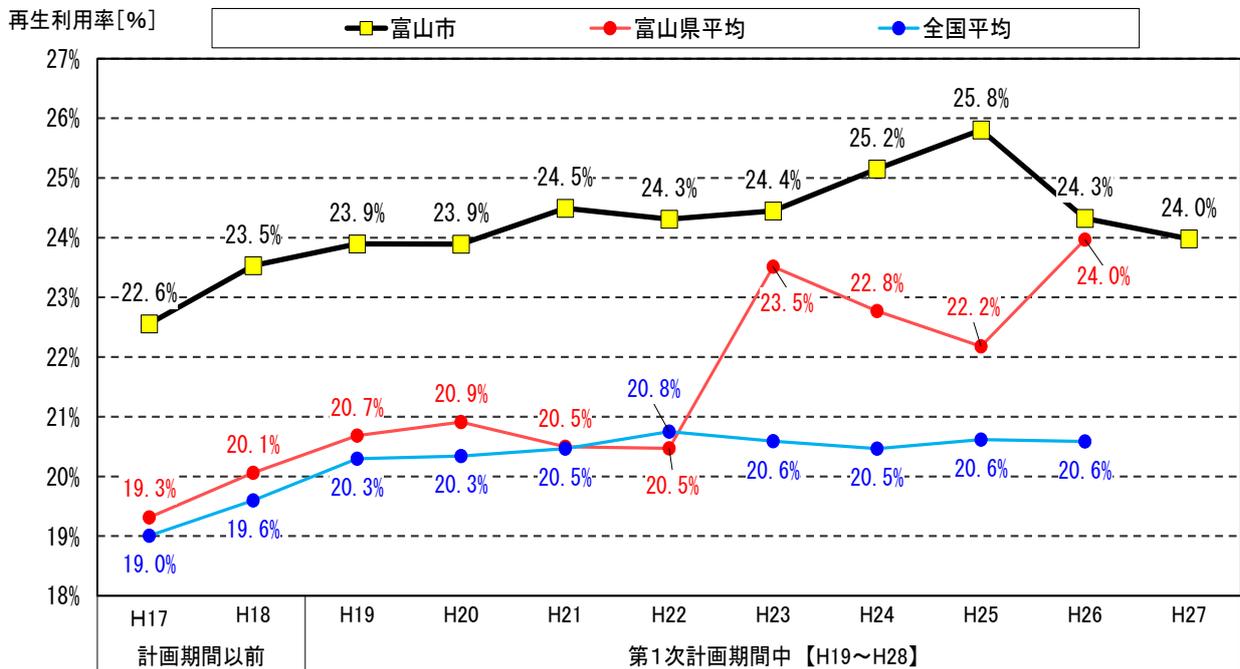


図3-1-17. 再生利用率の推移 (全国、富山県、富山市)

注記1) ~注記5) は、P. 57と同様である。

注記6) 中間処理後再生利用量とは、行政所管の中間処理施設【富山地区広域圏クリーンセンター（富山CC）のメタル・スラグ、富山地区広域圏リサイクルセンター（富山RC）の粗大ごみ処理施設の金属類、磁性物、リサイクル設備の缶類・びん類等】で処理した後に発生する資源物をいう。

注記7) 直接資源化量とは、収集・直接搬入・拠点回収で回収した資源物のうち、行政所管の中間処理施設で処理せず、そのまま民間業者に引き渡す資源物をいう。

### ③ 中間処理量

焼却処理量に係る経年推移を、図3-1-18, 19 (次頁) に示します。

過去10年間で、焼却処理量は、年間量で9%、1人1日あたりで8%の削減ができました。その内訳をみると、生活系で4%、事業系で14%の焼却処理量が削減されており、事業系ごみの方がより減量化が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、本市の中間処理量のうち90%以上が焼却処理量で占められており、その割合は年々増加傾向にあります。

また、第1次計画の後期計画で定めた目標値と平成27年度の実績値を比較すると、年間焼却処理量及び1人1日焼却処理量とも、目標値に対して削減量が不足している状況であり、中間処理量に占める焼却処理量の割合も年々増加傾向にあることから、今後一層の焼却処理量の削減に努める必要があります。

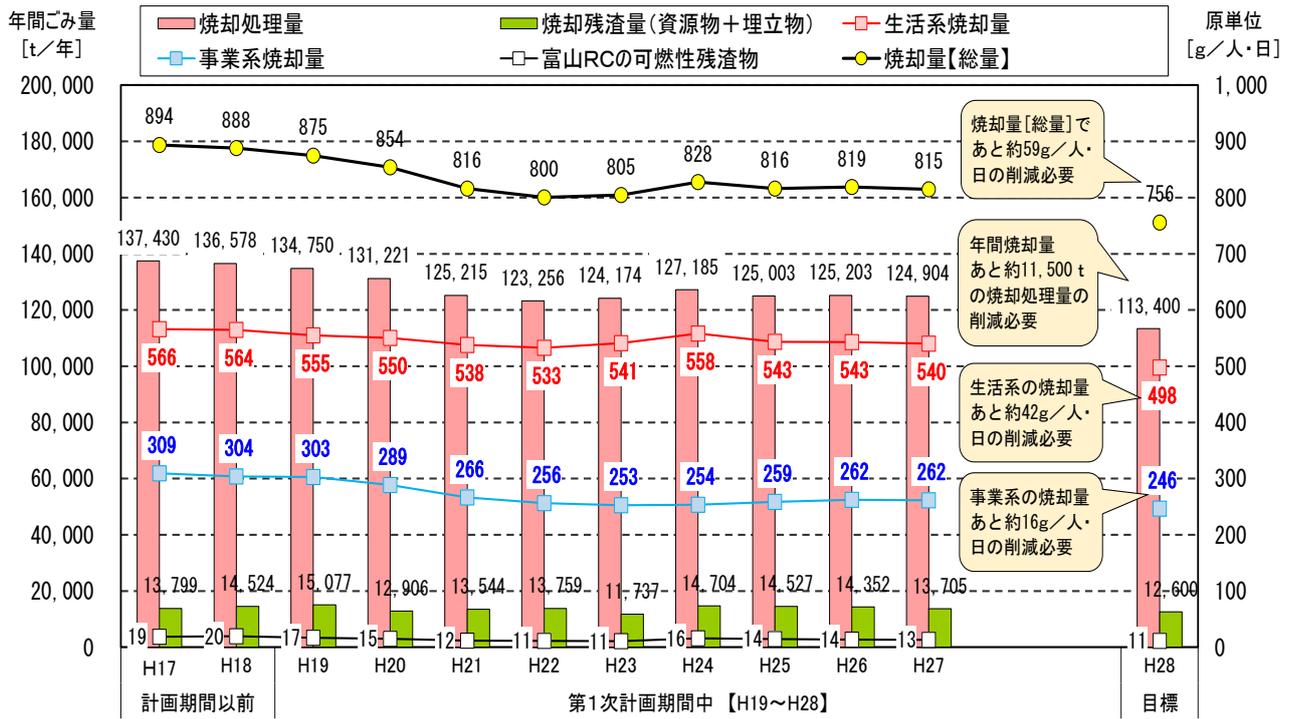


図3-1-18. 焼却処理量の推移

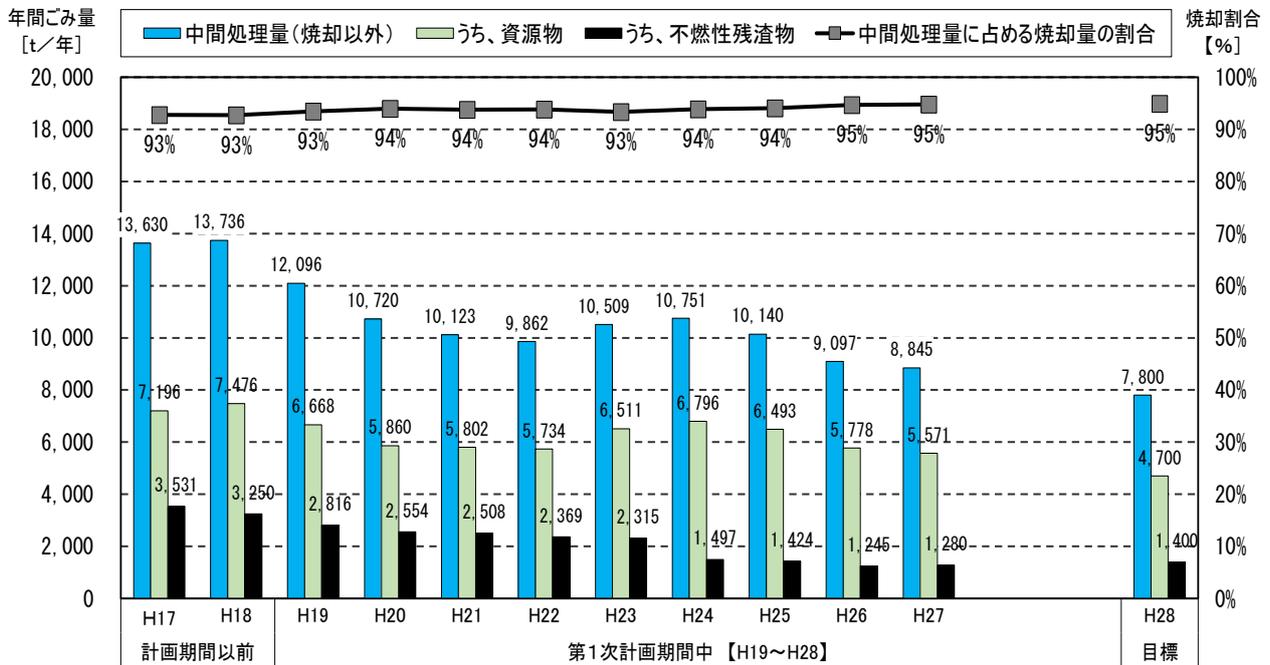


図3-1-19. 中間処理量（焼却処理量を除く）の推移

注記1) ～注記4) は、P. 57と同様である。

注記5) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

#### ④ 最終処分量

最終処分量に係る経年推移を、図3-1-20, 21 (次頁) に示します。

過去10年間\*で、年間最終処分量で22%、1人1日最終処分量で21%の削減ができました。その内訳をみると、中間処理後最終処分量のうち、「富山地区広域圏クリーンセンターの処理残渣物（焼却灰等）」の占める割合が年々増加していることがうかがえます。（平成27年度時点で、最終処分量全体の88%を占めています。）

なお、第1次計画の後期計画で定めた目標値と平成27年度の実績値を比較すると、最終処分量率は目標値をほぼ達成していますが、年間最終処分量は目標値に対して削減量が不足している状況です。一方、富山県平均や全国平均と比較すると、本市の1人1日最終処分量は低値で推移しており、本市の最終処分量は少ないことがうかがえます。

\*平成18年度から平成27年度までの10年間

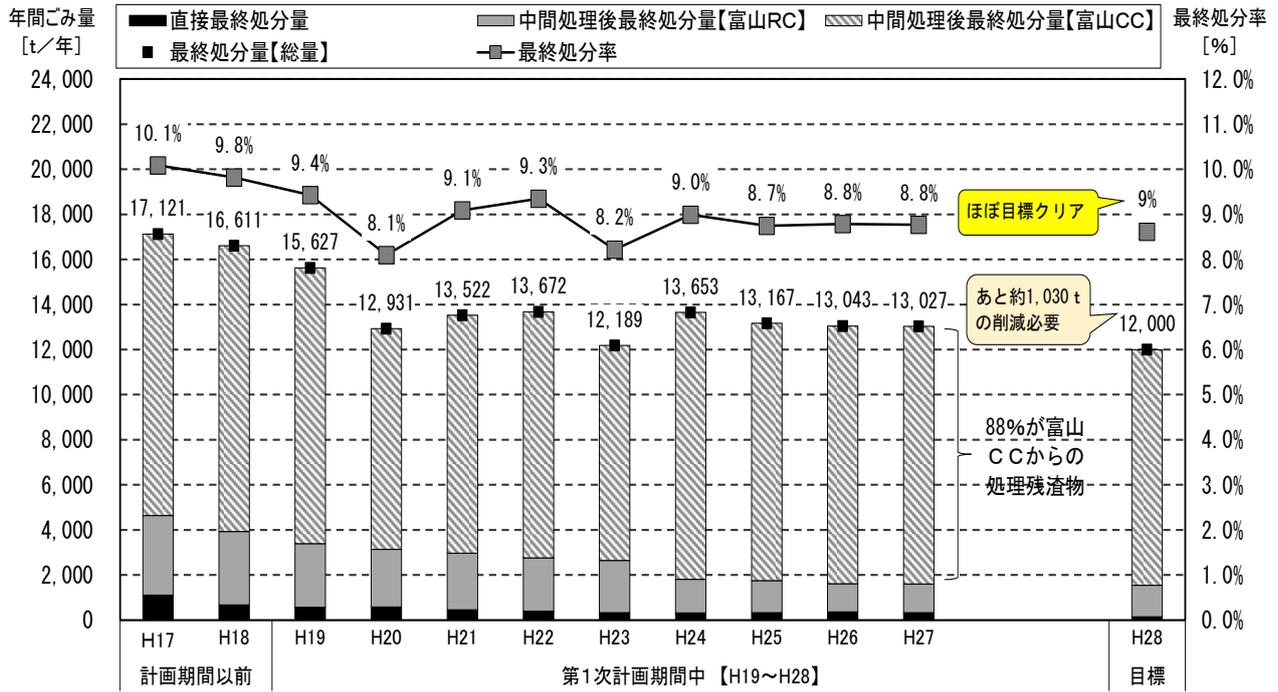


図3-1-20. 最終処分量の推移

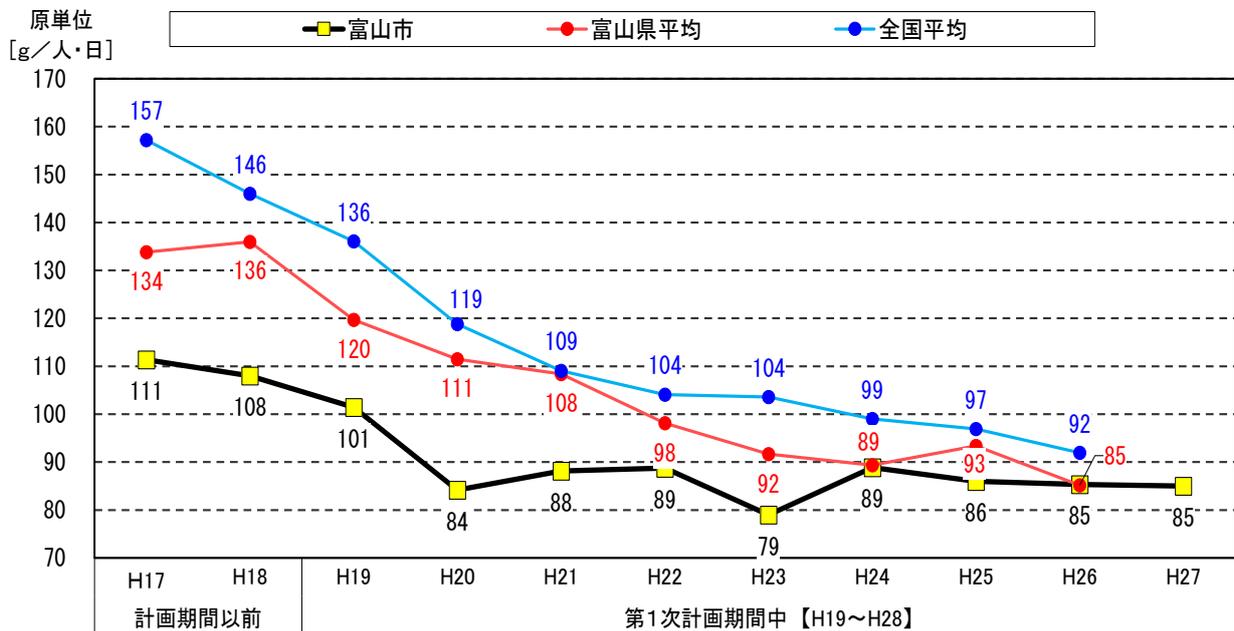


図3-1-21. 1人1日あたりの最終処分量の推移（全国、富山県、富山市）

注記1) ～注記4) は、P. 57と同様である。

注記5) 中間処理後最終処分量とは、中間処理施設【富山地区広域圏クリーンセンター（富山CC）、富山地区広域圏リサイクルセンター（富山RC）】で処理した後に発生する埋立物をいう。

注記6) 直接最終処分量とは、収集・直接搬入で回収した埋立物のうち、中間処理施設で処理せず、そのまま最終処分場で埋立処分するものをいう。

(10) 課題の整理

本市のごみ処理の現況を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題を表3-1-21に示します。

表3-1-21. 課題の整理

(1/2)

区 分	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1日ごみ排出量は、過去10年間で減量化は進んでいるものの、全国平均や富山県平均と比較すると高値であることから、今後より一層のごみの減量化が必要となっています。</li> <li>・ 生活系ごみの減量化の要因として、資源物量の減少が挙げられます。その一方で、燃やせるごみ（焼却処理量）の割合が微増傾向にあることから、特に燃やせるごみ（焼却処理量）の削減につながるごみの減量化対策に加え、資源化の促進対策も講じていく必要があります。</li> <li>・ ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が微増傾向にあります。その要因として、資源物量の増加に反して、焼却処理量の削減が進んでいないことが挙げられます。このため、特に燃やせるごみ（焼却処理量）の削減につながるごみの減量化対策を講じていく必要があります。</li> <li>・ 本市の再生利用量（資源物量）に占める80%が集団回収量と直接資源化量から構成されており、中間処理後再生利用量は20%しかありません。このことから、本市では、市民や事業者によるごみの分別排出度合い（協力度）が再生利用率の増減を大きく左右することになります。このため、市民や事業者に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルール of 徹底を協力要請していく必要があります。</li> </ul>
収集・運搬 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の中間処理量の90%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要があります。</li> <li>・ 生活系焼却処理量については、減量化が可能な手つかず食品や食べ残し、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙、布類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルール of 徹底を協力要請していく必要があります。</li> <li>・ 事業系焼却処理量については、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要があります。</li> <li>・ 焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な減量化・資源化対策を検討していく必要があります。</li> </ul>

(2/2)

区 分	主 な 課 題
最 終 処 分	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本市の最終処分量は、「富山地区広域圏クリーンセンターの処理残渣物」が88%を占めていることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要があります。</li><li>• 中間処理施設からの処理残渣物（スラグ、不燃性残渣物）の有効活用方策を引き続き検討していく必要があります。</li></ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 最近国内で頻発する自然災害（地震や水害等）に備えるため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正処理と再生利用を進める方策を検討していく必要があります。</li></ul>

## 3.2 ごみ処理基本計画

### (1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

なお、基本理念にある「脱埋立都市」は、持続可能な循環型社会<sup>※1</sup>が実現した際の究極的な都市像になることから、第1次計画の基本理念を継承して用いることとします。

<sup>※1</sup>持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民1人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されています。

なお、「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

## 『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

### — 私たち1人ひとりが主役の循環型まちづくり —

平成28年5月に富山市で開催されたG7環境大臣会合では、「資源効率性の向上と3Rの推進」に向けた各国の強い意志が示された共通ビジョンが世界に向けて発信されました。

「環境モデル都市」の選定を受けた本市においても、市民や事業者の理解や協力のもとで取り組んできたさまざまな成果を検証した上で、持続可能な循環型社会（ごみになるものが減り、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられた社会＝埋立ごみが可能な限りゼロになる社会）の実現に向け、今後も引き続き、さまざまなアプローチからの取組みを推進していきます。

なお、基本理念の実現には、市民や事業者との協働が必要不可欠なことから、ごみの減量化や資源化に対する意識や関心を更に高めていくための情報発信や、ごみの分別排出の徹底に向けた普及啓発や指導の強化、資源効率性の向上を見据えたごみ処理体系の見直し、民間活力を活かした「地域循環圏<sup>※2</sup>」の形成のための支援・指導等といったさまざまな視点からの取組みを段階的に講じていきます。

これらの取組みを通じて、埋立ごみが可能な限りゼロになる『脱埋立都市とやま』の実現に向け、市民・事業者・行政の一人ひとりが主役となって、循環型社会を築き上げていきます。

<sup>※2</sup>地域循環圏とは、地域から排出された循環可能な資源物は、なるべく当該地域の中で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていくことで、重層的な地域循環を構築していこうという考え方をいう。市では、これらの取組みを民間活力により推進していくことで、地域の活性化にもつなげていくこととしている。

## (2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、まずは「可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）」や「不要になった製品等の再使用（リユース）」を優先的に進めます。次いで、資源物の再生利用（リサイクル）」を進めることで、ごみの減量化・資源化（3 R）に取り組みます。

なお、これらの取組みを持続的に発展させていくための基盤（協働体制やしきみ）づくりも合わせて行います。

以上の考えを踏まえ、本計画における基本方針を、次のとおり定めます。

### 基本方針 1

#### ツアール 2 R の推進

－発生抑制・再使用－

ムダをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立する2 R（リデュース・リユース）の取組みに優先的に取り組むことで、天然資源の使用削減に努めます。

### 基本方針 2

#### 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進

－分別・再生利用－

ごみを資源物として可能な限り再生利用するため、市民や事業者による適切な分別排出の徹底と多様なリサイクルの輪による資源物の効率的な循環的利用を推進します。

### 基本方針 3

#### 環境にやさしい安全な適正処理の推進

－適正処理－

最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについては、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組み、環境に配慮した適正処理を行います。

また、老朽化が進んだ施設については、改修や設備更新等により安全かつ安定的な処理体制を確保することで、計画的に処理を行います。

### 基本方針 4

#### 適正処理の持続可能な仕組みづくり

－協働体制・しきみ－

3 Rと適正処理を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政による協働体制の構築に取り組みます。

また、主役である市民や事業者に3 Rに関する理解を深めてもらうため、対象者に合わせたきめ細かい普及啓発を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、情報の共有化を図っていきます。

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」（P.70以降）に示しています。

## (3) 数値目標・モニター指標の設定

## ① 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、前期目標年度を平成33年度、後期目標年度を平成38年度と設定します。なお、基準年度は平成27年度\*と設定します。

\*実績の最終把握年度を、基準年度と設定する。

## ② 数値目標の設定

数値目標は、先述の基本方針の進捗が明確となるよう、次のとおり設定します。

数 値 目 標		実 績	目 標	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
		[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
<b>減 量 化 目 標</b>	一般廃棄物の年間排出量	100として (163,417 t)	94以下 (153,700 t)	89以下 (145,200 t)
<b>資 源 化 目 標</b>	再生利用率	24.0 %	25.0 %	25.5 %
<b>埋立量の削減目標</b>	年間最終処分量	13,027 t	11,950 t (8%削減)	11,065 t (15%削減)

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間ごみ排出量は、過去10年間で10%減量することができました。</li> <li>本計画では、更に減量化を上積みして、11%のごみの減量化を図ることを目標とします。</li> </ul>	<b>基本方針1</b> の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用率は、過去10年間で一時的に25.8%まで上昇しましたが、その後は下降し、おおむね24%前後で推移しています。</li> <li>本市では、再生利用率が全国平均からみても高水準であることから、過去10年間の再生利用率で最高値だった25.8%を目安とし、25.5%を目標とします。</li> </ul>	<b>基本方針2</b> の達成状況を把握するための目標
埋 立 量 の 削 減 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間最終処分量は、過去10年間で22%削減することができました。</li> <li>本市の1人1日最終処分量は、全国平均からみても少ない状況ですが、本計画の基本理念である『脱埋立都市とやま』の実現に向け、更に15%削減して、年間最終処分量を11,065 tとする目標とします。</li> </ul>	<b>基本方針1～3</b> の達成状況を把握するための目標

### ③ モニター指標の設定

前頁に掲げた数値目標の達成状況について継続的に検証することを目的として、本計画から新たに「モニター指標」を設けます。

なお、「モニター指標」は、毎年度把握してその動向を検証することで、施策の継続・拡充、新規施策の導入、施策の中止等の検討材料としても用いることとします。

モニター指標			単位	実績	目標	
				平成27年度	平成33年度	平成38年度
				[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
① 生活系	①-1	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源物を含まない。）	g/人・日	575	541	514
	①-2	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量（集団回収を含む。）	g/人・日	734	704	674
	①-3	市民1人1日あたりの生活系焼却処理量	g/人・日	540	512	489
	①-4	生活系資源物の再生利用率（集団回収を含む。）	%	24.6%	25.8%	26.3%
	①-5	3R推進スクールの実施率	—	31%	35%	40%
② 事業系	②-1	事業系ごみの年間排出量	t/年	50,891	49,299	48,084
	②-2	事業系ごみの年間焼却処理量	t/年	40,110	38,516	37,279
	②-3	事業系資源物の再生利用率	%	22.6%	23.3%	23.9%
③ 全体	③-1	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	85	81	77

(4) 基本方針に基づく施策の展開

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主な施策	参照頁
【発生抑制・再使用】 2Rの推進	1-① ごみの発生抑制 (リデュース)の促進	●ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発	72
		●生ごみ削減運動の普及啓発【重】	11
		●生ごみの自家処理促進のための支援	73
		●飲食店や小売店との連携による食品廃棄物の削減【重】	11
		○小売店との連携による容器包装ごみの削減	11
	1-② 再使用(リユース) の促進	●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施【重】	11
		●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介	74
		●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発【重】	11
		●リユースに係る情報提供・普及啓発【重】	11
		●リユースエリアの検討【重】	11
	1-③ 2R推進に向けた 基盤整備	●各種リユース事業の紹介	75
		●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発	11
		○家庭ごみコスト負担のあり方についての検討	11
		●中小事業者に対する自己処理責任の徹底【重】	11
		○法整備による拡大生産者責任の徹底	11
【分別・再生利用】 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進	2-① 市民による 分別排出の徹底	○2R促進に向けての経済的支援	76
		●2R推進キャラクターやキャッチフレーズの創出	11
		○一般市民に対する広報・啓発	77
		●対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発【重】	11
		●IT媒体を活用した情報の提供【重】	78
		●共同住宅管理会社との連携強化	11
		●地域協力者との連携強化	11
		●分別排出に係る指導体制の強化【重】	11
		○店頭回収による資源物回収の推進	11
		○集団回収活動推進事業による資源物回収の推進	11
	2-② 事業者による 分別排出の徹底	○資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進	11
		●資源物持ち去り行為への対応	79
		○違反ごみ等への対応	11
		●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施(再掲)【重】	11
		●中小事業者に対する自己処理責任の徹底(再掲)【重】	11
	●収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ	11	
	●処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進	80	

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策	参照頁
<p>多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】(続き)</p>	<p>2-③ 資源物の品目別循環的利用の推進</p> <p>2-④ 資源循環ビジネスへの支援</p>	○容器包装ごみのリサイクルの推進	80
		●古紙類のリサイクルの推進【重】	//
		○布類のリサイクルの推進	81
		●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの推進【重】	//
		○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進	82
		○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進	//
		○側溝汚泥のリサイクルの推進	//
		○廃食用油のリサイクルの推進	//
		●製品プラスチック類のリサイクルの推進	//
		●「水銀に関する水俣条約」への対応	83
<p>環境にやさしい安全な適正処理の推進 【適正処理】</p>	<p>3-① 適正な収集運搬体制の維持</p> <p>3-② 適正な処理体制の維持</p> <p>3-③ 災害廃棄物への対応</p>	○効率的な収集・運搬体制の整備	84
		○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備	//
		○環境にやさしい収集車両の導入	85
		○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減	//
		○中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究	//
		○長期的かつ安定的な最終処分場の確保	86
		○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底	//
		●「災害廃棄物処理計画」の策定【重】	//
		●関係機関との災害廃棄物処理に係る広域連携体制の構築	//
		<p>適正処理の持続可能な仕組みづくり 【協働体制・しくみ】</p>	<p>4-① 協働を促進するための情報共有</p> <p>4-② 環境教育・環境学習の機会提供</p> <p>4-③ 美しく清潔なまちづくりの推進</p> <p>4-④ 連携・協働の促進</p>
●事業者に向けた情報発信【重】	//		
○こどもへの環境教育の推進	88		
○市民への環境学習の推進	//		
●3Rの専門職員の育成【重】	//		
○市民による美化活動への支援	89		
○不法投棄・不適正処理への対応	//		
●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進	//		
●各種市民団体や自治会等との連携	90		
○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携	//		

【基本方針1】

2Rの推進 — 発生抑制・再使用 —

《基本的な考え方》

持続可能な循環型社会を実現するためには、まず発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の「2R」に重点を置いた“ごみを出さない”取組みを構築することが必要です。

そのためには、私たち一人ひとりがごみの排出者であることを認識し、それぞれの立場で創意工夫しながら“ごみを出さない”取組みを自主的に進めることが必要です。

しかしながら、本市の1人1日排出量の実績値（H26）は、全国平均よりも10%程度多く推移していることから、今後より一層、ごみの減量化に努めていく必要があります。

このため、市では、ごみをできるだけ出さない行動（2R）に取り組む市民や事業者の裾野を広げるためのPR・普及啓発を展開していくとともに、市民一人ひとりの2R行動の底上げにつながるための仕組みや基盤づくりを進めていきます。

施策の方向性1-①

ごみの発生抑制(リデュース)の促進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発</p> <p>「不要なものもらわない・買わない・使い捨て商品の購入を控えて繰り返し使用できる商品を購入する」等のごみを出さない生活スタイルについて、より市民の関心を集める事例を提示し（例：ごみを出さない生活スタイルが経済的にも得になる情報や、市民一人あたりのごみ処理費用等）、市広報や市のホームページ等を通じ情報提供を行っていきます。</p>		●	
<p>●生ごみ削減運動の普及啓発</p> <p>今回実施した「家庭ごみ細組成調査」によると、燃やせるごみには約35%もの生ごみが混入していました。</p> <p>この生ごみには、手つかず食品や食べ残しといった食品ロスも多く含まれていることから、「買すぎない・作りすぎない・食べ残さない」運動を展開する等して、広く市民に周知・普及啓発していきます。</p> <p>また、生ごみには70～80%の水分が含まれており、生ごみの水分を減らすことで燃やせるごみの大きな減量効果が期待できます。これに加え、家庭で生ごみを保管する際の悪臭や腐敗防止にもつながり、ごみ収集車の運搬効率の向上も期待できます。このため、「生ごみの水切り」運動も合わせて展開する等して、広く市民に周知・啓発していきます。</p>		●	※

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>●生ごみの自家処理促進のための支援</b>            生ごみの自家処理促進のための経済的支援（ディスプレイ排水処理システム設置補助等）を継続していきます。            また、段ボールコンポストを含めた様々な生ごみの堆肥化手法や、出来た堆肥を家庭菜園やプランター等で有効活用できる方法について、情報提供を行っていきます。</p> <p><b>●飲食店や小売店との連携による食品廃棄物の削減</b>            市内の飲食店と連携し、食品ロスを減らして生ごみの発生抑制に取り組む「おいしいとやま食べきり運動」を広く周知・普及啓発し、協力店からのアイデアも取り入れながら、運動が更に盛り上がるための方策を検討していきます。            また、市内の小売店と連携し、食品廃棄物が出にくい販売・提供方法（計り売りや小分け商品の販売等）の普及を図るとともに、消費者に対し、賞味期限や消費期限に対する正しい理解を周知・普及啓発していきます。</p> <p><b>○小売店との連携による容器包装ごみの削減</b>            市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店と連携し、容器包装ごみが出にくい販売・提供方法（詰め替え商品や簡易包装商品の販売、梱包材の減量化、マイバッグ持参・レジ袋の削減）の普及啓発を推進していきます。            また、消費者に対して、容器包装ごみの削減に向けた周知・普及啓発を促進していきます。</p> <p><b>●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施</b>            市では、多量排出事業所<sup>※1</sup>に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を義務づけています。また、得られた計画書を分析し、熱心に取り組む事業所を訪問した上で、年1回開催される事業者の研修会において、減量化に対する優良事業者の取り組みについて、具体的な事例を紹介し、情報提供を行っています。            平成27年度現在、減量計画の提出義務のある486事業所のうち、88%の428事業所が計画書を提出しました。提出のあった事業所全体の再生利用率<sup>※2</sup>は、新聞・雑誌・段ボールが96.3%、生ごみが38.3%、OA紙等が16.0%、機密書類が76.3%となり、ごみの減量化及び資源化は年々進んできています。今後は、これらの中で減量化が進んでいない生ごみやOA紙等について、事業者と連携しながら、減量化方策を検討していきます。            また、減量化があまり進んでいない事業所や計画書が未提出の事業所に対し、訪問指導を通じて、事業系ごみの減量化を促進していきます。</p> <p><small>※1 「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第11条に規定する建築物の所有者。主として、同条例規則で定める特定建築物、大規模小売店舗、金融・保険・証券会社、年間の一般廃棄物排出量が50 t以上であると見込まれる事業所</small></p> <p><small>※2 平成26年度実績</small></p>	<p>○</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p></p> <p>※</p> <p>※</p>

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介</p> <p>市では、事業所向けのごみ減量マニュアルの配布や研修会（年1回開催）を通じて、積極的に取り組んでいる事業所の事例を周知してきました。今後は、IT媒体（パソコン・スマートフォン・タブレット等）を活用した啓発・情報発信の方策を検討し、より多くの事業所に周知・普及啓発できるように進めていきます。</p> <p>●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発</p> <p>市内には数多くの中小事業所が存在することから、中小事業所専用のごみ減量マニュアルを作成し、情報提供することで2Rに取り組む事業所の裾野を広げていきます。</p>		●	● ※

施策の方向性1-②

再使用(リユース)の促進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●リユースに係る情報提供・普及啓発</p> <p>「リサイクル」とは異なり、「リユース」に対する市民認知度が低いと思われることから、「リユース」の意義を市広報や市のホームページ等を通じて情報提供していきます。</p> <p>また、実際にリユースを行っている不要品交換会やリサイクルショップ、レンタルサービスに係る情報を市のホームページ等を通じて情報提供することで、市民生活にリユースが定着するよう普及啓発していきます。</p> <p>●リユースエリアの検討</p> <p>ごみとして排出されるものの中には、状態が良く、まだ使用できるものも多くあります。</p> <p>そこで、リユースを強化するため、これらをリユース品として、例えば資源物ステーション内にリユースエリアを設ける等、有効に活用するための仕組みが構築できないか検討していきます。</p>		●	● ※

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>●各種リユース事業の紹介</p> <p>現在、本市では「家庭用品修理会」を年に5回程度実施したり、富山地区広域圏リサイクルセンターでは市民が持ち込んだ不要となった家具や自転車等（修理済み）の展示・販売を行ったりしています。</p> <p>こういったリユース事業に関する情報を市のホームページ等を通じて情報提供することで、物を大切に長く使うという意識の醸成に役立てていきます。</p> <p>●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発</p> <p>市内の飲食店を中心に連携し、リユースびん（リターナブルびん）の循環に向けた仕組みを検討していきます。</p>		●	

施策の方向性1-③

2R推進に向けた基盤整備

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○家庭ごみコスト負担のあり方についての検討</p> <p>多くの自治体で実施や検討が進められている家庭ごみの有料化は、ごみの減量化や資源化の有効な手法の一つとされています。</p> <p>現在、本市では、家庭ごみの有料化は未実施ですが、今後のごみの減量化や資源化の進捗状況を分析しながら、家庭ごみの有料化の是非について、引き続き慎重に調査・検討を進めていきます。</p> <p>●中小事業者に対する自己処理責任の徹底</p> <p>市では、「廃棄物処理法」第3条の規定により、市が収集するごみ集積場への事業系ごみ（資源物も含む）の排出を禁止しています。</p> <p>事業所から排出されたごみは、行政所管施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理委託するように啓発・指導を行っていますが、未だにルールを守らない中小事業所（店舗・工場・事務所等）が散見されています。</p> <p>事業系ごみをごみ集積場に排出する行為は、不法投棄であるとともに、適正な排出事業者に不公平感や不信感を与えることにもなり、制度の存続自体にも悪影響を及ぼす不法行為です。</p> <p>このため、今後はこれまで以上に町内会・自治会等と連携を図りながら、不適正排出に関し厳正に指導を行っていきます。</p> <p>○法整備による拡大生産者責任の徹底</p> <p>拡大生産者責任（EPR）*の考え方に基づいて、環境にやさしい素材選択や市民の視点に立った分別しやすい製品設計等を促進し、事業者による回収・リサイクル制度が確立していくよう、他の自治体等と連携しながら、国に働きかけていきます。</p> <p><small>*EPRはExtended Producer Responsibilityの略。製品を熟知する生産者にその製品の適正処理に対する費用負担を伴う責任を担うべきとする考え方</small></p>	○	●	※

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○2R促進に向けての経済的支援</p> <p>2Rの推進を経済的な側面から支援するため、資源集団回収や紙類地区回収の報奨金制度、ディスプレイ排水処理システムの設置補助制度を継続します。</p> <p>また、その他の経済支援策の導入についても、市民からの要望や社会的な要請等を踏まえ、適宜検討して導入していきます。</p> <p>●2R推進キャラクターやキャッチフレーズの創出</p> <p>2R運動を親しみやすく、よりインパクトのある周知・普及啓発とするため、市独自の2R推進キャラクターやキャッチフレーズを公募等により創出することを検討していきます。</p>	○		●

【基本方針2】

多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進

— 分別・再生利用 —

《基本的な考え方》

優先的に2Rに取り組んだ後に排出されたものは、可能な限り資源物として、循環的な利用を推進させていく必要があります。

市では、経済性・効率性・環境負荷に配慮しながら、市民や事業者の理解や協力のもとで、ごみの性状を活かした分別排出を行い、資源物の循環的な利用の推進に努めてきました。しかしながら、最近ではごみの分別排出に対する意識が徐々に薄れてきているためか、資源物の年間回収量が低迷する一方で、燃やせるごみの年間排出割合が微増してきています。このため、分別排出の重要性について、今後あらためて市民に周知・普及啓発するとともに、排出事業者に対する指導を強化していきます。

また、国では、循環型社会を形成する上での「地域循環圏」の重要性を示しています。地域循環圏とは、その地域で循環可能な資源はなるべく地域内で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくとする考え方です。本市では、「富山市エコタウン産業団地」をはじめとした民間活力による資源化处理体制の構築が図られていることから、これらの処理体制を有効活用しながら、本市独自の地域循環圏の構築を進めていきます。

また、資源の循環的な利用を促進するには、再生品の利用拡大が重要であることから、市では率先して再生品の利用拡大を進めます。また、市民や事業者においても積極的な利用が行われるよう、PR・普及啓発を展開していきます。

施策の方向性2-①

市民による分別排出の徹底

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○一般市民に対する広報・啓発</p> <p>適正な分別排出を徹底するため、市広報や市のホームページ、町内回覧板を活用した広報・啓発を継続して行っています。また、「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」*や「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布、希望町内会への出前講座による啓発も継続して行っています。</p> <p>*日本語版と外国語版（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語）がある。</p>	○		
<p>●対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発</p> <p>市政の情報が伝わりにくい市民（学生や単身者、外国人等）や、転入が多くて分別排出ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住宅の居住者に対し、分別排出ルールの効果的な周知・啓発を進めていきます。また、高齢者に対しては、地域福祉とも連携しながら、周知・啓発していきます。</p>		●	※

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>● I T媒体を活用した情報の提供 3 Rに関する必要な情報を適切なタイミングで分かりやすく提供できるように、I T媒体（パソコン・スマートフォン・タブレット等）を活用した啓発・情報発信の方策を検討し、情報提供していきます。</p> <p>● 共同住宅管理会社との連携強化 ワンルームマンションや共同住宅、マンション等の住宅管理会社と連携し、入居者に対する広報や普及啓発、排出指導を促進していきます。</p> <p>● 地域協力者との連携強化 地域における活動団体や町内会・自治会等との連携強化を図りながら、ごみ集積場における分別排出の状況について実態把握に努めていきます。</p> <p>● 分別排出に係る指導体制の強化 家庭ごみの収集運搬の際の違反シールの貼付け実績等からマナーが守られていない悪質なごみ集積場を把握し、ごみ集積場管理者や不適正排出者に対して、排出指導を行っていきます。 また、巡回指導を行う等して、ごみ集積場の適正管理を促進していきます。</p> <p>○ 店頭回収による資源物回収の推進 小売店と連携し、ペットボトル・白色トレイ・牛乳パック等の店頭回収を継続していきます。 また、社会情勢や法制度の改正等を踏まえ、店頭回収が望ましい品目や回収率の向上が期待できる品目があれば、小売店と協議の上、適宜見直しを図っていきます。</p> <p>○ 集団回収活動推進事業による資源物回収の推進 現在、市が行っている集団回収活動推進事業として、①資源集団回収、②資源集団回収活動支援モデル事業、③紙類地区回収があります。 いずれも市民団体が主体となって行う資源物の回収活動ですが、その年間回収量は減少しており、生活系ごみに占める集団回収活動推進事業による資源物回収量の割合も漸減傾向にあります。 このため、活動団体からのアイデアも取り入れながら、本事業による回収活動を盛り上げていくための方策を検討していきます。</p> <p>○ 資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進 現在、市では各家庭から排出された資源物の分別回収の機会を増やすことを目的として、通常の収集日以外の毎週土曜日・日曜日・祝日・休</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>※</p> <p></p> <p></p> <p>※</p> <p></p> <p></p> <p></p>

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>日に8箇所の「資源物ステーション」を開設し、資源物（10品目）の回収を行っています。平成27年度における持込件数は、135,077件に達しており、市民に広く浸透してきている状況です。</p> <p>今後もこの回収を継続しますが、施設の運用状況や市民からの要望等を踏まえ、設置箇所数や回収品目の見直し等を適宜図っていきます。</p> <p>●資源物持ち去り行為への対応</p> <p>近年、ごみ集積場に置かれた資源物の中から、売却益の出るものだけを勝手に持ち去る行為が横行しています。分別排出された資源物は、市民の善意と協力によって支えられているものであり、それを持ち去る行為は市民の意欲や善意を盗む行為といえます。</p> <p>今後、市では、持ち去りの多い地区での早朝パトロールや、ごみ集積場に持ち去り防止看板を設置する等の対策強化に取り組んでいきます。</p> <p>○違反ごみ等への対応</p> <p>現在、市では分別排出ルールに違反したごみに対し、「違反シール」を貼った上で違反ごみの収集自体を行わない等の措置を取っています。</p> <p>今後もこれらの措置を継続することで、違反者に対するモラルの向上を促していきます。また、繰り返し悪質な違反を行う者に対しては、排出指導を行う等の厳しい対応を図っていきます。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>●</p>	

施策の方向性2-②

事業者による分別排出の徹底

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>●多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施 再掲 (P. 73参照)</p> <p>●中小事業者に対する自己処理責任の徹底 再掲 (P. 75参照)</p> <p>●収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ</p> <p>一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別排出の徹底（廃プラスチック類等の産業廃棄物の混入禁止を含む）や、再生可能な紙類・生ごみの資源化の協力要請の働きかけを促進させていきます。</p>		<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>※</p> <p>※</p>

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p><b>● 処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進</b></p> <p>富山地区広域圏事務組合と連携し、クリーンセンターで定めている搬入禁止物（例：資源化が可能な紙類、廃プラスチック類等の産業廃棄物）が混入していないか、燃やせるごみを施設に搬入する際に指導員による目視確認を行っていきます。また、違反者に対する指導を通じて、事業系ごみの更なる分別徹底やリサイクルを促進していきます。</p>		●	

施策の方向性 2-③

**資源物の品目別 循環的利用の推進**

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p><b>○ 容器包装ごみのリサイクルの推進</b></p> <p>家庭から排出される容器包装ごみの分別回収を継続していきます。</p> <p>今回実施した「家庭ごみ細組成調査」によると、燃やせるごみには約15%の紙製容器包装やプラスチック製容器包装が混入していました。このため、市では、分別排出ルールに係る普及啓発や指導を強化していきます。</p> <p>なお、地区回収については、モデル事業による検証を行いながら、回収品目の拡大を検討していきます。また、地域によって回収方法が異なる品目については、より効率的な回収方法を検討していきます。</p>	○		
<p><b>● 古紙類のリサイクルの推進</b></p> <p><b>家庭から排出される古紙類について</b></p> <p>家庭から排出される古紙類（新聞紙・雑誌・段ボール）の分別回収を継続していきます。</p> <p>今回実施した「家庭ごみ細組成調査」によると、燃やせるごみには約8%の新聞紙や折り込みチラシ、雑誌類が含まれていました。</p> <p>このため、市では、分別排出ルールに係る普及啓発や指導を強化していきます。</p> <p>なお、今後は、雑紙*やシュレッダーダストの分別回収についても、資源化可能な回収品目に加えることを検討していきます。</p> <p><small>*封筒、メモ用紙、カレンダー、プリント用紙、ハガキ、トイレトペーパーやラップの芯、台紙、値札、領収書等</small></p> <p><b>事業所から排出される古紙類について</b></p> <p>クリーンセンターに搬入される事業系ごみの大部分が古紙類で占められることから、資源化可能な古紙類の分別回収につながる誘導策を検討し、実施していきます。</p>		●	※

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>⇒機密文書やリサイクルしにくい書類の資源化情報の提供</p> <p>銀行や郵便局、J A、保険業、市行政施設等からは、個人情報を含む機密書類やカーボン紙、コーティング紙といったリサイクルが難しい書類が大量に発生しています。</p> <p>民間資源化施設の中には、これらの書類の資源化についてリサイクル技術を確立しているところもあることから、関係排出事業所に対して、定期的に資源化に係る情報発信を行うことで、資源化の推進に向けての普及啓発や協力要請を行っていきます。</p> <p>⇒事業系ごみの受入基準や料金体系の適宜見直し</p> <p>古紙類の分別回収が進まないと判断した場合は、民間資源化施設への誘導を図るため、富山地区広域圏事務組合と連携し、クリーンセンターの受入基準（資源物の搬入規制）や料金体系の見直しの是非について調査・検討していきます。</p> <p>○布類のリサイクルの推進</p> <p>家庭から排出される布類の分別回収を継続していきます。</p> <p>現在、布類は、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で資源化（固形燃料として利用）を行っていますが、「家庭ごみ細組成調査」によると、燃やせるごみには約8%の資源化可能な布類が含まれていました。</p> <p>このため、市では、分別排出ルールに係る普及啓発や指導を強化していきます。</p> <p>●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの推進</p> <p>⇒家庭から排出される生ごみについて</p> <p>現在、市では、市街地13地区（平成27年度実績）を対象として、生ごみの分別回収を実施しています。回収された生ごみは、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で資源化（バイオガス発電）を行っています。</p> <p>今後もこれらの地域において取組みを継続していきます。</p> <p>⇒小売店・飲食店等から排出される食品廃棄物について</p> <p>平成26年度現在、事業系食品廃棄物の減量化率（資源化率）は、多量排出事業所に限っても38.3%にとどまっています。このため、市内にある中小規模の小売店や飲食店を含めた全体の減量化率（資源化率）は更に低いことが予想され、そのほとんどが「燃やせるごみ」としてクリーンセンターに搬入されているものと推測されます。</p> <p>食品廃棄物は、他の資源物と異なって、臭気や衛生面で保管期間が短いことが課題ですが、家庭から排出される生ごみよりも性状が安定しており、資源化に適した素材といえます。また、水分を多く含むため、資源化によって、燃やせるごみの大幅な減量効果が期待できます。</p>	<p>○</p>	<p>●</p>	<p>※</p>

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>このため、まずは、多量排出事業所に対する個別訪問等を通じて啓発や協力要請を行うことで、民間資源化施設を活用した資源化の誘導に努めていきます。また、市所管の小中学校や共同調理場、市民病院や福祉施設から排出される給食残飯についても、民間資源化施設を活用するよう、協力要請していきます。</p>		●	※
<p><b>○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進</b></p> <p>市では、平成23年10月から家庭から排出される使用済み小型家電製品を、平成25年10月からパソコンをそれぞれ無料で分別回収しています。今後は、金属を多く含む不燃物ごみ（小型廃家電）について、資源物ステーション以外の場所にも回収専用容器の配置を検討し、分別回収の強化に努めていきます。</p>	○		
<p><b>○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進</b></p> <p>剪定枝や刈草、及び事業所から排出される木製パレット等は、富山市エコタウン産業団地内の民間施設等で資源化（堆肥化やチップ化）を行っています。今後は、家庭から排出される剪定枝や刈草についても、分別回収できる体制を検討していきます。</p>	○		
<p><b>○側溝汚泥のリサイクルの推進</b></p> <p>現在、市では、町内単位の掃除で発生した側溝汚泥等を分別回収し、民間資源化施設にて道路の路盤材等へ資源化を行っています。今後もこれらの分別回収と資源化を継続していきます。</p>	○		
<p><b>○廃食用油のリサイクルの推進</b></p> <p>現在、市では、家庭から排出された廃食用油を全79箇所の拠点回収施設で回収しています。回収された廃食用油は、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で資源化（車両の軽油代替燃料＝BDF）を行っています。今後もこれらの分別回収を継続していきます。</p>	○		
<p><b>●製品プラスチック類のリサイクルの推進</b></p> <p>現在、市では「容器包装リサイクル法」に定めるペットボトルやプラスチック製容器包装の資源化は行っているものの、製品プラスチック※については「燃やせるごみ」として焼却処理しています。</p> <p>※台所製品（ボウルやザル、三角コーナー、タッパ等）、収納製品（衣装ケース、ゴミ箱、バケツ、ポリタンク、書類スタンド等）、文房具（CDケース、定規、下敷き等）、屋外製品（プランター、鉢植え、ちりとり、じょうろ等）、おもちゃ、ハンガー、その他日用品</p> <p>現行の分別区分は、法制度に基づき行っているものですが、分別排出に協力いただいている市民の立場からすれば、同じプラスチックでも資源化できるものと、できないものがあるため、煩雑で分かりづらく、分別に手間がかかる等といった課題があります。</p>		●	

<p>このため、他自治体と連携しながら、法の抜本的改正の国への働きかけを進めていきます。</p> <p>●「水銀に関する水俣条約」への対応 「水銀に関する水俣条約」による水銀廃棄物の適正な管理を確保するため、水銀が飛散しやすい蛍光灯や体温計等の回収・処理方法について、国の方針や関係法令の改正内容を踏まえ、対応について検討していきます。</p> <p>●資源化が困難とされている品目の資源化に向けた検討 現状では、資源化が困難とされている品目についても、今後の民間資源化施設の動向や資源化技術の進展等を踏まえながら、新たな資源化の方策を調査・検討していきます。</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	
--	----------------------------	--

施策の方向性 2-④

資源循環ビジネスへの支援

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援 現在、市では「環境関連新事業創出促進助成金制度<sup>*</sup>」を創設する等して、市内における資源循環ビジネスの醸成を支援しています。今後も社会的な要請に応じた財政支援制度（補助金や融資等）を推進していくとともに、施設設置後の税制面での優遇措置等の導入についても検討していきます。</p> <p><sup>*</sup>再生資源を原材料として製品を製造・販売する事業の設備投資費の20%（中小企業者以外の企業は3%） 年度限度額は100万円</p>	○		
<p>○再生品の利用拡大 資源の循環的利用の促進には、再生品（リサイクル品）の利用拡大が必要です。そのため、市民や事業者に対して、積極的な再生品の利用が行われるよう、分別排出した資源物が、どのように再生利用されているか等、より市民の関心が高まる身近な事例を紹介する等、PR・啓発を今後も進めていきます。</p> <p>また、市では毎年度定める「富山市グリーン購入調達方針」に基づいて、計画的に再生品の利用拡大を進めていきます。</p>	○		
<p>○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供 現在、市では、市民・事業者・行政が一体となってめざす循環型まちづくりを推進するための学習と活動の拠点施設として、「富山市エコタウン交流推進センター」を運営しています。</p> <p>同センターを基軸とし、市内で行われている資源循環ビジネスに係る各種情報やノウハウ等の情報収集や共有化に努めていきます。</p>	○		

【基本方針3】

環境にやさしい安全な適正処理の推進

— 適正処理 —

《基本的な考え方》

2Rによるごみの減量化や資源の循環的な利用に優先的に取り組むことは重要ですが、それでもなお排出されるごみは、計画的に適正処理する必要があります。

市では、富山地区広域圏事務組合や構成市町村と連携しながら、ごみの適正処理が必要なごみを経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で計画的かつ安全に処理していきます。

また、市が定めている排出禁止物については、適切に啓発・指導を行います。

なお、近年国内で頻発する自然災害（地震や水害等）に備えるため、「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、関係機関との連携体制の構築を進めます。

施策の方向性3-①

適正な収集運搬体制の維持

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○効率的な収集・運搬体制の整備</p> <p>市内各地区の地域特性を踏まえた上で、非効率な収集運搬体制が見受けられた場合には、経済性・効率性・合理性な視点から収集運搬体制の適宜見直しを図っていきます。</p>	○		
<p>○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備</p> <p>⇒ごみ集積場の設置・管理</p> <p>地域の特性や排出時における利便性、収集業務の効率性等を考慮した上で、ごみ集積場の設置を進めていきます。また、快適な環境を維持するため、各町内会等が管理するごみ集積場の新設に対する財政支援（助成金制度）も継続的に実施するとともに、本市の実情に応じたより安全で衛生的なごみ集積場の設置となるよう研究していきます。</p> <p>⇒戸別有料収集</p> <p>現在、市では、引越し等に伴って臨時的に排出された家庭ごみを有料で戸別収集するサービスを行っています。今後も社会的要請や市民の要望等を踏まえ、ごみの排出時の利便性の向上に努めていきます。</p> <p>⇒多様なライフスタイルへの対応</p> <p>社会経済状況や雇用環境の変化により、市民のライフスタイルが多様化してきていることから、市では資源物の分別排出の機会を増やすため、平日の収集日だけでなく、土曜日・日曜日・祝日・休日の拠点回収（資源物ステーション）を行っています。</p>	○		

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>今後も社会的な要請を踏まえながら、収集品目、収集区分、収集頻度、収集時間帯等の収集体制について、適宜検討・見直しを行っていきます。</p> <p>⇒排出困難者への対応</p> <p>ごみや資源物をごみ集積場に出すことが困難であって、かつ親族や近所からの支援が受けられない身体障害者・高齢者世帯等を対象とし、ごみや資源物の個別対応による収集（戸別収集等）、ヘルパー制度（ボランティア等によるごみ出し・分別等の手助け）、「声かけ」等の対応を検討していきます。</p> <p>○環境にやさしい収集車両の導入</p> <p>現在、市では、市直営の収集車両の一部でCNG（天然ガス）を燃料に用いた平ボディ車を採用する等、環境にやさしい車両の導入を進めています。また、市直営や委託収集車両の車両管理者に対し、エコドライブ*の励行を呼びかけ、車両走行に伴い発生する自動車排ガスの削減に取り組んでいます。</p> <p>今後も環境にやさしい収集運搬体制を維持するため、これらの取組みを継続していきます。</p> <p>*空ふかしの防止、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等</p>	<p>○</p> <p>○</p>		

施策の方向性3-②

**適正な処理体制の維持**

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>廃棄物処理法や各種環境関連法令を遵守するだけでなく、より厳しい環境保全目標（施設の運転管理を行う上で定めた自主管理目標）も常時達成できるよう、施設の適正な運転管理を徹底していきます。また、施設周辺地域の定期的な環境監視（モニタリング）も継続していきます。</p> <p>なお、クリーンセンターでは、焼却で生ずる熱エネルギーを自家発電や隣接する余熱利用設備として利用していることから、今後も効率的かつ適正な運転のもとで有効利用していきます。</p> <p>○中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p> <p>クリーンセンターでは、ごみを焼却処理した後の灰から熔融スラグを生産し、建設・土木資材として活用しています。今後も引き続き、安定的な需要先の確保に向け、公共事業での利用促進について普及啓発を</p>	<p>○</p> <p>○</p>		

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>行っています。</p> <p>また、更なる埋立量の削減を図るため、中間処理施設から発生するその他の処理残渣物の資源化手法についても、先進事例の情報収集を行う等して、調査・研究を進めていきます。</p> <p>○長期的かつ安定的な最終処分場の確保</p> <p>現在、市内から発生する埋立物は、民間最終処分場と富山市山本一般廃棄物最終処分場において適正処分しています。</p> <p>今後も民間最終処分場業者と連携しながら、各処分場の残余容量を適宜確認しつつ、長期的かつ安定的に最終処分場を確保していきます。</p> <p>○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底</p> <p>市では、家庭から排出されるごみのうち、①適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）、②有害性・危険性（爆発性・引火性）、③著しく悪臭を発するもの、④特別管理一般廃棄物を排出禁止物（市で収集しないもの）に指定しています。</p> <p>これらの排出禁止物は、各自が販売業者や専門業者に引き取りや処理を依頼する等して、適正な対応を行う必要があることから、排出禁止物の内容を市民に周知するため、今後も引き続き、普及啓発や指導を行っていきます。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>		

施策の方向性3-③

災害廃棄物への対応

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>●「災害廃棄物処理計画」の策定</p> <p>近年、全国各地で自然災害（地震や水害等）が頻発し、被害が拡大してきていることから、「富山市地域防災計画」に基づき、迅速で適正な災害廃棄物処理体制等を検討した「災害廃棄物処理計画」を策定します。</p> <p>●関係機関との災害廃棄物処理に係る広域連携体制の構築</p> <p>今後策定する「災害廃棄物処理計画」に基づき、平素から災害時に備えて、災害廃棄物の広域処理に係る連携体制の構築を進めていきます。</p>		<p>●</p> <p>●</p>	<p>※</p>

【基本方針4】

適正処理の持続可能な仕組みづくり

— 協働体制・しくみ —

《基本的な考え方》

本計画の基本理念である「脱埋立都市とやま」を実現させるためには、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）からなる3Rと、循環利用できないごみの適正処理が必要です。

市では、これらの取組みを持続的に発展させるための基盤（体制・しくみ）を市民・事業者・関係機関と連携しながら構築するため、必要な対策を講じていきます。

施策の方向性 4-①

協働を促進するための情報共有

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>●市民に向けた情報発信</p> <p>⇒紙媒体を活用した情報発信 市広報や「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」、「ごみ・資源物収集カレンダー」等の紙媒体による情報発信や普及啓発を行っていきます。</p> <p>⇒IT媒体を活用した情報発信 再掲（P.78参照）</p> <p>⇒マスコミを通じた情報発信 新しく取り組む施策について、報道各社に積極的に情報提供を行う等、マスメディアを通じたPR活動を展開していきます。</p> <p>⇒各種説明会やイベントを通じた情報発信 市職員による出前講座や地域研修会による普及啓発の他、各種イベントを通じてのPR活動を展開していきます。</p> <p>⇒対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発 再掲（P.77参照）</p>		●	※
<p>●事業者に向けた情報発信</p> <p>⇒中小事業所への情報発信 中小事業者が3Rと適正処理について理解を深め、実践につなげるため、中小事業所向けの業種別分別ガイドブックやごみの排出に係るルールブックを作成し、周知・普及啓発を図っていきます。 また、商工会議所・各種組織団体・テナントビル所有者・一般廃棄物収集運搬許可業者等と連携し、分別排出ルールの周知・普及啓発を</p>		●	※

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>図っていきます。なお、店舗付きの住宅居住者については、町内会等の回覧を通じて、分別排出ルール の周知・普及啓発を図っていきます。</p> <p>⇒多量排出事業所への情報発信</p> <p>多量排出事業者 に提出を義務づけている「事業系一般廃棄物減量計画書」を集計・分析し、事業系ごみの排出状況や3Rの進捗状況の結果を公表していきます。</p> <p>また、積極的に3Rに取り組んでいる事業所を市職員が訪問取材し、具体的な事例を定期的に開催している研修会で紹介することで、多量排出事業者全体の取組みレベルの底上げを図っていきます。</p>		●	※

施策の方向性4-②

環境教育・環境学習の機会提供

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○こどもへの環境教育の推進</p> <p>幼児や小中学校の環境学習の取組みを支援するため、3Rを分かりやすく伝える「3R推進スクール」を開催します。</p> <p>また、学校教育の現場等と連携し、こども向けの学習プログラムや教材作成に関し、市が保有するごみや資源物に関する統計データや画像データ等の資料について情報提供を行うとともに、教員を対象とした研修等を行い、環境教育の推進に努めていきます。</p>	○		
<p>○市民への環境学習の推進</p> <p>総合的な環境学習拠点である「富山市エコタウン交流推進センター」において、3Rに関する情報や環境学習機能を充実させ、3Rに取り組むきっかけづくりの場を提供します。</p> <p>また、市民からの希望に応じて、公民館等で市職員による出前講座を開催していきます。</p>	○		
<p>●3Rの専門職員の育成</p> <p>地域で取り組める3R活動に効果的な広報や普及啓発を行うため、市が取り組んでいる3R活動やごみの分別排出の重要性を市民に分かりやすく伝えることができる職員を育成していきます。</p>		●	※

施策の方向性 4-③

美しく清潔なまちづくりの推進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○市民による美化活動への支援</p> <p>現在、市では、まちの美化に積極的に取り組むため、美化推進デーを活用した清掃美化活動を展開しています。</p> <p>また、市民や事業者の自主的・主体的な取組みを支援するとともに、町内会等の各種団体や美化推進巡視員との連携強化を図っています。</p> <p>今後も引き続きこれらの活動を支援していきます。</p> <p>○不法投棄・不適正処理への対応</p> <p>⇒不法投棄の防止対策の推進</p> <p>不法投棄は、循環型社会を構築する上での大きな弊害となります。近年、小規模な捨て逃げ型の不法投棄や個人による家庭ごみの不法投棄が散見されるようになっていきます。</p> <p>市では、今後も引き続き不法投棄を発見した際には、警察と連携し、厳正な措置を行います。また、モラル向上のための普及啓発を進めるとともに、関係機関と連携して定期巡回パトロールを実施していきます。</p> <p>⇒不適正処理の防止対策の推進</p> <p>市では、一般廃棄物の処理基準に適合しない処理を行う者に対し、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反行為者に対しては、警察との連携も強化し、厳正に対処していきます。</p> <p>今後も、不適正処理の早期発見のため、排出事業所や処理業者への立ち入り調査（訪問）を継続的に実施し、関係機関と連携する等して監視体制の強化を進めていきます。</p>	○		

施策の方向性 4-④

連携・協働の促進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進</p> <p>市民や事業者一人ひとりの3R行動の成果が市域全体の成果に大きく影響する廃棄物行政においては、市民や事業者との協働体制はとりわけ重要です。</p>		●	

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>このため、市の施策の方向性や重要事業の内容に関しては、幅広い分野からの市民や事業者から構成される富山市環境審議会に審議等を求める等して、より良い施策の検討を行っていきます。</p> <p>また、必要に応じて、パブリックコメントや説明会、市民懇談会、市職員による出前講座、地区住民協議会等を通じて、住民や事業者から優れた3Rに関する発案を求める等して、施策に反映していきます。</p> <p>●各種市民団体や自治会等との連携 地域で活動する各種市民団体や町内会・自治会等との連携強化を図りながら、3R活動を推進していきます。</p> <p>○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携 脱埋立に向けた処理システムの見直しや廃棄物処理施設の整備等については、富山地区広域圏や構成市町村とも連携を図りながら、調査・検討を進めていきます。</p> <p>また、生産・流通・消費の各工程における発生抑制・再使用の仕組みづくりや、資源循環システムの形成といった循環型社会形成に向けた広域的な取組みについては、国・県・富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会との連携も図りながら進めていきます。</p> <p>なお、資源物の持ち去り行為への対応については、警察と連携しながら、進めていきます。</p>	○	●	●

#### (5) 市民・事業者の3R行動指針

基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現を目指すためには、市が実行する施策（**(4) 基本方針に基づく施策の展開**）のみならず、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる暮らしの場面の中で、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をできるところから着実かつ継続的に実行していくことが不可欠です。

このため、市民や事業者のみなさんが日常生活や事業活動等において、環境に配慮した行動を日々実践する際の参考となるよう、3R行動指針を示します。

## 市民の3R行動指針

### 2R(リデュース・リユース)行動 【ごみの発生抑制・再使用】

- 不要になるものは貰わない・買わない生活スタイルを心がけましょう。
- 買い物際にはマイバッグを持参し、不要なレジ袋や紙袋を辞退しましょう。
- 過剰包装を辞退し、ばら売りや簡易包装がしてある商品を選びましょう。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替え等により、再使用ができる商品を選びましょう。
- 購入時には長く使えるものを選び、可能なものは修理・修繕する等して、ものを長く大事に使うようにしましょう。
- 不要になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しないようにしましょう
- 食料品の買い過ぎや作り過ぎに注意して、手付かず食料品や食べ残しをなくしましょう。
- 献立を工夫して、生ごみを極力少なくする料理方法(エコクッキング)に取り組みましょう。
- 生ごみ処理機等を活用して、生ごみの減量化に努めましょう。
- 生ごみをごみとして出す前には、水切りを徹底しましょう。



### コラム

#### 「グリーンコンシューマー」のすすめ

環境を考えながら、主体的に行動する消費者のことを「グリーンコンシューマー」といいます。この言葉は、昭和63年にイギリスの市民運動から生まれた言葉で、日本においても、団体や運動の名称に使われるようになりました。

「グリーンコンシューマーの行動10原則」では、次の実践行動を奨励しています。

- ①必要なものを必要な量だけ買う
- ②包装がないものを最優先し、次に最小限のもの、再利用できるものを選ぶ
- ③使い捨てではなく、長く使えるものを選ぶ
- ④作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- ⑤化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- ⑥自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
- ⑦近くで生産・製造されたものを選ぶ
- ⑧作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- ⑨リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- ⑩環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

資料：「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」  
(グリーンコンシューマー全国ネットワーク)

まずは、できるところから始めてみませんか！  
一人ひとりの持続的な取組みが、大きな成果につながります。

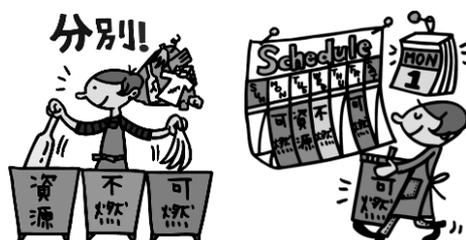
資源の循環的利用の促進行動  
【分別排出・リサイクル】

①資源物とごみの分別・リサイクルに協力しましょう。

- ビール瓶や一升瓶等のリターナブル（再使用できる）びんは、販売店に返却しましょう。
- 町内会等が実施する集団回収活動や不要品交換会等のリサイクル活動に積極的に参加・協力しましょう。
- スーパー等が行うトレイや牛乳パック等の分別回収に積極的に協力しましょう。



- 資源物やごみの分別排出ルールの必要性を理解して、定められた排出日や排出方法を守って、ごみを排出しましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して適切に対処しましょう。



②リサイクル製品等の環境にやさしい製品の購入に努めましょう。

- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのある製品を優先的に購入しましょう。

【環境ラベルの一例】



- ノートやティッシュ、トイレトペーパー等の紙製品では、再生紙を使用した製品を優先的に購入しましょう。



みんなが気持ちよく過ごすために  
【環境美化】

①マナーを守って、まちの美化に協力  
しましょう。

- 空き缶や空き瓶、タバコの吸い殻、チューインガム等のポイ捨てをやめましょう。
- 外出時には、携帯灰皿を持参しましょう。
- 行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。
- 町内会等が実施する清掃活動やアダプト・プログラム等の地域美化活動に自発的に参加しましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに市や警察署に通報しましょう。



②廃棄物の野外焼却はやめましょう。

- ダイオキシンの発生や悪臭を防ぐため、廃棄物の野外焼却はやめましょう。



よりよいエコライフを満喫するために  
【環境学習・環境保全活動】

①環境に関する正しい知識や情報を収集し、自己学習に努めましょう。

- ニュースや新聞記事等で報道している環境問題に関心を持ちましょう。
- 環境問題について、家族や友人、知人等の身近な人たちと話し合しましょう。
- 図書館やマスメディア、インターネット等を積極的に活用して、環境をよくするための正しい知識や情報を学びましょう。

②環境学習の場に参加しましょう。

- 市や環境活動団体等が主催する環境学習会等に積極的に参加しましょう。
- 環境イベント等には、自分だけでなく、家族や仲間等も誘って参加し、学習の場を広げましょう。
- 市職員による出前講座等を活用し、環境学習を推進しましょう。

③環境保全活動に参加しましょう。

- 環境家計簿<sup>\*</sup>を利用する等して、自分たちの暮らしが環境に与えている影響を知り、改善策を考えてみましょう。
- 県内・市内で活動している環境活動団体等にも参加して、より広域的な活動を展開しましょう。



<sup>\*</sup>環境家計簿とは、自分の家庭生活が環境にどのような影響を及ぼしているかの収支を記録したもの。代表的な取組み項目として、電気・ガス等のエネルギーの消費や水、買い物、乗り物、住まい、ゴミ等がある。  
Web上で取り組める環境家計簿として、環境省の「環境家計簿（えこ帳）」等がある。  
参考URL：<http://www.eco-family.jp/introduction/service.html>

## 事業者の3R行動指針

### 2R(リデュース・リユース)行動 【ごみの発生抑制・再使用】

#### ①環境配慮型の事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- 再生品等のグリーン購入を推進しましょう。
- コピー用紙や封筒、トイレットペーパー等の紙製品では、再生紙を利用した製品（できるだけ古紙配分率の高いもの）を優先的に選びましょう。
- OA機器等の電化製品では、省エネ効果の高い製品を優先的に選びましょう。
- 長寿命製品を優先的に選びましょう。

#### ②ごみの排出が少ない事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- リサイクルが容易な素材を使用した製品を選びましょう。
- 過剰包装を控え、簡易包装を進めましょう。
- 修理や部品交換が容易な製品を選びましょう。
- リユースまたはリサイクルのルートが確立している製品を選びましょう。
- トナーカートリッジや洗剤等は詰め替え可能な製品を選びましょう。

#### ③ごみの減量化を推進しましょう。

- 両面印刷や両面コピーを使用しましょう。
- 廃棄紙（ミスコピーや使用済みコピー紙）の裏面を活用しましょう。
- 資料やカタログ等は無料提供であっても、必要でないものは受け取らないようにしましょう。
- 会議資料の部数や頁数は、できるだけ必要最小限としましょう。
- 紙コップや割りばし等の使い捨て製品の購入や使用を控えましょう。

### 資源の循環的利用の促進行動 【分別排出・リサイクル】

#### ①資源物とごみの分別・リサイクルに協力しましょう。

- 「排出者責任」を認識し、資源物として循環が可能なものは、定められた分別排出ルールに従って分別し、リサイクルしましょう。
- 地域や業種等の連携による事業系資源物の共同回収システムを構築する等して、OA紙や段ボール等の資源物を回収しましょう。
- 不要になってもまだ使える事務用品等は、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しないようにしましょう。
- 機密文書についても、古紙のリサイクルルールをできるだけ活用しましょう。

#### ②適正処理を推進しましょう。

- 不法投棄や不適正処理は行わず、法令や定められた分別排出ルールを遵守して、排出者の責任で適正に排出・処理しましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して、適切に対処しましょう。
- 廃棄物の野外焼却はやめましょう。
- 県や市から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止対策を講じましょう。

**2R(リデュース・リユース)行動  
【ごみの発生抑制・再使用】  
《製造業編》**

**①環境にやさしい製品の開発・製造を推進しましょう。**

- 「拡大生産者責任<sup>\*</sup>」の考えを理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直すことで、環境配慮型の生産構造への転換に努めましょう。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル製品の開発・製造に努めましょう。
- 自然界で分解される素材を活かした製品の開発・製造に努めましょう。
- 重金属や有害化学物質の少ない製品の開発・製造に努めましょう。

**②ごみの減量化・資源化に適した製品の開発・製造を推進しましょう。**

- 容易にリサイクルできる素材を使用した製品の開発・製造に努めましょう。
- ごみになる量が少ない製品や詰め替え可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 部品の共通規格化や交換部品の長期保管化等を推進し、持続的に使用が可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 製品の修理・保守点検体制の充実を図りましょう。
- 製品の梱包には極力簡易包装を採用し、リサイクル可能な梱包材を活用しましょう。

**2R(リデュース・リユース)行動  
【ごみの発生抑制・再使用】  
《卸売・小売・飲食業編》**

**①環境にやさしい商品の販売を促進しましょう。**

- 県が推奨する「富山県リサイクル認定制度(エコショップ)」の登録に努めましょう。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた商品の販売に努めましょう。
- リサイクル製品や省エネ製品の販売に努めましょう。

**②飲食に関するごみの減量化・リサイクルを推進しましょう。**

- 割りばしや食べ残し、調理くず、廃食用油等を分別し、リサイクルを推進しましょう。
- 食材を効率的に利用して、生ごみの発生を抑制しましょう。
- 飲食店では、手付かずや食べ残しを減らすため、メニューの分量等に配慮しましょう。

<sup>\*</sup> 「拡大生産者責任」とは、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のことをいう。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 4.1 生活排水処理の現状と課題

#### (1) 水環境に関する状況

##### ① 水系の概況

本市には、一級河川の常願寺川水系38河川や神通川水系60河川の他、白岩川等の二級河川が11河川あり、いずれも富山湾に流れています。また、北部工業地帯には富山湾を結ぶ岩瀬、富岩及び住友の3運河を保有しており、それぞれの産業と密接な繋がりを持っています。市内にはこのような豊富な水資源があり、市内の上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に広く利用されています。

##### ② 水環境の現状

市では、公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工業や事業場の排水対策や生活排水対策事業を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点において、定期的に水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況（平成16年度～平成26年度）を表4-1-1(次頁)に示します。

これによると、河川・運河、湖沼の環境基準点では、概ね環境基準を達成しています。一方、海域では平成20年度以前に環境基準を超過していた環境基準点もみられましたが、その後は環境基準を達成してきており、ゆるやかな改善傾向がみられます。

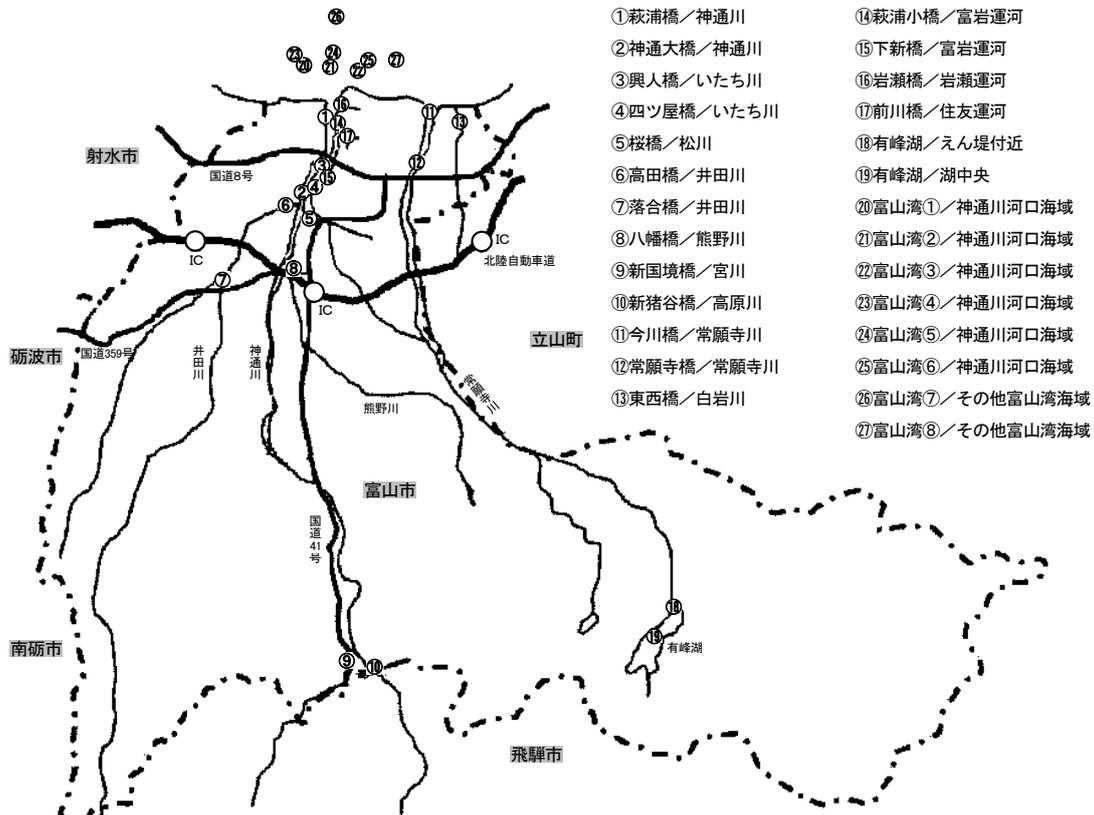
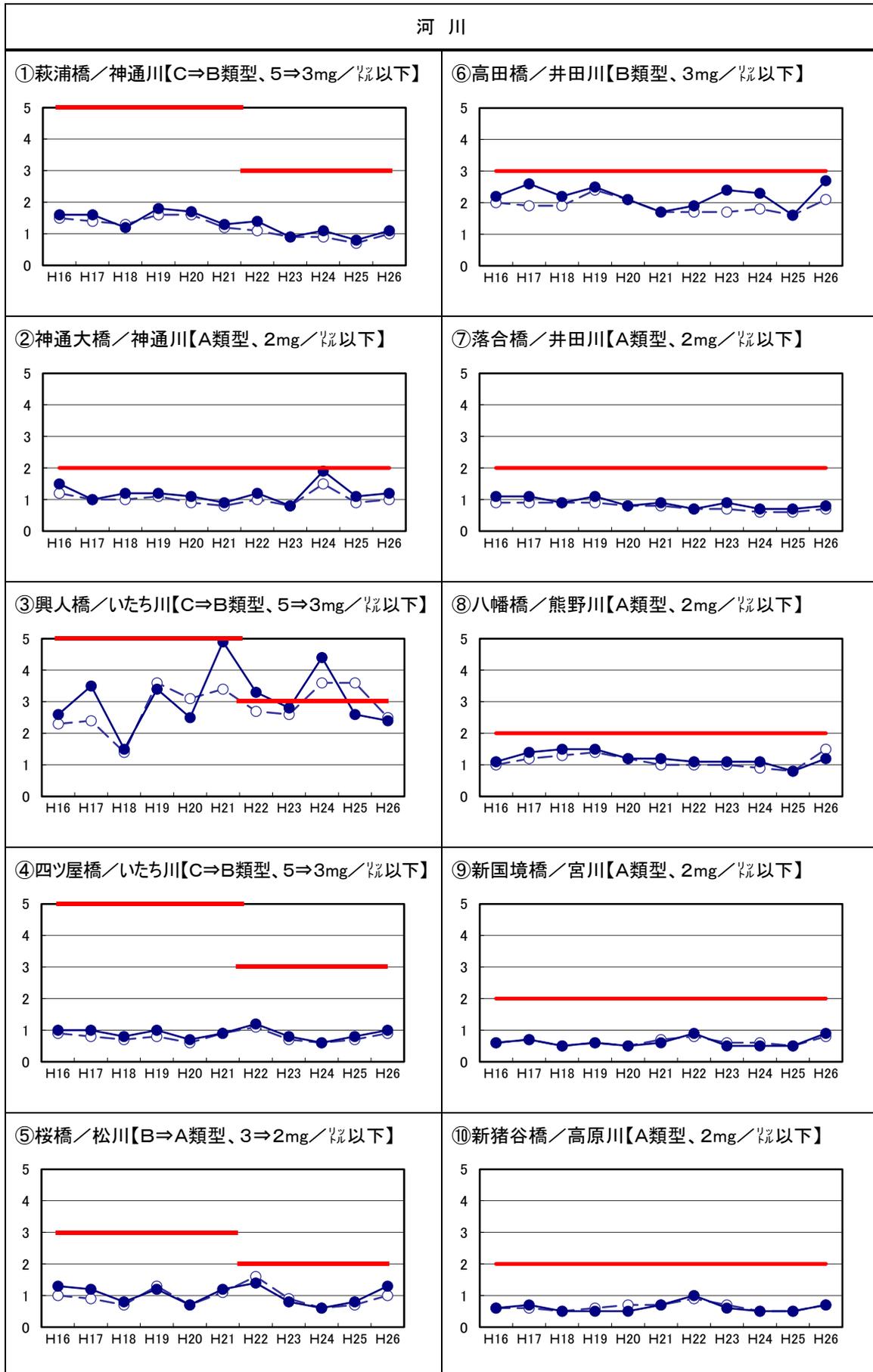
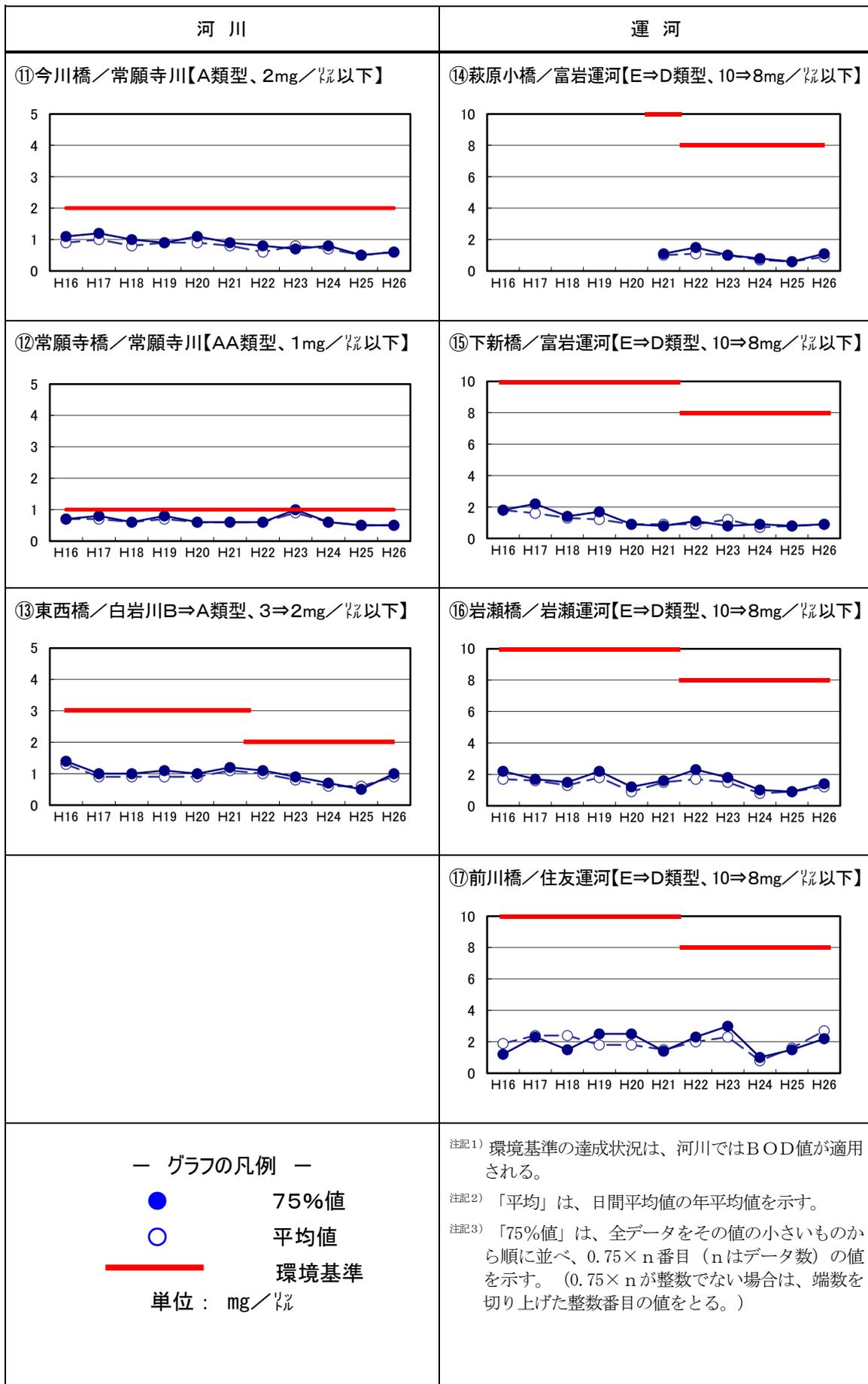


図4-1-1. 環境基準点の位置図

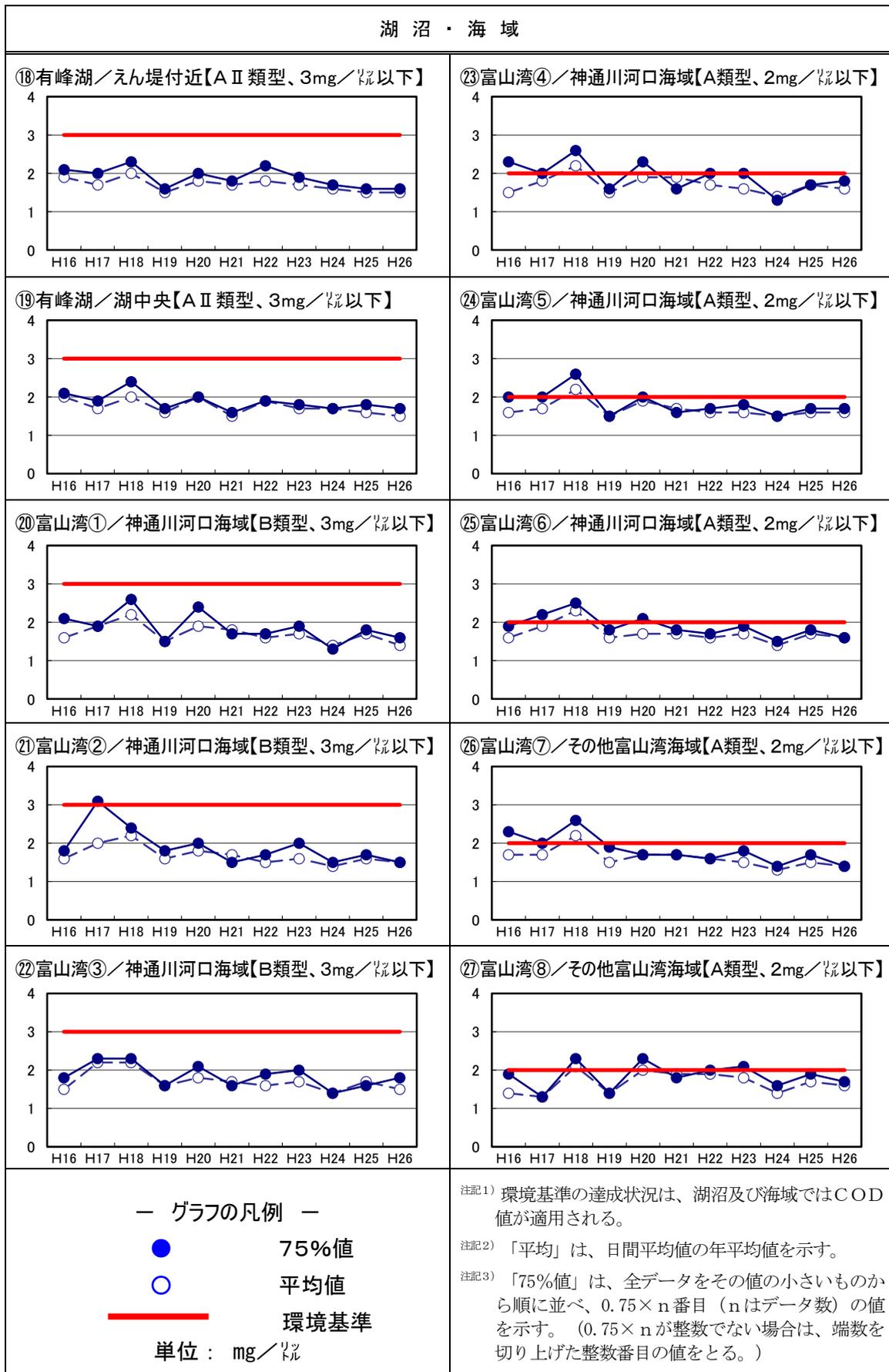
表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成16年度～平成26年度〕【河川1/2】



【河川2 / 2、運河】



【湖沼、海域】



出典：「水質汚濁の現況（平成16～26年度）富山県」

## (2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（污水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。



図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

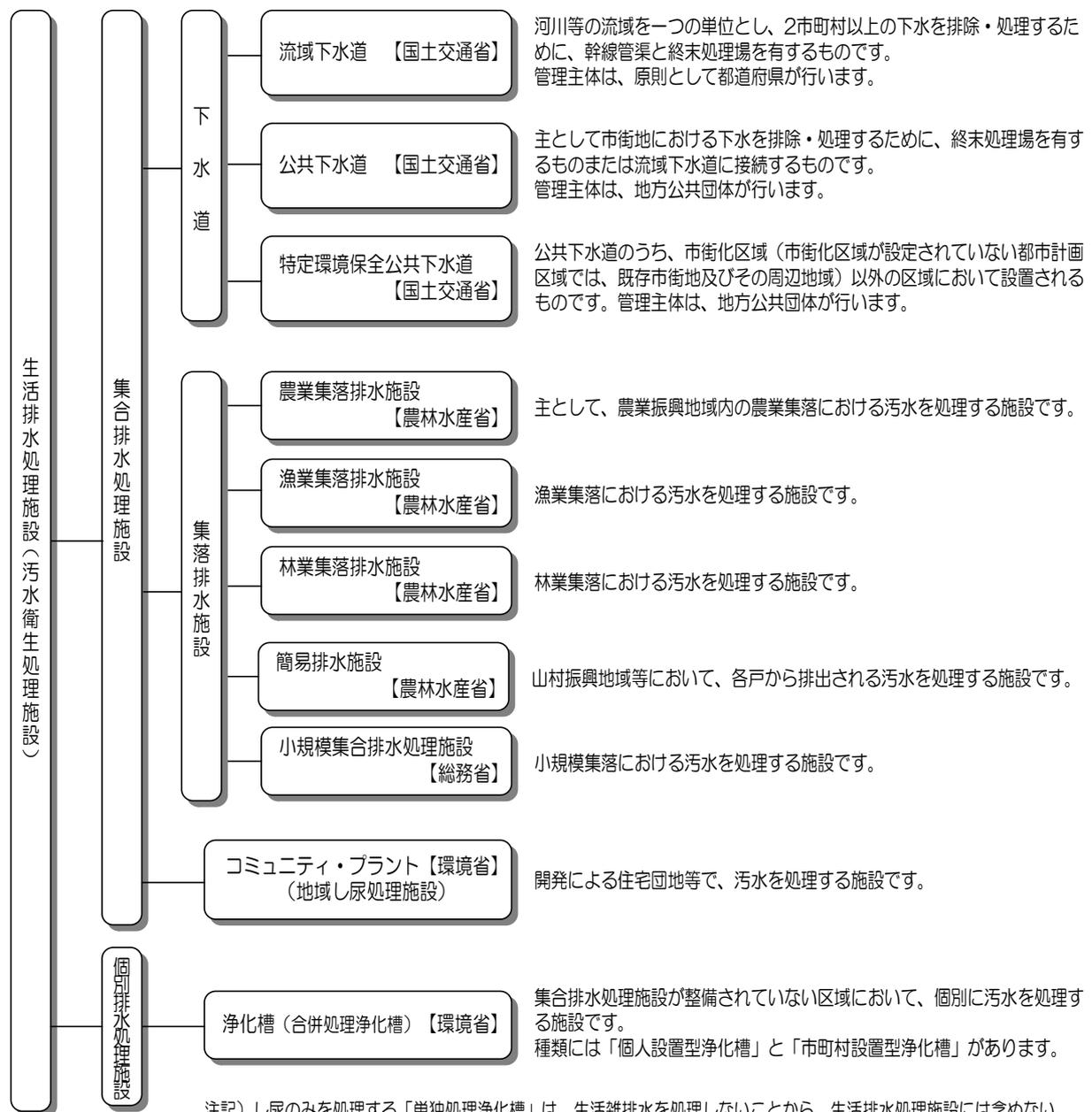


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

### (3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域、市街地の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことがうかがえます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項目	生活排水		原単位 (リットル／人・日)		原単位 (mg／リットル)		処理性能 (mg／リットル)		汚濁負荷量 (g／人・日) BOD換算
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	
下水道	処理	処理	250		200		15		4
集落排水施設	処理	処理	250		200		20		5
コミュニティ・プラント	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.57	150	7,800	180	10	—	27

出典：「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版 日本建築センター」、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 社団法人全国都市清掃会議」、「富山県の下水道 平成28年3月 富山県」、「富山県の廃棄物 平成27年11月 富山県」

全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率<sup>※</sup>)を表4-1-3に示します。

平成27年度における本市の施設整備率は99%となり、県の96%、国の90%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

<sup>※</sup>総人口に対し、いずれかの生活排水処理施設が利用可能な人口の割合をいう。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率) [平成27年度末、単位：万人]

区分	施設整備率	総人口	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	90%	12,766	11,474	9,926	358	23	1,167
富山県	96%	107.7	103.5	90.2	9.4	0.3	3.6
富山市	99%	41.9 (418,686人)	41.5 (415,142人)	38.5 (384,756人)	1.9 (19,439人)	0.3 (3,217人)	0.8 (7,730人)

注記1) 施設整備率は、以下の式により計算される。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区内人口）}}$$

注記2) 国と県の値は、「平成27年度末の汚水処理人口普及状況について 平成28年9月5日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値(住民基本台帳)

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値(国勢調査)

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成28年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥処理施設(つばき園)		浄化槽汚泥 <sup>*1</sup>	富山市
し尿処理施設 (富山地区広域圏衛生センター[し尿処理棟、汚泥処理棟])		し尿及び浄化槽汚泥 <sup>*2</sup>	富山地区広域圏 事務組合

\*1 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場(倉垣浄水園)の処理汚泥を含む。

\*2 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

② 生活排水の処理体系

平成28年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

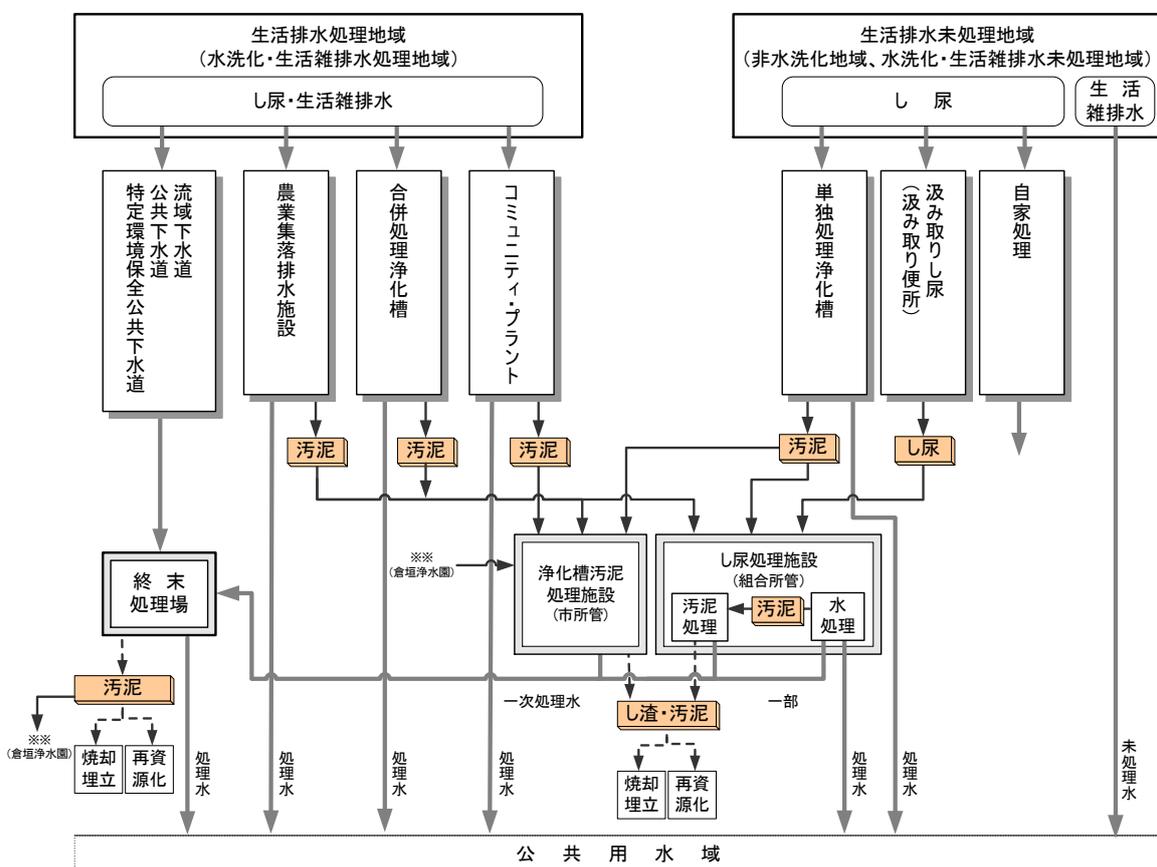


図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成28年4月現在]

### ③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成27年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去10年間(平成18年度～平成27年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成27年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が364,298人、農業集落排水施設が17,086人、コミュニティ・プラントが3,217人、合併処理浄化槽が10,976人となり、総人口418,686人のうち、94%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの6%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.103)の計算根拠に基づき、平成27年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量2,321kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は708(=541+167)kg/日になり、全体の30%(=23%+7%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [平成27年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口(総人口＝国勢調査)	418,686	100%	2,321	100%
1. 計画処理区域内人口	418,686	100%	2,321	100%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	395,577	94%	1,613	69%
下水道	364,298	87%	1,457	63%
農業集落排水施設	17,086	4%	85	4%
コミュニティ・プラント	3,217	1%	16	1%
合併処理浄化槽	10,976	3%	55	2%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	16,906	4%	541	23%
4. 非水洗化人口	6,203	1%	167	7%
汲み取りし尿	6,203	1%	167	7%
自家処理	0	0%	0	0%
5. 計画処理区域外人口	0	0%	0	0%
<b>水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】</b>	<b>94%</b>		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.103)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成18年度～平成27年度]

処理形態区分	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区域内人口(国勢調査)	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630	421,065	419,552	418,863	418,686
1. 計画処理区域内人口	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630	421,065	419,552	418,863	418,686
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	353,888	361,040	369,295	379,900	386,849	389,752	390,913	392,699	394,385	395,577
下水道人口	310,631	317,693	326,647	338,030	345,976	351,601	355,873	357,962	362,111	364,298
農業集落排水施設	17,274	17,519	17,617	17,723	17,984	18,049	17,772	17,553	17,458	17,086
コミュニティ・プラント	3,339	3,404	3,422	3,390	3,407	3,381	3,346	3,338	3,268	3,217
合併処理浄化槽	22,644	22,424	21,609	20,757	19,482	16,721	13,922	13,846	11,548	10,976
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	43,994	39,669	33,626	25,719	22,545	20,749	20,445	18,259	17,869	16,906
4. 非水洗化人口	23,507	20,282	18,012	14,804	12,559	11,129	9,707	8,594	6,609	6,203
汲み取りし尿	23,507	20,282	18,012	14,804	12,559	11,129	9,707	8,594	6,609	6,203
自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	84%	86%	88%	90%	92%	92%	93%	94%	94%	94%

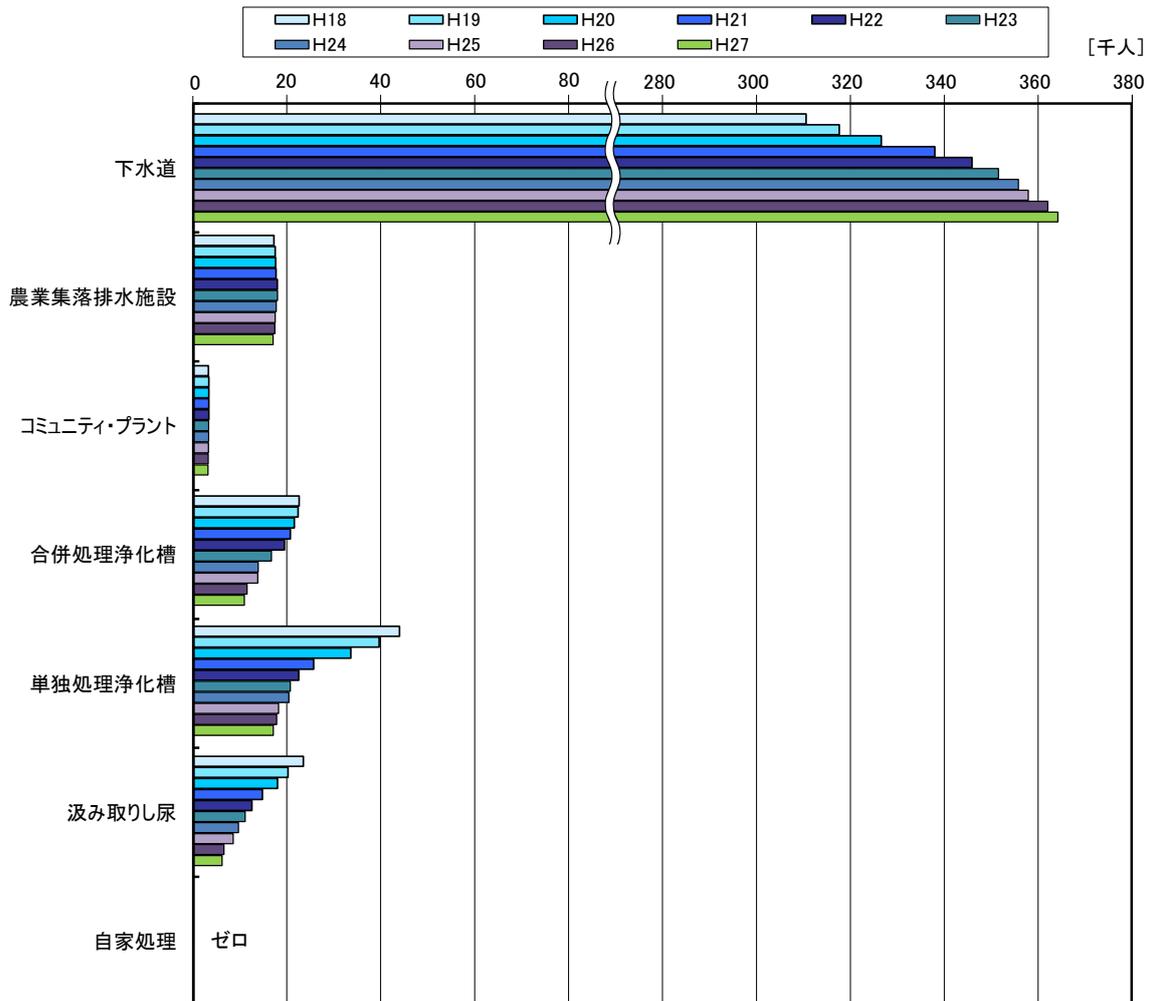


図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成18年度～平成27年度]

#### ④ 生活排水の形態別処理施設の概要

##### ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8、表4-1-9(次頁)及び表4-1-10(P.109)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設であり、本市では10処理区の下水道終末処理場があります。

平成27年度における下水道の整備人口は384,756人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は92%となっています。また、水洗化人口は364,298人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は87%となっています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区域内人口 (国勢調査)	人	421,389	420,991	420,933	420,423	421,953	421,630	421,065	419,552	418,863	418,686
整備人口	人	348,202	356,162	362,105	369,046	374,714	378,223	380,659	380,709	383,461	384,756
水洗化人口	人	310,631	317,693	326,647	338,030	345,976	351,601	355,873	357,962	362,111	364,298
下水道普及率	%	83%	85%	86%	88%	89%	90%	90%	91%	92%	92%
水洗化率	%	74%	75%	78%	80%	82%	83%	85%	85%	86%	87%

出典：富山市上下水道局下水道課資料

注記1) 上記の人口は、富山市上下水道局下水道課資料値(住民基本台帳に基づく人口)を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

注記2) 下水道普及率=整備人口(下水道を利用できる人数) / 行政区域内人口

注記3) 水洗化率=水洗化人口(下水道を実際に利用している人数) / 整備人口(下水道を利用できる人数)

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

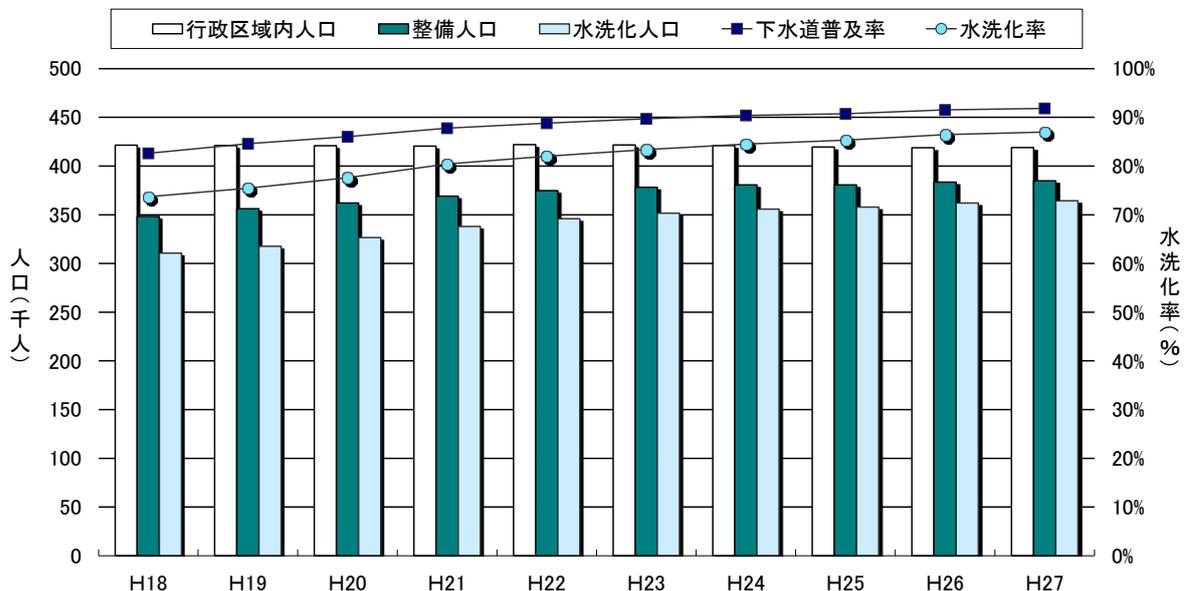


図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [平成28年4月現在]

項目		単位	市全域	
全市域面積		A	ha	124,177
市街地面積		B	ha	8,406
整備 状 況	認可面積	C	ha	10,826
	整備面積（累計）	D	ha	9,636
	進捗率 D/C		%	89%
	進捗率 D/A		%	8%

出典：富山市上下水道局下水道課資料

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	地域区分	処理区	種別	本計画における種別区分	
				区分	表記
01	富山地域	浜黒崎処理区	単独・公共	公共下水道	公共
02			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03		水橋処理区	単独・公共	公共下水道	公共
04		神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
05			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
06		倉垣処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
07	大沢野地域	大沢野処理区	単独・公共	公共下水道	公共
08			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
09	大山地域	大山処理区	単独・公共	公共下水道	公共
11		小見処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
12	八尾地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
13			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
14	婦中地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
15			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
16	山田地域	山田処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
17	細入地域	楡原処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
18		南部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環

出典：富山市上下水道局下水道課資料

注① 種別の凡例 単独：単独処理区 公関：公共下水道関連 流関：流域下水道関連  
公共：公共下水道 特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

[平成27年度]

事業主体	富山県	富山市
処理区名	神通川左岸処理区	浜黒崎処理区
下水道事業計画(策定年月日)	富山・八尾・婦中地域 (H27. 02. 13)	H25. 10. 31
事業施工期間(事業認可)	H5～H30	S27～H29
施設名称	神通川左岸浄化センター	浜黒崎浄化センター
位置	射水市海竜町地内(富山新港東埋立地内)	浜黒崎及び古志町五丁目
排除方式	分流式	分流(一部合流)
処理方式	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	117,000m <sup>3</sup>	162,900m <sup>3</sup>
放流先	富山湾等	富山湾
環境基準	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	水橋処理区	倉垣処理区	大沢野処理区	大山処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H25. 10. 31	H07. 09. 21	H26. 12. 22	H22. 10. 26
事業施工期間(事業認可)	H2～H29	H1～H12	S61～H31	S54～H27
施設名称	水橋浄化センター	倉垣浄水園	大沢野浄化センター	大山下水処理場
位置	水橋辻ヶ堂	布目北	新村	東福沢
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	11,600m <sup>3</sup>	2,300m <sup>3</sup>	9,700m <sup>3</sup>	8,800m <sup>3</sup>
放流先	辻ヶ堂排水路	下須川	大久保川	熊野川
環境基準	A-イ	—	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	小見処理区	山田処理区	楡原処理区	南部処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H22. 10. 26	H23. 02. 03	H10. 09. 29	H22. 10. 26
事業施工期間(事業認可)	H6～H27	S60～H27	H10～H18	H13～H27
施設名称	小見浄化センター	山田浄化センター	楡原浄化センター	南部地区浄化センター
位置	小見	山田小島前田	楡原	猪谷
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	好気性ろ床法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
全体計画の処理能力(日最大)	4,000m <sup>3</sup>	1,280m <sup>3</sup>	630m <sup>3</sup>	380m <sup>3</sup>
放流先	農業用水路(中地山地内)	山田川	神通川	神通川
環境基準	AA-イ	A-イ	A-イ	A-イ

出典：「富山県の下水道 平成28年3月 富山県」

### イ. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設（それ以外の集落排水施設を含む。）の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は、農村地域等を対象として、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成27年度現在では54施設が稼働している状況です。

平成27年度における農業集落排水施設の整備人口は19,439人、水洗化人口は17,086人となり、水洗化率は88%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
整備人口	人	21,505	21,167	20,874	21,576	21,342	20,807	20,565	20,316	19,984	19,439
水洗化人口	人	17,274	17,519	17,617	17,723	17,984	18,049	17,772	17,553	17,458	17,086
水洗化率	%	80%	83%	84%	82%	84%	87%	86%	86%	87%	88%

出典：富山市農林水産部農村整備課資料

注記<sup>1)</sup> 上記の人口は、富山市農村整備課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

注記<sup>2)</sup> 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

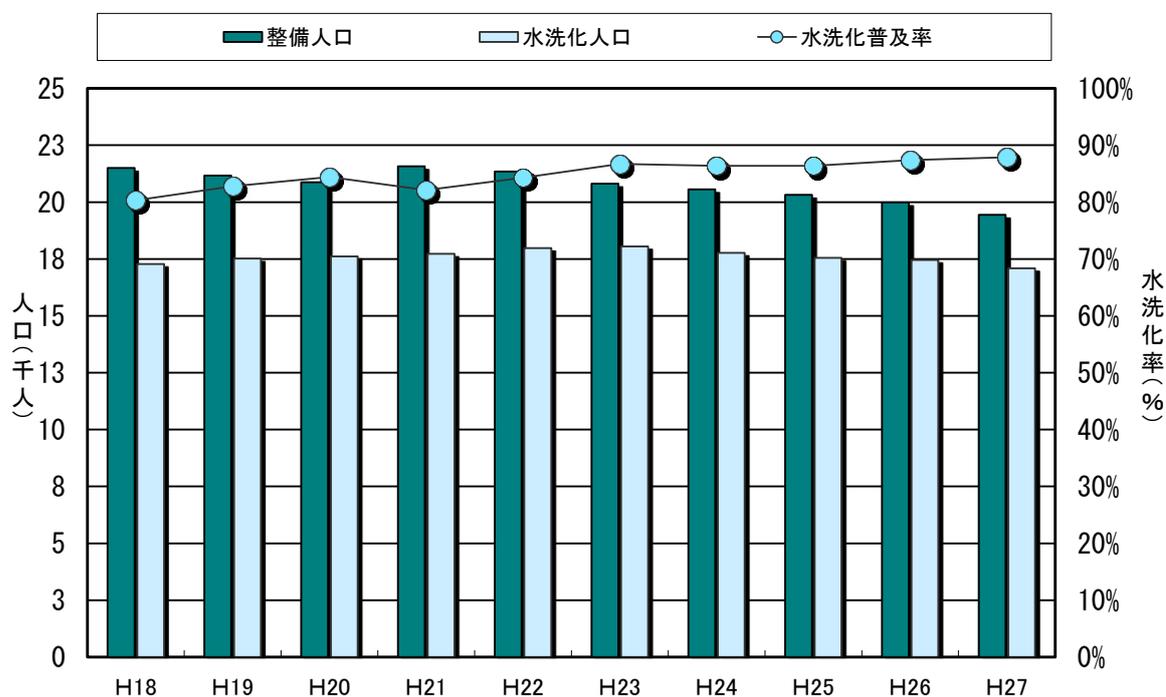


図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[平成28年4月現在]

NO	地域区分	処理区名	施設区分	区域面積	計画人口(人)	処理方式	供用開始年月	放流先
01	富山地域	打出地区	農業集落	7.2 ha	590	JARUS-Ⅲ型	S63. 07	山伏川
02		呉羽野田地区	農業集落	5.1 ha	100	接触ばっ気	H02. 04	東部六号排水路
03		島田地区	農業集落	1.4 ha	60	接触ばっ気	H03. 04	蜷川排水
04		下条地区	農業集落	37.9 ha	1,500	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	白岩川
05		楠木地区	農業集落	2.4 ha	100	接触ばっ気	H04. 04	赤田排水
06		利波地区	農業集落	1.8 ha	70	接触ばっ気	H05. 04	東部三号排水路
07		水橋堅田地区	農業集落	2.2 ha	120	接触ばっ気	H05. 04	下条川
08		水橋鏡田地区	農業集落	1.8 ha	80	接触ばっ気	H06. 04	上市川
09		池多北地区	農業集落	34.5 ha	1,360	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	鍛冶川
10		古沢地区	農業集落	35.7 ha	2,530	JARUS-OD型	H07. 04	砂川
11		上条南部地区	農業集落	21.3 ha	870	JARUS-Ⅲ型	H09. 04	白岩川
12		針原西部地区	農業集落	14.0 ha	1,080	JARUS-X I型	H09. 10	枇杷川
13		上条北部地区	農業集落	17.5 ha	1,190	JARUS-X I型	H10. 04	白岩川
14		新保東地区	農業集落	23.1 ha	2,320	JARUS-X I型	H10. 04	熊野川
15		金山新地区	小規模	1.8 ha	100	接触ばっ気	H10. 04	排水路
16		池多南部地区	農業集落	12.3 ha	980	JARUS-Ⅲ型	H11. 04	平岡排水
17		針原東部地区	農業集落	8.1 ha	339	JARUS-I型	H12. 04	諏訪川
18		太田地区	農業集落	60.1 ha	2,694	JARUS-X I型	H13. 04	太田川
19		三郷地区	農業集落	61.2 ha	3,355	JARUS-X I型	H16. 04	白岩川
20		新保西地区	農業集落	22.0 ha	999	JARUS-X I型	H17. 04	新保排水
21		熊野・月岡南部地区	農業集落	38.0 ha	1,950	JARUS-XⅣ型	H21. 04	土川
22		水橋小池・五郎丸地区	農業集落	4.6 ha	170	接触ばっ気・流量調整式	H26. 04	下条川
23	大沢野地域	船峠地区	農業集落	96.0 ha	1,410	JARUS-X I型	H09. 04	急滝川
24		下夕北部地区	農業集落	13.0 ha	310	JARUS-I型	H09. 04	神通川
25	大山地域	日尾地区	農業集落	8.0 ha	130	JARUS-V型	H06. 05	黒川
26		岡田地区	農業集落	7.0 ha	150	接触ばっ気	H07. 03	常願寺川
27		牧地区	農業集落	5.0 ha	140	JARUS-S型	H11. 03	常願寺川
28		農村総合整備モデル事業	農業集落	50.0 ha	2,240	公共下水道に接続	S62. 04	公共下水道へ
29		農村下水道	農業集落	1.4 ha	960	公共下水道に接続	S62. 04	公共下水道へ
30	八尾地域	深谷地区	農業集落	15.1 ha	670	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	合場川
31		野積中部地区	農業集落	5.9 ha	610	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	野積川
32		樫尾地区	農業集落	1.7 ha	100	接触ばっ気	H04. 04	久婦須川
33		岩屋地区	農業集落	1.9 ha	130	接触ばっ気	H06. 04	久婦須川
34		道畑地区	農業集落	0.7 ha	60	接触ばっ気	H06. 04	野積川
35		宮腰地区	農業集落	1.2 ha	80	接触ばっ気	H07. 04	久婦須川
36		室牧地区	農業集落	9.7 ha	620	JARUS-Ⅲ型	H07. 03	井田川
37		西川倉地区	簡易排水	1.6 ha	50	接触ばっ気	H08. 03	野積川
38		卯花東部地区	農業集落	1.8 ha	130	JARUS-S型	H07. 08	久婦須川
39		杉原東部地区	農業集落	7.4 ha	260	JARUS-I型	H11. 01	西派川
40		野積北部地区	農業集落	5.0 ha	160	JARUS-S型	H11. 01	野積川
41		仁歩地区	農業集落	7.0 ha	428	JARUS-I型	H13. 01	仁歩川
42		布谷地区	農業集落	6.0 ha	129	JARUS-Ⅲ型	H14. 01	野積川
43	井栗谷地区	小規模	3.4 ha	80	接触ばっ気	H16. 01	神通川	
44	婦中地域	成子地区	農業集落	20.0 ha	160	JARUS-I型	H07. 04	農業用排水路
45		道島地区	農業集落	9.0 ha	250	JARUS-I型	H09. 04	農業用排水路
46		音川地区	農業集落	40.0 ha	1,900	公共下水道に接続	H16. 05	公共下水道へ
47	山田地域	西部地区	農業集落	3.0 ha	150	JARUS-V型	H05. 04	坪野川排水路
48		清水地区	農業集落	12.0 ha	190	JARUS-V型	H05. 04	農業用排水路
49		東部地区	農業集落	13.0 ha	290	JARUS-V型	H03. 04	赤江川排水路
50		柳川地区	農業集落	2.0 ha	70	接触ばっ気	H08. 07	赤江川排水路
51		鍋谷地区	林業集落	1.0 ha	25	出雲式S2-34N	H07. 04	農業用排水路
52		谷地区	林業集落	1.0 ha	26	NK-T23FC-43型	H07. 04	農業用排水路
53	細入地域	笹津・岩稲地区	農業集落	9.0 ha	350	JARUS-I型	H10. 03	馬道谷川
54		庵谷地区	農業集落	5.0 ha	290	JARUS-I型	H10. 03	大谷川

出典：「富山市農業集落汚水処理施設条例 平成17年4月1日 富山市条例第201号」、富山市農林水産部農村整備課資料  
注 本計画では、図4-1-3 (P. 102参照) に示した農業集落排水施設以外の集落排水施設も、全て農業集落排水施設扱いとして整理する。

ウ. コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

本市のコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備状況を表4-1-13に、施設概要を表4-1-14に示します。

平成27年度現在のコミュニティ・プラントは、富山地域にある月岡緑町団地、新保地区、新保南地区の3施設が稼働しています。

平成27年度におけるコミュニティ・プラントの整備人口（＝水洗化人口）は、3,217人となっています。

表4-1-13. コミュニティ・プラントの整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
整備人口 (水洗化人口)	人	3,339	3,404	3,422	3,390	3,407	3,381	3,346	3,338	3,268	3,217

出典：富山市環境部環境保全課資料

注記1) 富山地域の有沢新町団地処理区は、平成18年4月1日に公共下水道に100%接続したため、上表には含めない。

注記2) 上記の人口は、富山市環境保全課資料値(住民基本台帳に基づく人口)を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

表4-1-14. コミュニティ・プラントの概要 [平成28年4月現在]

地域区分	富山地域	富山地域	富山地域
処理区名	月岡緑町団地	新保地区	新保南地区
事業計画区域面積	41.2 ha	61.0 ha	14.5 ha
計画人口(人)	3,150 人	1,080 人	610 人
処理方式	長時間ばっ気法	長時間ばっ気法	接触ばっ気法
供用開始年月	S58.04	S58.05	H13.04
放流先	大門川(神通川)	新保排水路(神通川)	樋橋川(神通川)
環境基準	A類型	A類型	A類型
下水道への接続計画	公共下水道へ接続を検討中	公共下水道へ接続を検討中	公共下水道へ接続を検討中

出典：富山市環境部環境保全課資料

## I. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿のみを処理する（生活雑排水を処理できない）単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-15に示します。

平成27年度における合併処理浄化槽の設置基数は2,107基となり、設置人口は10,976人となっています。

表4-1-15. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
合併処理浄化槽 設置基数	基	2,899	2,852	2,767	2,651	2,367
合併処理浄化槽 設置人数	人	22,644	22,424	21,609	20,757	19,482
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	19,255	19,242	18,505	16,302	15,328
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	3,389	3,182	3,104	4,455	4,154

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
合併処理浄化槽 設置基数	基	2,767	2,487	2,390	2,323	2,107
合併処理浄化槽 設置人数	人	16,721	13,922	13,846	11,548	10,976
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	12,476	10,307	10,320	8,241	7,730
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	4,245	3,615	3,526	3,307	3,246

出典：富山市環境部環境保全課資料

注記) 上記の人口は、富山市環境保全課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

### ⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

#### ア. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-16に示すとおりです。

表4-1-16. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要 [平成28年4月現在]

補助対象地域	公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設 <sup>*1</sup> 、または生活排水処理施設の整備事業予定地を除く全市地域																
補助金交付対象者	専ら住居の用に供する建物または延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建物に設置するもの(販売目的で住宅等を建築するものを除く)																
補助対象 合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿と雑排水を併せて処理する50人以下の浄化槽</li> <li>・浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率90%以上、放流水の水質がBODで20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもの</li> <li>・環境省の国庫補助指針に適合するもの等</li> </ul>																
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所に設置の届出をして審査を受けたもの、または建築確認の届出を済ませているもの</li> <li>・住宅などを借りているものは、賃貸人の承諾を得ていること</li> </ul>																
補助金額	<p>補助の金額は次の表にかかげる額とし、最高限度額を示す(予算の範囲内において、補助金を交付する)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>352,000 円</td> <td>11～20人槽</td> <td>1,002,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>441,000 円</td> <td>21～30人槽</td> <td>1,545,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>588,000 円</td> <td>31～50人槽</td> <td>2,129,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円	6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円	8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円														
6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円														
8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円														

出典：富山市環境部環境保全課資料

<sup>\*1</sup>本計画でいう「コミュニティ・プラント」のこと。

#### イ. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-17に示すとおりです。

表4-1-17. 水洗便所改造等資金貸付制度の概要 [平成28年4月現在]

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費</li> <li>・上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費</li> </ul>															
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道終末処理施設が完備されている地域に住居を有すること</li> <li>・市民税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと</li> <li>・自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること</li> <li>・貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること</li> <li>・確実な連帯保証人があること</li> </ul>															
貸付限度額・利率・期間・償還方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>水洗便所改造工事その他附帯工事</th> <th>汚水ポンプ工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円(当該工事費の範囲内)</td> <td>50万円(同左)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)	貸付利率	無利子	同左	貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	同左	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左
種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事														
貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)														
貸付利率	無利子	同左														
貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	同左														
償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左														

出典：「富山市水洗便所改造等資金貸付規程 平成17年4月 富山市上下水道局管理規程第25号」

ウ. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度

農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-18に示すとおりです。

表4-1-18. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費</li> <li>・上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費</li> </ul>		
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水施設が完備されている地域に住居を有すること</li> <li>・市民税、固定資産税、農業集落排水事業分担金、水道料金及び農業集落排水施設使用料を滞納していないこと</li> <li>・自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること</li> <li>・貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること</li> <li>・確実な連帯保証人があること</li> </ul>		
貸付限度額・利率・期間・償還方法	種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事
	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)
	貸付利率	無利子	同左
	貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	同左
	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左

出典：「富山市農業集落水洗便所改造等資金貸付規則 平成17年4月 規則第178号」

エ. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度

ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要は表4-1-19に示すとおりです。

表4-1-19. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要

項 目	条 件	補助制度の有無	問い合わせ窓口
公共下水道 生物処理 タイプ	都心地区(約436ha)で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有) まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業	富山市 都市整備部 居住対策課 (居住誘導係)
	上記補助制度対象地区以外の地域で生物処理タイプを設置する場合	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市 環境部環境 センター管理課 (減量推進係)
公共下水道 以 外	農村下水道	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市 農林水産部 農村整備課 (農村下水道係)
	コミュニティ ・プラント	有 (但し、条件有) 詳細は問合せ窓口まで	富山市 環境部環境 保全課 (環境保全係)
補助対象	市内の共同住宅又は一戸建て住宅に生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムを設置するもの		
補助内容	補助金額は、設置する住戸数に2万円を乗じた額で申請1件につき100万円を限度とする		
補助申請	補助申請が必要 ※まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金を受けたものは対象とならない ※直接投入型(単体)ディスポーザーの設置は、富山市では認めていない ※機械処理タイプは補助対象ではない		

出典：「ディスポーザー排水処理システム設置に伴う補助制度について」富山市上下水道局資料

### (5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

#### ① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿は委託業者1社と許可業者7社で、浄化槽汚泥は許可業者9社でそれぞれ行っています。収集・運搬車両の状況を表4-1-20に示します。

表4-1-20. 収集・運搬車両の状況 [平成28年4月現在]

最大積載可能量	～2 k1	～4 k1	～8 k1	～10 k1	計
車両台数	4台	29台	11台	4台	48台

出典：富山市環境部環境政策課資料

#### ② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市または富山地域衛生組合が所管する2つのし尿処理施設<sup>\*1</sup>（浄化槽汚泥処理施設を含む。）でそれぞれ適正処理しており、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

施設の概要を表4-1-21に示します。

<sup>\*1</sup>「万浄園施設」及び「中部衛生センター施設」は平成25年度で事業終了した。その後の処理は、全量富山地区広域圏衛生センターで行っている。

表4-1-21. し尿処理施設の施設概要（1/2） [平成28年4月現在]

項 目		つばき園	
処 理 対 象 地 域		富山地域	
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		なし	
処 理 対 象 物		浄化槽汚泥 <sup>*2</sup>	
竣 工 年 月		平成2年2月	
公 称 処 理 能 力		90 k1/日	
設 計 放 流 水 質		BOD 300ppm、COD 150ppm、SS 300ppm	
処 理 方 式		固液分離方式（浄化槽汚泥専用処理）	
希 積 水	種 類	工業用水	
	倍 率	5.7倍	
放 流 先	河 川 名	公共下水道	
	水濁法上乘基準	なし	
主 処 理 内 容		前曝気⇒高分子凝集剤混和による固液分離⇒希釈後、下水道放流	
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着	
余 剰 汚 泥 処 理		脱水・焼却・埋立	
し 渣		焼却・埋立	

<sup>\*2</sup>富山地域の農業集落排水施設からの処理汚泥、コミュニティ・プラントからの処理汚泥、倉垣浄水園の処理汚泥を含む。

(2/2)

項 目		富山地区広域圏衛生センターし尿処理棟
処 理 対 象 地 域	富山市全域	
他市町村の搬入の有無	滑川市、舟橋村、上市町、立山町	
処 理 対 象 物	し尿	
竣 工 ・ 改 良 年 月	[竣工]昭和58年3月、[改良]平成24年5月～平成26年3月	
公 称 処 理 能 力	60 kl/日	
設 計 放 流 水 質	BOD 10ppm	
処 理 方 式	栗田式 活性汚泥 (低2段)	
希 積 水	種 類	伏流水、地下水
	倍 率	10倍
放 流 先	河 川 名	白岩川〔環境基準 A類型〕、 一次処理水の一部は公共下水道へ放流
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
主 処 理 内 容		生物処理⇒沈殿（余剰汚泥は汚泥処理棟へ移送）⇒凝集沈殿 <sup>※1</sup> ⇒オゾン酸化⇒砂ろ過⇒消毒⇒河川放流 <sup>※1</sup> 上澄水の一部は、下水道へ放流。
脱 臭 設 備		酸+アルカリ次亜塩洗浄、活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理		脱水・乾燥（肥料化）
し 渣		焼却・埋立

項 目		富山地区広域圏衛生センター汚泥処理棟
処 理 対 象 地 域	富山市全域	
他市町村の搬入の有無	滑川市、舟橋村、上市町、立山町	
処 理 対 象 物	浄化槽汚泥 <sup>※2</sup>	
竣 工 年 月	平成26年3月	
公 称 処 理 能 力	50 kl/日	
設 計 放 流 水 質	BOD 600ppm、SS 600ppm	
処 理 方 式	固液分離方式	
希 積 水	種 類	地下水、処理水
	倍 率	1.9倍
放 流 先	河 川 名	公共下水道
	水濁法上乘基準	—
主 処 理 内 容		し尿と浄化槽汚泥の混合曝気⇒高分子凝集剤混和による固液分離⇒希釈後、下水道放流
脱 臭 設 備		生物脱臭、活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理		脱水・乾燥（肥料化）
し 渣		焼却・埋立

出典：富山地区広域圏事務組合資料、「富山県の廃棄物 平成27年11月 富山県」

<sup>※2</sup>富山地域以外の農業集落排水施設からの処理汚泥を含む。

注記1) 余剰汚泥とは生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。

注記2) し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。

### ア. 各施設への搬入量の状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を図4-1-8及び表4-1-22（次頁）に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿の年間搬入量は漸減傾向にあります。また、浄化槽汚泥の年間搬入量は平成24年度までは減少傾向がみられましたが、その後はほぼ横ばいに推移しています。

このうち、し尿の減少割合が大きく、平成18年度から平成27年度の10年間で70%減少しています。また、浄化槽汚泥は同10年間で25%減少、搬入量全体では同10年間で42%減少しています。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が2.46～2.93  $\frac{\text{kg}}{\text{人}\cdot\text{日}}$ 、浄化槽汚泥が1.15～1.59  $\frac{\text{kg}}{\text{人}\cdot\text{日}}$ で推移しています。

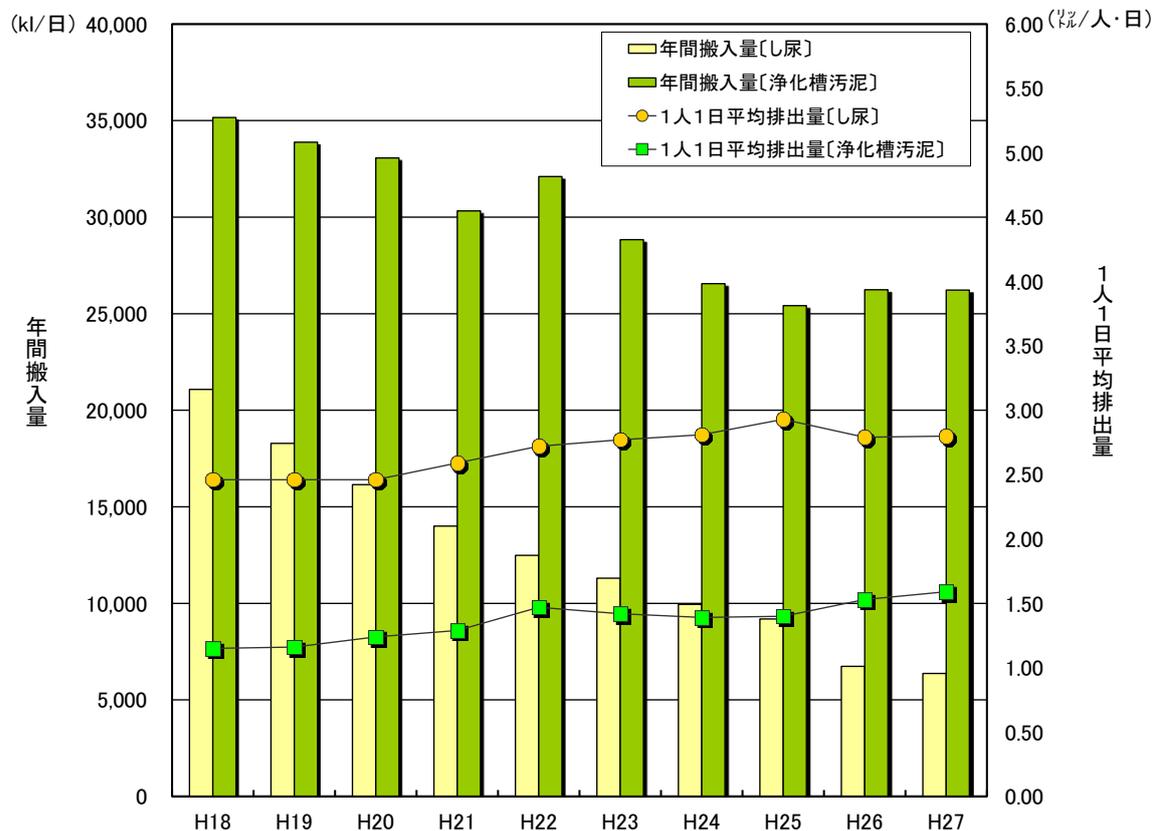


図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成18年度～平成27年度]

表4-1-22. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成18年度～平成27年度]

NO	種別	施設区分	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0	0	0	0	0	(01)= 年間量の実績
2		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	(02)= 年間量の実績
3		中部衛生センター施設	kl/年	1,907	1,622	1,256	911	944	(03)= 年間量の実績
4		万浄園施設	kl/年	19,178	16,662	14,892	13,087	11,542	(04)= 年間量の実績
5		小計	kl/年	21,085	18,284	16,149	13,998	12,487	(05)= (01)～(04)の計
6	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	(06)= 年間量の実績
7		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	(07)= 年間量の実績
8		中部衛生センター施設	kl/年	0	0	0	0	0	(08)= 年間量の実績
9		万浄園施設	kl/年	11,648	11,365	10,674	9,234	10,657	(09)= 年間量の実績
10		小計	kl/年	35,164	33,880	33,071	30,323	32,108	(10)= (06)～(09)の計
11	計	つばき園	kl/年	23,517	22,515	22,396	21,088	21,451	(11)= (01)+(06)
12		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	0	0	0	(12)= (02)+(07)
13		中部衛生センター施設	kl/年	1,907	1,622	1,256	911	944	(13)= (03)+(08)
14		万浄園施設	kl/年	30,826	28,027	25,566	22,322	22,199	(14)= (04)+(09)
15		小計	kl/年	56,250	52,164	49,219	44,320	44,594	(15)= (05)+(10)
16	し尿	1日平均搬入量	kl/日	58	50	44	38	34	(16)= (05)/[365or366]
17	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	96	93	91	83	88	(17)= (10)/[365or366]
18	計	1日平均搬入量	kl/日	154	143	135	121	122	(18)= (16)+(17)
19	し尿	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	87	77	66	59	(19)= 当該年度の(05)/H18の(05)
20	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	96	94	86	91	(20)= 当該年度の(10)/H18の(10)
21	計	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	93	88	79	79	(21)= 当該年度の(15)/H18の(15)
22	し尿	1人1日平均排出量	l/人・日	2.46	2.46	2.46	2.59	2.72	(22)= (05)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>
23	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	l/人・日	1.15	1.16	1.24	1.29	1.47	(23)= (10)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>

NO	種別	施設区分	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0	0	0	0	0	(01)= 年間量の実績
2		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	4,355	6,738	6,367	(02)= 年間量の実績
3		中部衛生センター施設	kl/年	1,025	1,030	482	0	0	(03)= 年間量の実績
4		万浄園施設	kl/年	10,274	8,913	4,353	0	0	(04)= 年間量の実績
5		小計	kl/年	11,299	9,943	9,189	6,738	6,367	(05)= (01)～(04)の計
6	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	20,190	18,195	13,567	18,851	19,333	(06)= 年間量の実績
7		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	2,762	7,388	6,893	(07)= 年間量の実績
8		中部衛生センター施設	kl/年	0	0	0	0	0	(08)= 年間量の実績
9		万浄園施設	kl/年	8,644	8,361	9,085	0	0	(09)= 年間量の実績
10		小計	kl/年	28,833	26,555	25,414	26,240	26,226	(10)= (06)～(09)の計
11	計	つばき園	kl/年	20,190	18,195	13,567	18,851	19,333	(11)= (01)+(06)
12		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	0	0	7,117	14,127	13,260	(12)= (02)+(07)
13		中部衛生センター施設	kl/年	1,025	1,030	482	0	0	(13)= (03)+(08)
14		万浄園施設	kl/年	18,917	17,273	13,438	0	0	(14)= (04)+(09)
15		小計	kl/年	40,132	36,498	34,604	32,978	32,593	(15)= (05)+(10)
16	し尿	1日平均搬入量	kl/日	31	27	25	18	17	(16)= (05)/[365or366]
17	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	79	73	70	72	72	(17)= (10)/[365or366]
18	計	1日平均搬入量	kl/日	110	100	95	90	89	(18)= (16)+(17)
19	し尿	過去10年間の増減指数	H18を100として	54	47	44	32	30	(19)= 当該年度の(05)/H18の(05)
20	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H18を100として	82	76	72	75	75	(20)= 当該年度の(10)/H18の(10)
21	計	過去10年間の増減指数	H18を100として	71	65	62	59	58	(21)= 当該年度の(15)/H18の(15)
22	し尿	1人1日平均排出量	l/人・日	2.77	2.81	2.93	2.79	2.80	(22)= (05)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>
23	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	l/人・日	1.42	1.39	1.40	1.53	1.59	(23)= (10)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>

出典：富山市環境部環境センター管理課資料、富山地区広域圏事務組合資料

注記 表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

### 1. 各施設における月別変動係数の状況

各施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の月別変動係数の状況を表4-1-23に示します。

過去10年間（平成18年度～平成27年度）の月最大変動係数をみると、現在稼働中のつばき園では1.08～1.49、富山地区広域圏衛生センターではし尿が1.22、浄化槽汚泥が1.39～1.44となっています。

表4-1-23. 月別変動係数の状況 [平成18年度～平成27年度]

施設区分	種別	区分	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成25	平成27	10年間
つばき園	浄化槽汚泥	最大	<u>1.08</u>	1.30	1.27	1.17	1.21	1.30	1.22	<u>1.49</u>	1.26	1.14	<u>1.49</u>
		最小	0.91	0.70	0.82	0.79	0.87	0.83	0.82	0.67	0.78	0.84	<u>0.67</u>
富山地区 広域圏 衛生 センター	し尿	最大	—	—	—	—	—	—	—	—	<u>1.22</u>	<u>1.22</u>	<u>1.22</u>
		最小	—	—	—	—	—	—	—	—	0.86	0.85	<u>0.85</u>
	浄化槽汚泥	最大	—	—	—	—	—	—	—	—	<u>1.39</u>	<u>1.44</u>	<u>1.44</u>
		最小	—	—	—	—	—	—	—	—	0.51	0.50	<u>0.50</u>
	計	最大	—	—	—	—	—	—	—	—	1.20	1.19	<u>1.20</u>
		最小	—	—	—	—	—	—	—	—	0.71	0.73	<u>0.71</u>
中部衛生 センター施設	し尿	最大	1.17	1.35	1.50	1.39	1.41	1.25	1.18	1.32	終了	終了	1.50
		最小	0.74	0.76	0.67	0.69	0.77	0.70	0.80	0.72	終了	終了	0.67
万浄園 施設	し尿	最大	1.21	1.18	1.21	1.27	1.23	1.22	1.17	1.13	終了	終了	1.27
		最小	0.69	0.77	0.77	0.73	0.62	0.62	0.70	0.92	終了	終了	0.62
	浄化槽汚泥	最大	1.20	1.42	1.19	1.46	1.43	1.46	1.40	1.69	終了	終了	1.69
		最小	0.81	0.75	0.62	0.48	0.37	0.41	0.36	0.63	終了	終了	0.36
	計	最大	1.10	1.17	1.17	1.19	1.26	1.33	1.19	1.39	終了	終了	1.39
		最小	0.73	0.76	0.71	0.63	0.50	0.61	0.53	0.65	終了	終了	0.50

出典：富山市環境部環境センター管理課資料、富山地区広域圏事務組合資料

注記1) 月別変動係数とは、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものの。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

注記2) 示した月別変動係数は、富山市の受け入れ分から求めたものであり、他市町村の受け入れ分を含めた施設全体の値ではない。

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

各施設への搬入時の性状から推定した、し尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後の混合し尿)を表4-1-24に示します。

混合し尿の性状をみると、つばき園及び中部衛生センター施設とも設計当初に比べて濃度が1/2～1/6程度まで薄まってきています。

表4-1-24. し尿及び浄化槽汚泥の性状

工程	項目		単位	つばき園 〔平成23～27年度〕		中部衛生センター施設 〔平成18～24年度〕	
				設計値	検査結果	設計値	検査結果
受入貯留	除渣後の混合し尿	BOD	mg/リットル	600	380	12,000	3,500～5,800
		COD	mg/リットル	600	309～413	6,000	1,300～3,330
		SS	mg/リットル	600	209～328	18,000	3,500～8,620
		T-N	mg/リットル	—	71	4,000	1,140～1,500
		T-P	mg/リットル	—	12	—	110～250

出典：富山市環境部環境センター管理課資料、富山地区広域圏事務組合資料

Ⅰ. 処分量の状況

各施設で適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-25に、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の年間発生量を表4-1-26に示します。

表4-1-25. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法 [平成28年4月現在]

稼働状況	施設区分	余剰汚泥	し 渣	沈 砂
稼働中	つばき園	脱水→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立
稼働中	富山地区広域圏衛生センター	脱水→乾燥→肥料製造	焼却→埋立	埋立
終了	中部衛生センター施設	脱水→乾燥→農地還元	焼却→埋立	埋立
終了	万浄園施設	脱水→乾燥→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立

出典：富山市環境部環境センター管理課資料、富山地区広域圏事務組合資料

表4-1-26. 過去5年間の年間発生量 [平成23年度～平成27年度]

項 目		単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
余剰汚泥 (汚泥脱水処理供給量)	つばき園	m <sup>3</sup> /kl	0.26	0.26	0.19	0.24	0.22
	富山地区広域圏衛生センター	m <sup>3</sup> /kl	—	—	0.90	0.32	0.32
	中部衛生センター施設	m <sup>3</sup> /kl	0.25	0.29	0.71	終了	終了
	万浄園施設	m <sup>3</sup> /kl	0.04	0.03	0.04	終了	終了
し 渣 (処分量)	つばき園	kg/kl	1.11	1.01	0.89	0.95	0.94
	富山地区広域圏衛生センター	kg/kl	—	—	2.30	2.60	2.00
	中部衛生センター施設	kg/kl	13.40	13.00	2.30	終了	終了
	万浄園施設	kg/kl	14.80	11.40	9.50	終了	終了
沈 砂 (処分量)	つばき園	kg/kl	0.28	0.24	0.23	0.21	0.26
	富山地区広域圏衛生センター	kg/kl	—	—	0.03	0.13	0.11
	中部衛生センター施設	kg/kl	0.13	0.13	0.02	終了	終了
	万浄園施設	kg/kl	0.11	0.10	0.08	終了	終了

出典：各施設の運転管理帳票

注記1) 平成25年度における中部衛生センター施設の余剰汚泥量が高かったのは、つばき園の設備機器が平成25年9月から11月かけて故障したことにより、つばき園搬入分の浄化槽汚泥全量を万浄園施設に搬入、その後、余剰汚泥を中部衛生センターへ搬入したためである。

注記2) 平成25年度における富山地区広域圏衛生センターの余剰汚泥量が高かったのは、平成25年10月の供用開始にむけて運転調整を行ったためである。

(6) 水環境保全のための事業実施状況

本市では水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水環境の総合的な保全を進めるとともに、健全な水循環を確保し、安全でおいしい水を供給しています。

本市における水環境保全対策の取組み状況を表4-1-27に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-28(次頁)、水環境保全活動団体による水環境保全活動状況を表4-1-29(P.125)に示します。

表4-1-27. 本市における水環境保全対策の取組み状況 [平成27年度]

項 目	主な取組み
水資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水源の保全に関する啓発の推進</li> <li>○水源涵養保安林などの整備の実施</li> <li>○水源の監視やパトロールの実施</li> <li>○農業用水等を活用した小水力発電の導入の促進</li> <li>○本市の水道水は豊かな自然が生み出す安全・安心なおいしい水であることを積極的にPR</li> </ul>
地下水や地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水位、地下水採取量、地下水の塩素イオン濃度などの監視・調査の実施</li> <li>○雨水や融雪水の地下浸透効果を促し、地下水涵養を推進</li> <li>○「富山県地下水の採取に関する条例」に基づく、地下水の合理的な利用の推進、かつ、消雪設備の維持管理徹底の啓発の推進</li> </ul>
水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域の定期的・継続的な水質監視の実施</li> <li>○底質環境の定期的・継続的な調査監視の実施</li> <li>○地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備の推進</li> <li>○事業所に対する立入調査・指導の実施</li> <li>○合流式下水道の改善の推進</li> <li>○下水道未接続家屋への接続促進活動の実施</li> <li>○地下水の定期的・継続的なモニタリングの実施</li> <li>○海水浴場の定期的・継続的な水質検査の実施</li> <li>○県との連携による窒素・りん削減など、富山湾の水質保全対策の推進</li> <li>○ゴルフ場排水の水質検査と周辺の井戸調査の実施</li> <li>○堆雪空間の確保など雪対策の推進</li> <li>○水質事故の未然防止対策の推進</li> </ul>
水辺環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川や海岸の美化、川や海の水生生物の保護の推進</li> <li>○国や県との連携による河川や海の保全・整備の推進</li> <li>○環境に配慮した河川整備の実施</li> <li>○海や河川などの水辺環境を活かした交流活動やレクリエーション拠点の整備、景観や親水性に配慮した水辺空間の整備の推進</li> </ul>
健全な水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源に関する情報提供・啓発の実施</li> <li>○節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用の推進</li> <li>○雨水貯留施設などの整備の推進</li> <li>○水循環に関する情報収集</li> <li>○健全な水循環の確保に向けた水田貯留の推進</li> </ul>

出典：「富山市環境報告書 平成28年度版 富山市環境部環境政策課」

表4-1-28. 水環境関連イベントの実施状況 [平成27年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
川をきれいにする日	松川、いたち川、常願寺川河口右岸、白岩川、下条川、井田川(八尾地域)	富山市	河川流域住民による清掃活動
海岸をきれいにする日	富山市に面する海岸一帯	富山市	海岸に隣接する地域住民による清掃活動
浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、流杉浄水場見学	浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、流杉浄水場	富山市	上下水道施設等の見学会
海辺の漂着物調査	岩瀬浜	(公財)環日本海環境協力センター 他	海岸に漂着したごみの種類、量の調査(環日本海の地域の沿岸自治体が連携した漂着物の共同調査)
運河まつり2015	富岩運河(環水公園)	運河のまちを愛する会 富山県・富山市	運河クルーズ(中島閘門の体験) カヌー体験会、ボート教室、屋台 等

出典：富山市環境部環境保全課資料

表4-1-29. 水環境保全活動団体による水環境保全活動状況 [平成27年度]

団体名	構成組織 (構成員数)	設立年月日 活動開始年月日	活動頻度 (主な活動時期)	活動内容	表彰受賞履歴
河川をきれいにする会	藤ノ木、向新庄、新庄北部、各地区の沿川住民	平成6年6月17日	数回/年	半俵川をはじめ、周辺河川の美化清掃活動の実施	
石倉町延命地藏尊奉賛会	周辺住民等(委員13名)	昭和30年頃	毎日(通年)	・お地藏様や御堂の管理、水汲み場の清掃 ・成り立ちや名水の大切さを紹介するチラシ等の作成、配布	H21 環境省水・大気環境局長表彰 H23 富山県知事表彰(環境保全) H25 とやま環境賞(優秀活動賞) H28 地域環境保全功労者環境大臣表彰
室牧地区自治振興会	室牧地区住民(約50名)	昭和55年	1回/年(7月)	室牧川の堤防及び河川敷の草刈り実施	保健衛生表彰
仁歩地区自治振興会	仁歩地区住民(約10名)	平成6年	1回/月	とやまの名水である「桂の清水」及び周辺環境の清掃、維持管理	H26 環境省水・大気環境局長表彰
西神通、中神通自治会、八尾町保健衛生協議会	同左(約100名)	平成8年	2回/年(3、4月)	神通川河川敷の清掃活動の実施(神通川河川敷クリーン作戦)	H14 八尾町保健衛生協議会表彰 H16 県土美化推進功労表彰
八木山の滝保勝会	(約15名)	明治～	3回/年(3、6、12月)	とやまの名水である「八木山の滝」及び周辺環境の清掃、整備	
八尾町保健衛生協議会、各種団体	(約120名)	平成14年	1回/年(6月)	井田川河川敷の清掃活動の実施(井田川河川敷クリーン作戦)	
婦中町安田集落	安田地区住民	平成16年	2回/年	とやまの名水である「朝日の滝」及び周辺環境の清掃、整備	
常西プロムナード・名水と桜を愛する会	周辺住民等(約45名)	平成21年	9回/年(通年)	常西合口用水プロムナード周辺の草刈りと清掃活動及び花壇の整備や苗植え	
新美老人クラブ	周辺住民等	昭和50年	(通年)	とやまの名水である「殿様清水」及び周辺環境の清掃、整備	

出典：富山市環境部環境保全課資料

## (7) 課題の整理

### ① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、平成27年度現在、行政区域内人口に占める94%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの6%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、汚濁負荷量全体の31%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

### ② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで20mg/ℓ以下となるよう構造基準で定められており、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

### ③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成18年度から平成27年度までの10年間で42%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、つばき園と富山地区広域圏衛生センターの両施設にそれぞれ搬入された後、適正処理されています。

今後もし尿や浄化槽汚泥の処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行う必要があります。

## 4.2 生活排水処理基本計画

### (1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

**「人と自然にやさしい」 快適な生活環境づくり  
・ 良好な水環境づくりをめざして**

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人一人が主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

## (2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針 1

#### 生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘察し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

### 基本方針 2

#### 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導を行います。

### 基本方針 3

#### し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

### 基本方針 4

#### し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、「つばき園」と「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥は、今後も引き続きリサイクルする等して、埋立量の削減に努めます。

### (3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.104、表4-1-4参照）とします。

### (4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P.104、図4-1-4参照）とします。

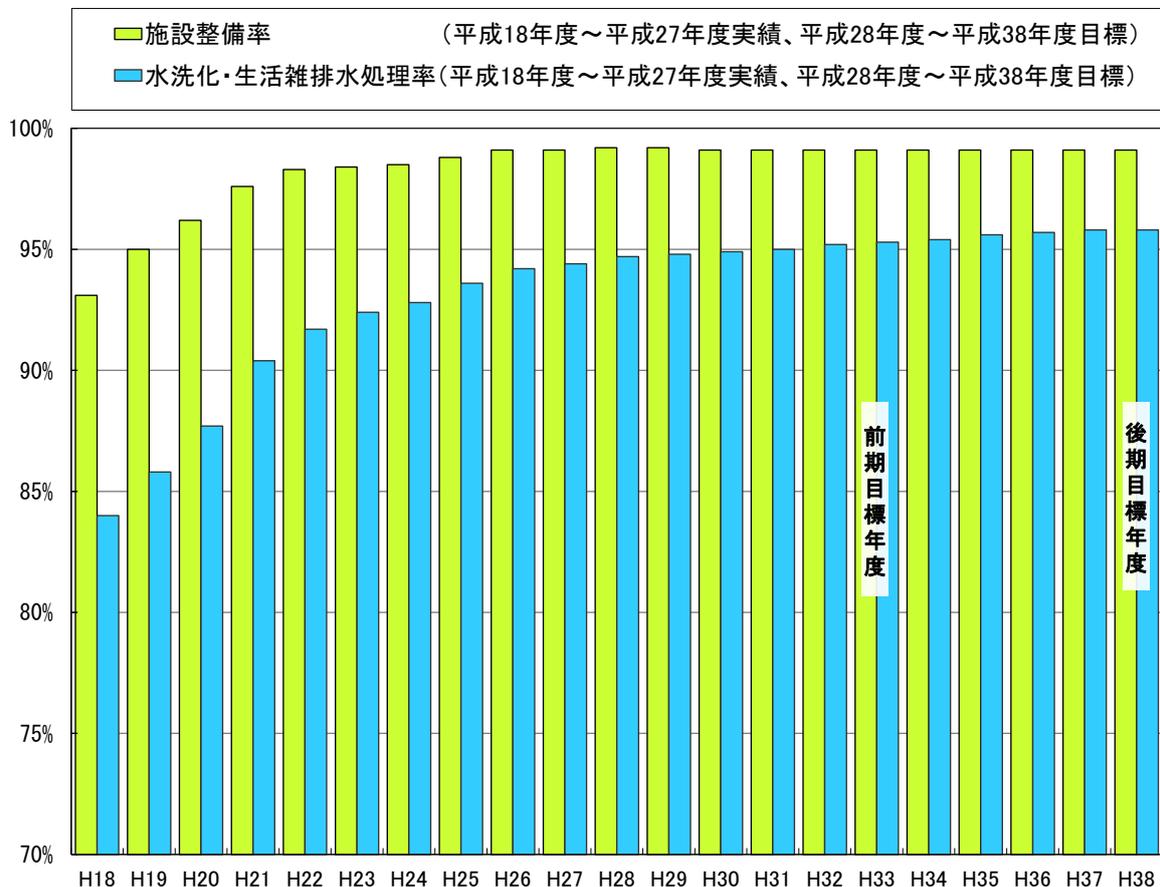
### (5) 生活排水の処理計画

#### ① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	平成27年度 (実績)	平成33年度 (前期目標年度)	平成38年度 (後期目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99 %	99 %	99 %
水洗化・生活雑排水処理率	94 %	95 %	96 %

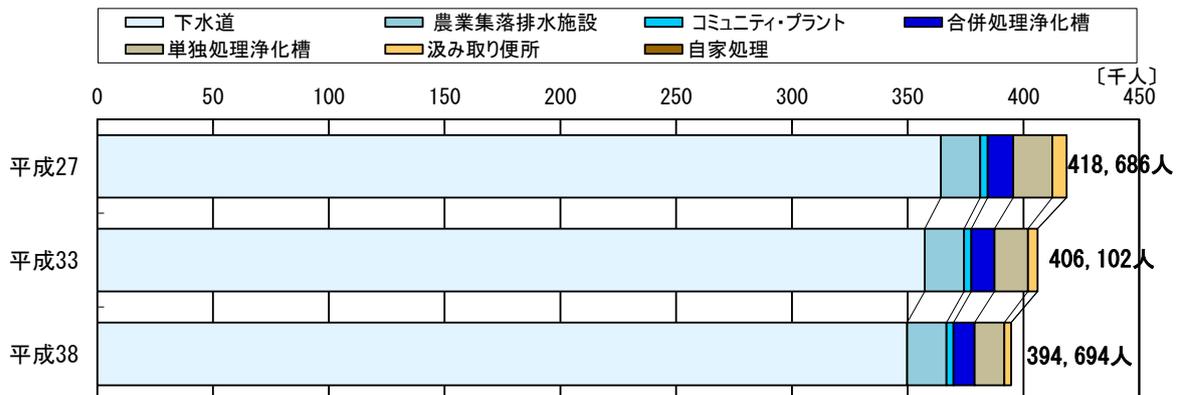


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

富山市全域【国勢調査】			単位	実 績	前期目標年度		後期目標年度	
					平成27	平成33	平成38	平成38
行政区域内人口 (国勢調査)			人	418,686	406,102	394,694		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	305,685	296,509	288,181	
				特定環境保全公共下水道	79,071	76,700	74,542	
			小 計	384,756	373,209	362,723		
			農業集落排水施設	19,439	18,843	18,314		
			コミュニティ・プラント	3,217	3,118	3,031		
			合併処理浄化槽	7,730	7,595	7,458		
			下水道の処理開始公示済み区域外	7,730	7,595	7,458		
			水洗化・生活雑排水処理人口 計	415,142	402,765	391,526		
			施設整備率	%	99%	99%	99%	
			計画処理区域内人口 計	人	418,686	406,102	394,694	
	計画処理区域外人口 計		0	0	0			
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	294,384	288,752	282,683	
				特定環境保全公共下水道	69,914	68,578	67,133	
			小 計	364,298	357,330	349,816		
			農業集落排水施設	13,905	13,856	13,772		
			処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	13,905	13,856	13,772		
			上記以外のもの	3,181	3,170	3,152		
			小 計	17,086	17,026	16,924		
			コミュニティ・プラント	3,217	3,118	3,031		
			合併処理浄化槽	7,730	7,595	7,458		
			下水道の処理開始公示済み区域外	7,730	7,595	7,458		
			下水道の処理開始公示済み区域内	3,246	2,401	1,660		
			小 計	10,976	9,996	9,118		
			水洗化・生活雑排水処理人口 計	395,577	387,470	378,889		
			水洗化・生活雑排水処理率	%	94%	95%	96%	
			水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]	人	16,906	14,479	12,888	
			非水洗化人口 [汲み取り便所]	人	6,203	4,153	2,917	
					0	0	0	
			0	0	0			
	計画処理区域内人口 計		418,686	406,102	394,694			
	計画処理区域外人口 計		0	0	0			
	し尿処理施設 計画収集人口	人	51,207	45,602	41,726			
		し 尿	6,203	4,153	2,917			
		汲み取り便所	6,203	4,153	2,917			
		浄化槽汚泥	45,004	41,449	38,809			
		合併・単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設(一部地区)	45,004	41,449	38,809			



### ③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

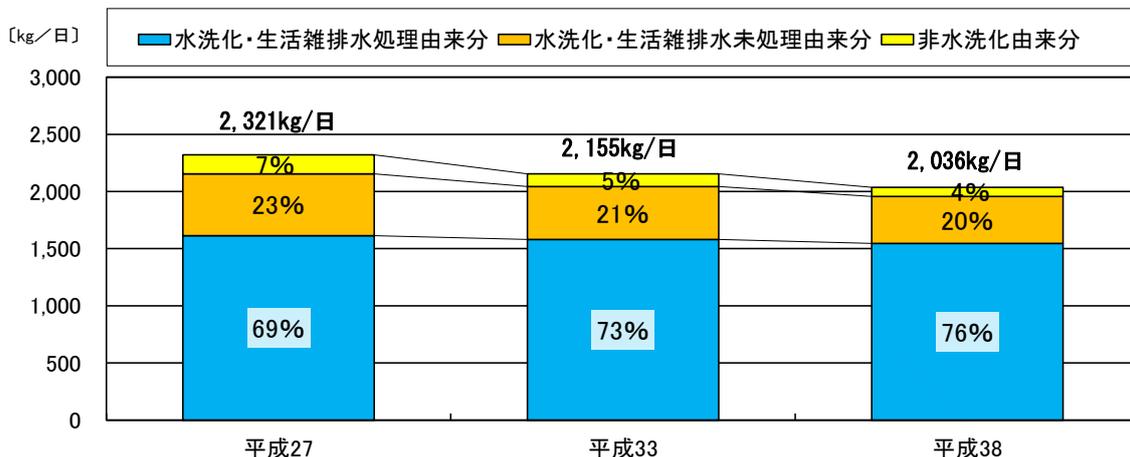
これによると、平成27年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成33年度では7%の削減、平成38年度では12%の削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

富山市全域【国勢調査】		単位	実績		前期目標年度	後期目標年度
			平成27	平成33	5年目	10年目
					平成33	平成38
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口(国勢調査)	人	418,686	406,102	394,694	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	364,298	357,330	349,816
		農業集落排水施設	17,086	17,026	16,924	
		コミュニティ・プラント	3,217	3,118	3,031	
		合併処理浄化槽	10,976	9,996	9,118	
		水洗化・生活雑排水処理人口 計	395,577	387,470	378,889	
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕	16,906	14,479	12,888		
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	6,203	4,153	2,917	
		〔自家処理〕	0	0	0	
	<b>計画処理区域内人口 計</b>			<b>418,686</b>	<b>406,102</b>	<b>394,694</b>
<b>計画処理区域外人口 計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口	BOD汚濁負荷量(g/人・日) kg/日	2,321	2,155	2,036	
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 4g	1,457	1,429	1,399
		農業集落排水施設 5g	85	85	85	
		コミュニティ・プラント 5g	16	16	15	
		合併処理浄化槽 5g	55	50	46	
		水洗化・生活雑排水処理人口 計	1,613	1,580	1,545	
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕 32g	541	463	412		
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕 27g	167	112	79	
		〔自家処理〕 27g	0	0	0	
	<b>計画処理区域内人口 計</b>			<b>2,321</b>	<b>2,155</b>	<b>2,036</b>
<b>計画処理区域外人口 計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>BOD汚濁負荷量の削減割合【平成27を100%とした場合】</b>		%	<b>100%</b>	<b>93%</b>	<b>88%</b>	

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、BOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。

〔計算例〕下水道(平成38年度のBOD汚濁負荷量) : 349,816人×4g/人・日×10<sup>-3</sup> ≒ 1,399 kg/日



注記2) 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要 (1/2)

施設区分	施設名		計画処理区域 【各種事業計画】累計値			
			平成27	平成33	平成38	
下水道	富山地域	浜黒崎処理区	公共	4,723.80ha	4,735.80ha	4,743.80ha
			特環	664.34ha	664.34ha	666.34ha
		水橋処理区	公共	283.62ha	283.62ha	283.62ha
		倉垣処理区	特環	79.40ha	79.40ha	79.40ha
		神通川左岸処理区	公共	933.66ha	933.66ha	933.66ha
	特環		533.47ha	533.47ha	533.47ha	
	大沢野地域	大沢野処理区	公共	501.96ha	501.96ha	501.96ha
			特環	13.50ha	13.50ha	13.50ha
	大山地域	大山処理区	公共	252.60ha	252.60ha	252.60ha
			特環	58.60ha	58.60ha	58.60ha
	八尾地域	神通川左岸処理区	公共	218.17ha	218.17ha	218.17ha
			特環	236.01ha	236.01ha	236.01ha
	婦中地域	神通川左岸処理区	公共	296.80ha	296.80ha	296.80ha
			特環	723.74ha	723.74ha	723.74ha
	山田地域	山田処理区	特環	71.00ha	71.00ha	71.00ha
			特環	71.00ha	71.00ha	71.00ha
	細入地域	檜原処理区	特環	28.50ha	28.50ha	28.50ha
特環			17.23ha	17.23ha	17.23ha	
南部処理区	特環	特環	17.23ha	17.23ha	17.23ha	
		特環	17.23ha	17.23ha	17.23ha	
農業集落排水施設	富山地域	打出地区	7.2ha	7.2ha	7.2ha	
		呉羽野田地区	5.1ha	5.1ha	5.1ha	
		島田地区	1.4ha	1.4ha	1.4ha	
		下条地区	37.9ha	37.9ha	37.9ha	
		楠木地区	2.4ha	2.4ha	2.4ha	
		利波地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	
		水橋堅田地区	2.2ha	2.2ha	2.2ha	
		水橋鏡田地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	
		池多北地区	34.5ha	34.5ha	34.5ha	
		古沢地区	35.7ha	35.7ha	35.7ha	
		上条南部地区	21.3ha	21.3ha	21.3ha	
		針原西部地区	14.0ha	14.0ha	14.0ha	
		上条北部地区	17.5ha	17.5ha	17.5ha	
		新保東地区	23.1ha	23.1ha	23.1ha	
		金山新地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	
		池多南部地区	12.3ha	12.3ha	12.3ha	
		針原東部地区	8.1ha	8.1ha	8.1ha	
		太田地区	60.1ha	60.1ha	60.1ha	
		三郷地区	61.2ha	61.2ha	61.2ha	
		新保西部地区	22.0ha	22.0ha	22.0ha	
		熊野・月岡南部地区	38.0ha	38.0ha	38.0ha	
		水橋小池・五郎丸地区	4.6ha	4.6ha	4.6ha	
	大沢野地区	船峯地区	96.0ha	96.0ha	96.0ha	
下夕北部地区		13.0ha	13.0ha	13.0ha		

(2/2)

施設区分	施設名	計画処理区域 【各種事業計画】累計値			
		平成27	平成33	平成38	
農業集落排水施設	大山地区	日尾地区	8.0ha	8.0ha	8.0ha
		岡田地区	7.0ha	7.0ha	7.0ha
		牧地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha
		農村総合整備モデル事業	50.0ha	50.0ha	50.0ha
		農村下水道	1.4ha	1.4ha	1.4ha
	八尾地域	深谷地区	15.1ha	15.1ha	15.1ha
		野積中部地区	5.9ha	5.9ha	5.9ha
		檜尾地区	1.7ha	1.7ha	1.7ha
		岩屋地区	1.9ha	1.9ha	1.9ha
		道畑地区	0.7ha	0.7ha	0.7ha
		宮腰地区	1.2ha	1.2ha	1.2ha
		室牧地区	9.7ha	9.7ha	9.7ha
		西川倉地区	1.6ha	1.6ha	1.6ha
		卯花東部地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha
		杉原東部地区	7.4ha	7.4ha	7.4ha
		野積北部地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha
		仁歩地区	7.0ha	7.0ha	7.0ha
		布谷地区	6.0ha	6.0ha	6.0ha
		井栗谷地区	3.4ha	3.4ha	3.4ha
	婦中地域	成子地区	20.0ha	20.0ha	20.0ha
		道島地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha
		音川地区	40.0ha	40.0ha	40.0ha
	山田地域	西部地区	3.0ha	3.0ha	3.0ha
		清水地区	12.0ha	12.0ha	12.0ha
		東部地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha
		柳川地区	2.0ha	2.0ha	2.0ha
		鍋谷地区	1.0ha	1.0ha	1.0ha
		谷地区	1.0ha	1.0ha	1.0ha
	細入地域	笹津・岩稻地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha
		庵谷地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha
コミュニティ・プラント	富山地域	月岡緑町団地	41.2ha	41.2ha	41.2ha
		新保地区	61.0ha	61.0ha	61.0ha
		新保南地区	14.5ha	14.5ha	14.5ha
合併処理浄化槽		下水道公示済み区域外	7,717人	7,554人	7,409人

出典：富山市上下水道局下水道課資料、富山市農林水産部農村整備課資料、富山市環境部環境保全課資料

⑤ その他

生活排水処理対策では、各家庭における生活排水処理対策の実践と下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっています。

このうち、下水道等は施設の整備のみならず、各家庭の排水設備をこれらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者等への啓発・指導を行う必要があります。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭における実践活動）

内 容
①台所の三角コーナーや排水口ストレーナーには、ネットを使う等して、調理屑や食べ残しを排水口へ流さないようにする。 ②残った油は熱いうちにこし器に移し、炒め物などで使い切る(やけどの恐れがあるため、油の取り扱いには十分に注意する)。 ③鍋や皿に付いた油汚れは、ふき取ってから洗う。 ④古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品で燃やせるごみとして出す。 ⑤洗濯は無リン洗剤や石鹼を使用する。また、洗剤は正しく計量し、使いすぎないようにする。 ⑥風呂の残り湯は、洗濯や掃除等に利用する。 ⑦日常生活において、節水を心がける。

表4-2-6. 主な啓発指導の活動内容

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続的な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続的な実施 ○広報とやま、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	○水質汚濁防止に関すること ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

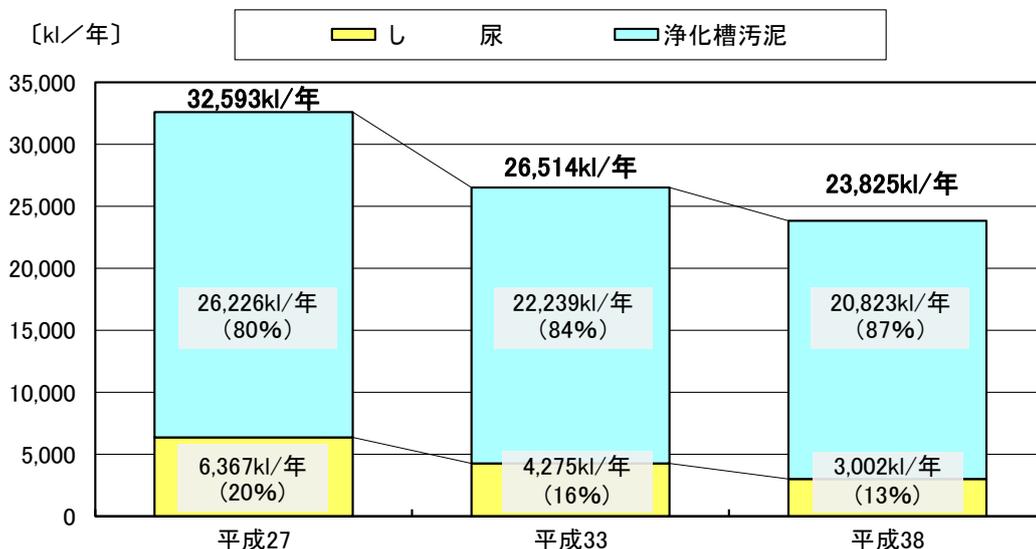
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は平成27年度の32,593kl/年から、平成33年度には26,514kl/年に減少（19%減少[平成27年度比]）し、平成38年度には23,825kl/年に減少（27%減少[同比]）する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成33年度に72.64kl/日、平成38年度に65.27kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績		前期目標年度		後期目標年度	
		平成27	浄化槽汚泥混入割合	5年目		10年目	
				平成33	平成38	平成33	平成38
計画年間処理量	し尿	kl/年	6,367	4,275	3,002		
	浄化槽汚泥	kl/年	26,226	22,239	20,823		
	計画年間処理量 計	kl/年	32,593	26,514	23,825		
		%	100%	81%	73%		
計画日平均処理量	し尿	kl/日	17.40	11.71	8.22		
	浄化槽汚泥	kl/日	71.66	60.93	57.05		
	計画年間処理量 計	kl/日	89.06	72.64	65.27		
		%	100%	81%	73%		



### 1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成27年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は80%となっていますが、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、さらに増加傾向となることが見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成27	平成33	平成38
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	80%	84%	87%

## ② 排出抑制計画・資源化計画

### ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽の清掃污水を過剰に汲み取らないよう指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等を検討していきます。

### イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥は、現在、富山地区広域圏衛生センターにおいて脱水・乾燥後、堆肥化による農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

## ③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまでどおり、本市全域とします。

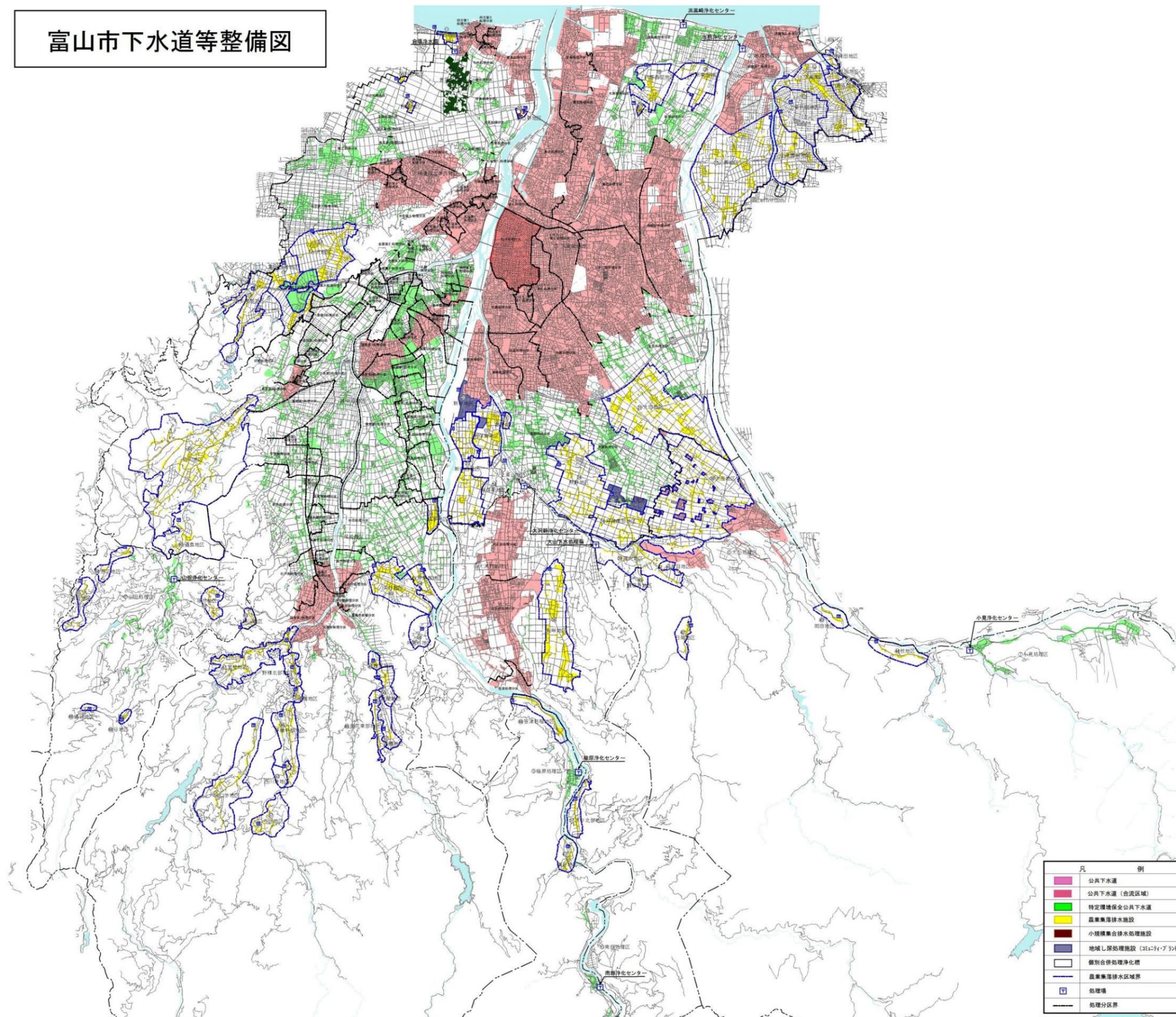
また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきますが、今後も収集世帯数の減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥収集量の月変動を可能な限り抑制することや市民サービスの低下を招かないことに配慮しつつ、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

## ④ 処理計画

現在、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後も引き続き、つばき園と富山地区広域圏衛生センターで安定かつ適正に処理していきます。

富山市下水道等整備図



NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
①	神通川左岸	流域関連公共下水道	平成5年4月～平成27年3月	平成9年12月
八尾処理区	流域関連特定環境保全公共下水道			
	流域関連公共下水道		平成5年12月～平成27年3月	平成14年1月
	流域関連特定環境保全公共下水道			平成13年7月
樽中処理区	流域関連公共下水道		平成5年12月～平成27年3月	平成12年11月
	流域関連特定環境保全公共下水道			
②	水橋	単独公共下水道	平成2年12月～平成29年3月	平成6年12月
③	浜島崎	単独公共下水道	昭和27年4月～平成29年3月	昭和54年4月
	上栗山	公共関連特定環境保全公共下水道	昭和51年12月～平成29年3月	昭和37年10月
		公共関連特定環境保全公共下水道(大沢野)	昭和61年12月～平成18年3月	平成4年4月
④	倉垣	単独特定環境保全公共下水道	平成元年10月～平成13年3月	平成5年4月
⑤	大沢野	単独公共下水道	昭和61年12月～平成28年3月	平成4年4月
	公共関連特定環境保全公共下水道			平成8年3月
⑥	大山	単独公共下水道	昭和54年12月～平成28年3月	昭和62年4月
⑦	小見	単独特定環境保全公共下水道	平成6年10月～平成28年3月	平成11年11月
⑧	山田	単独特定環境保全公共下水道	昭和61年2月～平成16年3月	平成2年3月
		単独公共下水道	平成21年3月～平成28年3月	
⑨	権原	単独特定環境保全公共下水道	平成10年9月～平成19年3月	平成16年3月
⑩	南部	単独特定環境保全公共下水道	平成13年5月～平成28年3月	平成18年3月

NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
⑪	打出	農業集排水施設	昭和60年4月～平成元年3月	昭和63年7月
⑫	下妻	農業集排水施設	平成元年4月～平成6年3月	平成4年4月
⑬	富山西部	農業集排水施設	平成2年4月～平成8年3月	平成6年4月
⑭	古沢	農業集排水施設	平成4年4月～平成8年3月	平成7年4月
⑮	上栗南部	農業集排水施設	平成5年4月～平成8年3月	平成8年4月
⑯	針原西部	農業集排水施設	平成6年4月～平成9年3月	平成9年10月
⑰	上栗北部	農業集排水施設	平成6年4月～平成11年3月	平成10年4月
⑱	新保東	農業集排水施設	平成7年4月～平成10年3月	平成10年4月
⑲	池多南部	農業集排水施設	平成7年4月～平成11年3月	平成11年4月
⑳	針原東部	農業集排水施設	平成10年4月～平成12年3月	平成12年4月
㉑	太田	農業集排水施設	平成10年4月～平成14年3月	平成13年3月
㉒	三郎	農業集排水施設	平成11年4月～平成16年3月	平成16年4月
㉓	新保西	農業集排水施設	平成12年4月～平成17年3月	平成17年4月
㉔	熊野	農業集排水施設	平成17年4月～平成22年3月	平成21年4月
㉕	月岡南部	農業集排水施設	平成18年4月～平成22年3月	平成21年4月
㉖	小池五郎丸	農業集排水施設	平成23年4月～平成26年3月	平成26年4月
㉗	野田	農業集排水施設(農集)	昭和2年4月～平成2年3月	平成2年4月
㉘	島田	農業集排水施設(農集)	平成元年4月～平成3年3月	平成3年4月
㉙	橋本	農業集排水施設(農集)	平成2年4月～平成3年3月	平成4年4月
㉚	鎌田	農業集排水施設(農集)	平成2年4月～平成3年3月	平成6年4月
㉛	利波	農業集排水施設(農集)	平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉜	望田	農業集排水施設(農集)	平成3年4月～平成3年3月	平成5年4月
㉝	金山新	小規模集排水処理施設	平成8年4月～平成10年3月	平成10年4月
㉞	新保	地域し尿処理施設(2ha以下)	平成11年12月～平成13年3月	昭和58年5月
㉟	新保南	地域し尿処理施設(2ha以下)		平成13年4月
㊱	月岡東	地域し尿処理施設(2ha以下)		昭和58年4月
㊲	船越	農業集排水施設	平成5年4月～平成9年3月	平成9年4月
㊳	下夕北部	農業集排水施設	平成6年4月～平成8年3月	平成9年4月
㊴	大庄	農業集排水施設 ※公共下水道に接続	昭和5年4月～平成4年3月	昭和62年4月
㊵	福沢	農業集排水施設 ※公共下水道に接続	昭和9年4月～平成4年3月	昭和62年4月
㊶	観音寺	農業集排水施設(農集) ※公共下水道に接続	平成元年4月～平成3年3月	平成2年3月
㊷	布日	農業集排水施設(農集) ※公共下水道に接続	平成元年4月～平成3年3月	平成2年3月
㊸	日尾	農業集排水施設	平成4年4月～平成7年3月	平成6年5月
㊹	岡田	農業集排水施設	平成6年4月～平成8年3月	平成7年3月
㊺	牧	農業集排水施設	平成8年4月～平成11年3月	平成11年3月
㊻	深谷	農業集排水施設	平成元年4月～平成5年3月	平成4年4月
㊼	野積中部	農業集排水施設	平成3年4月～平成6年3月	平成6年4月
㊽	室牧	農業集排水施設	平成5年4月～平成8年3月	平成8年3月
㊾	卯花東部	農業集排水施設	平成6年7月～平成8年9月	平成8年10月
㊿	櫻尾	農業集排水施設(農集)	平成2年6月～平成4年3月	平成4年4月
㊱	岩屋	農業集排水施設(農集)	平成3年7月～平成6年3月	平成6年4月
㊲	道徳	農業集排水施設(農集)	平成3年10月～平成6年3月	平成6年4月
㊳	宮腰	農業集排水施設(農集)	平成4年10月～平成7年3月	平成7年4月
㊴	西川倉	新山形集排水施設整備事業	平成7年4月～平成8年3月	平成8年3月
㊵	村原東部	農業集排水施設	平成6年6月～平成11年5月	平成11年1月
㊶	野積北部	農業集排水施設	平成9年5月～平成11年3月	平成11年1月
㊷	仁歩	農業集排水施設	平成10年4月～平成12年12月	平成13年1月
㊸	布谷	農業集排水施設	平成11年4月～平成14年3月	平成14年1月
㊹	井原谷	小規模集排水処理施設	平成14年6月～平成14年9月	平成16年1月
㊺	成子	農業集排水施設	平成元年4月～平成3年3月	平成2年4月
㊻	道島	農業集排水施設	平成3年4月～平成3年3月	平成3年4月
㊼	音川	農業集排水施設 ※公共下水道に接続	平成11年4月～平成17年3月	平成16年5月
㊽	宿坊	農業集排水施設	昭和3年4月～平成3年3月	平成3年4月
㊾	柳川	農業集排水施設(農集)	平成3年4月～平成3年3月	平成8年7月
㊿	沼又	農業集排水施設	平成2年4月～平成6年3月	平成5年4月
㊱	清水	農業集排水施設	平成3年4月～平成6年3月	平成6年4月
㊲	菅津岩輪	農業集排水施設	平成6年4月～平成10年3月	平成10年3月
㊳	庵谷	農業集排水施設	平成5年4月～平成8年3月	平成7年4月
㊴	谷	農業集排水施設	平成5年4月～平成6年3月	平成7年4月

出典：富山市上下水道局資料

図4-2-1. 下水道等整備計画図





## 第2次富山市一般廃棄物処理基本計画

---

発行 / 富山市環境部 環境センター管理課

〒939-8178 富山市栗山637番地

[ TEL ] 076-429-5017

[ FAX ] 076-429-7388

[ E-mail ] [kksentakanri-01@city.toyama.lg.jp](mailto:kksentakanri-01@city.toyama.lg.jp)

[ホームページ]

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyosenta/kankyo.html>

平成29年3月

---